

令和6年度事務事業評価一覧

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
1	自治功労者表彰事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	市表彰条例に基づき、各分野で活躍された方々を表彰し顕彰する。また、感謝状を贈呈し、感謝の意を伝達する。 被表彰者の功労功績を顕彰し、市民が主役の市民と市が協働するまちづくりに寄与する。	・表彰審査委員会の開催(年2回) ・1月から3月までの間に市政功労者表彰及び感謝状贈呈式を開催	A	A	A	継続実施
2	一般管理事務費		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	多様化する市民ニーズや行政事務に対応するため、市長・副市長の日程調整等を適正に管理し職務を円滑に遂行させることで、政策実現、市政運営の効率化及び円滑化を図り、もって行政サービスの充実を図ること で市民福祉の向上に寄与する。	市長・副市長の日程調整や関係各課等との連携による必要な情報の収集・整理・資料作成など、円滑な公務遂行のため、適正な秘書業務を推進する。 また、報道機関(とちぎテレビ・栃木放送等)へ出演し、市政情報広く伝える機会を設ける。	A	B	A	継続実施
3	市長交際費		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	市政に関係する市民・団体・企業等との良好な関係を構築・維持し、市政の円滑な運営を行い市の政策実現を図ることを目的とする。	・市長自らが市の代表として、会議、式典、大会、懇談会、慶弔等に出席する際の経費について、交際費の支出基準に基づき適切な支出管理を行う。 ・新春賀詞交歓会を開催する。	A	B	A	継続実施
4	企画総務費		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	企画事務事業全般及び委員会等の円滑な運営を行うとともに、市単独での実施より効果的な活動が見込める広域協議会等において事業推進を図る。	企画全般において、全庁における要望活動や各種調査のとりまとめの他、情報提供等を実施する。 広域協議会等(栃木県央都市圏首長懇談会・小山地区定住自立圏等)については、関係する事業推進にあたり積極的に活用する。また、地方創生の推進等を図るため、まちづくりにおいては、宇都宮大学や金融機関等、地域との連携を図り、効果的な取組を実施する。	A	A	A	継続実施
5	総合計画推進事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	総合的かつ計画的に市政を運営するため、市の最上位計画である総合計画について適切な進行管理を実施し、効率的かつ効果的な行財政運営を推進する。 なお、総合計画に示した施策を推進するための具体的方策として、2年間に取り組む主要な事業について、総合計画実施計画を毎年ローリング方式により策定し公表する。	行政評価では、市で実施するすべての事務事業について内部評価を実施し、今後の事業の方向性を示すとともに事業の改善等に務める。また、庁内で構成する行政評価委員会では、新規事業や一般財源からの支出額が大きい事業等に焦点を絞り、全庁的な協議・評価を実施する。行政評価市民評価では、外部委員で組織する行政改革推進委員会において、その内部評価の妥当性について検証する。	A	B	A	継続実施
6	行政改革推進事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	柔軟で効率的な行財政運営の確立に向けて行財政の改革を全庁的に推進するため、下野市行政改革大綱・実施計画を策定し、その具体的な取組を示した下野市行政改革大綱実施計画についての進捗管理を実施する(実施期間:5か年)。 ●第四次行政改革大綱・実施計画(令和2～6年度) ※総合計画と期間を一致させるため、期間を令和7年度まで延長する。	下野市行政改革大綱に関し、下野市行政改革推進本部及び幹事会において、全庁的な審議等を実施し決定する。その内容について、外部委員による行政改革推進委員会において、市民目線による意見・提言等をいただき、簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて行財政の改革を全庁的に推進する。また、権限移譲や指定管理者制度導入の推進、市職員提案による市の施策等の改善を実施するとともに、庁内審議会等に多くの市民の意見を反映させるため、年間の公募予定を公表する。	A	A	A	継続実施
7	総合戦略推進事業		ソフト事業	裁量なし	総合政策部	総合政策課	継続	少子高齢化や人口減少・地域経済縮小の克服等、地方創生を推進するため策定した「下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進行管理を行う。また、総合戦略に設定した基本目標の数値目標及び具体的な施策に係る重要業績評価指標(KPI)の達成度の分析・検証を行うとともに、必要に応じて総合戦略の見直しを図る。	第二期計画(令和2～7年度まで)において示す目標や施策の基本的方向性、具体的な施策について総合的かつ計画的に実施するとともに、下野市地方創生推進本部及び下野市総合計画審議会において、その進捗管理を行う。 総合計画審議会において、次期(令和8～12年度まで)5か年計画を策定する。	A	A	B	継続実施
8	情報ネットワーク管理事業	3暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	・地域イントラネットを適切に管理することにより、地域情報化の維持を図る。 ・情報システムの導入や適切な管理運用をすることにより、行政運営の効率化を図る。 ・デジタル技術を活用した施策を推進することにより、行政サービスの向上や業務効率化を図る。	・地域イントラネットを構成する光ファイバー等構成機器の維持管理を行う。 ・LG-WAN系ネットワークの運用、同ネットワークで使用される業務アプリケーション及び端末等機器の維持管理を行う。 ・市DX推進方針に基づき、「自治体のAI・RPAの利用促進」「デジタルデバイドの解消」など、国が掲げるデジタル社会の実現に向けた施策を進める。	A	A	A	継続実施
9	基幹系システム管理事業	3暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	住民記録、税、福祉等の市民サービスを効率的に提供し、市民サービスの向上に資する。 令和7年度末までに関係府省が作成する標準仕様に適合するよう法で義務づけられている基幹系業務(20業務)について、ガバメントクラウド上へシステムの移行を図る。	住民基本台帳や課税、福祉行政などの市の基幹となる業務に関する基幹系システムのハードウェア及びソフトウェアの整備、維持管理を行う。 住基や税など基幹系20業務システムについて、令和7年度末までに国の示す標準準拠システムへ移行し、ガバメントクラウド上へシステムの移行を図る。	A	A	A	継続実施
10	統計調査総務事務費		ソフト事業	裁量なし	総合政策部	総合政策課	継続	統計調査事務を効率的に執行する。	各種統計調査事務を効率的に執行する。	A	A	B	継続実施
11	学校基本調査費		ソフト事業	裁量なし	総合政策部	総合政策課	継続	学校に関する基本的事項である学校数、学級数、在学者数、教職員数などの状況、卒業者の進路などを調査し、教育行政上の基礎資料を得る。	学校に関する基本的事項である学校数、学級数、在学者数、教職員数などの状況、卒業者の進路などを調査し、教育行政上の基礎資料を得る。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
12	経済センサス費		ソフト事業	裁量なし	総合政策部	総合政策課	継続	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としている。	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とし、調査を実施する。	A	A	B	継続実施
13	全国家計構造調査		ソフト事業	裁量なし	総合政策部	総合政策課	継続	家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯における所得分布、消費水準、構造等を明らかにして、各種経済施策の基礎資料とする。	家計の実態調査として、世帯の消費・所得・資産に関する水準・構造・分布などを調査し、各種経済施策の基礎資料とする。 なお、昭和34年から5年毎に実施しており、令和6年は14回目であり、2か月(10月～11月)を調査期間とする。	A	A	B	継続実施
14	公共施設マネジメント推進事業	3暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	公共施設等の最適な配置を実現し、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく取組の進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルの確立による計画等の不断の見直しを行う。	公共施設マネジメントシステムの運用により施設データの一元管理を行うとともに、下野市公共施設マネジメント推進委員会において計画の進行管理を行う。	A	A	A	継続実施
15	国勢調査		ソフト事業	裁量なし	総合政策部	総合政策課	継続	統計結果の集計や他の各種統計調査を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。 日本に住む人と世帯を対象とし、人口構造、家族構成、就業状況などを明らかにする。	国勢調査は、大正9年(1920年)の第1回目の調査から、以後概ね5年毎に実施しており、日本に住む人と世帯を調査対象とし、人口構造、家族構成、就業状況などを明らかにする。 なお、大規模調査と基礎的な項目のみを調査する簡易調査(中間年)がある。令和7年度は簡易調査にあたる。	A	A	B	継続実施
16	農林業センサス		ソフト事業	裁量なし	総合政策部	総合政策課	継続	我が国における農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。	食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料の整備、また、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的とし、農林業に関する基礎データの調査を実施する。	A	A	B	継続実施
17	公共施設等公民連携推進事業	3暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	地域の賑わい創出に向けた公民連携によるまちづくりを推進する地域人材を育成・確保するため、若者・子育て世代の地域に対する愛着の醸成や居心地の良さの向上を図る「サードプレイス」づくりに取り組む。 ・都市構造再編集中央支援事業(国費1/2)(石橋駅西口地区)	・街全体をキャンパスに見立て、街の良さを取り入れながら、先生、生徒といった役割に固定しないオープンな交流・学び合いの場を提供することにより、様々な人の交流を促進し、市街地の賑わいを演出する。 ・ワークショップや社会実験の実施等を通して、「ふるさと」を支援する地域づくり団体の設立を目指す。(対象エリア:石橋駅西地区、自治医大駅周辺、小金井駅周辺)	B	A	A	継続実施
18	学校跡地活用推進事業	3暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	南河内小中学校の開校に伴い令和3年度末で閉校となった薬師寺小学校・吉田東小学校・吉田西小学校跡地について、民間での活用や地域課題を解決するための活用を推進する。	「学校跡地活用検討にあたっての基本的な考え方」に基づき、全庁的に組織した公共施設マネジメント推進委員会やワーキンググループにおいて活用方針を検討するとともに、必要に応じて地域の方々や関係者を含めた検討を進め、具体的な活用策の実現を図る。	A	A	A	継続実施
19	第三次総合計画策定事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	総合的かつ計画的に市政を運営するため、市の最上位計画である総合計画を策定する。 また、併せて第三次国土利用計画下野市計画並びに第二次下野市国土強靱化地域計画の策定を総合計画との整合性を図りながら行う。 ・第三次下野市総合計画(基本構想:令和8年度～令和17年度)前期基本計画(令和8年度～令和12年度)後期基本計画(令和13年度～令和17年度)・三次国土利用計画下野市計画(令和8年度～令和17年度)・第二次下野市国土強靱化地域計画(令和8年度～令和12年度)	下野市の現状等の把握を図るため、市民意識調査・中学生、高校生アンケート調査・現況調査・施策動向調査・将来人口推計等を実施し、施策の展開に向けた課題整理などを行う。 また、総合計画策定委員会と専門部会、外部委員による総合計画審議会に諮りながら、パブリックなど経て、最終的に議会の議決を得て決定する。 なお、自治基本条例では、総合計画を市民参画のもとに策定するとしており、市民や関係団体懇談会などを開催し、広く市民の意見を取り入れる。	A	A	B	継続実施
20	しもつけ・未来・プロモーション事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	知ってもらい、来てもらい、住んでもらい、といった段階的な取組において、まずは「知ってもらい」ためのシティプロモーションを展開する。YouTube動画などを活用し、市の存在・魅力を市内外に発信することにより本市の知名度を高め、東京圏からの新たな人の流れを生み出す。	「東の飛鳥」プロジェクト及び「シモツケウツツケ」キャッチコピーの活用により、歴史が証明するくらしやすいまちというイメージの定着を図る。 シティプロモーション専用サイト「プチハピしもつけ」の充実を図る。また、SNSを活用して各種情報を配信しながら、本市の魅力やイベントのPRに努める。	A	A	A	継続実施
21	地域おこし協力隊事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	都市地域から条件不利地域に住民票を移動し、生活拠点を移した者を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発。販売やPR等の地域おこし支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住を図るもの。	東京圏において地域おこし協力隊を募集し、意欲ある適切な人材を本市の地域活性化のために従事してもらうとともに、その定住を図る。 なお、経費は特別交付税の対象となるが、任期満了後も定住し、地域のための活動が期待できる人材の発掘、採用を求めている。	A	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
22	移住支援事業		ソフト事業	裁量なし	総合政策部	総合政策課	継続	東京圏からの移住促進及び地方の担い手不足対策として、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づく地方創生推進交付金を活用した移住支援事業および地方就職学生支援事業(R6～)を実施する。 また、若者の将来的なUターンの促進を図る。	東京23区内に5年以上在住または通勤していた方が本市に移住し、かつ栃木県が運営するマッチングサイトに掲載されている対象企業等に就職した場合、起業又はテレワーク移住をした場合、移住支援金として一世帯当たり100万円(単身者は60万円、子育て加算あり)を支給する。本事業は県および県内全市町で実施している。また、東京圏の大学卒業後の本県への移住定住を促すため、県内企業への就職活動における交通費を補助している。(令和6年度開始、国・県補助事業) さらに、Uターン促進のため、本市にゆかりのある若者をターゲットにした郷土愛醸成事業を実施する。	A	A	B	継続実施
23	ふるさと納税推進事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	ふるさと納税の推進を図る。	ふるさと納税寄附者へ返礼品を送付する。 返礼品の充実及び積極的なPRを図り、寄附額の拡大につなげる。	A	B	A	継続実施
24	広報広聴業務事務費		ソフト事業	裁量なし	総合政策部	総合政策課	継続	・市民の率直な意見・要望・提言を今後のまちづくりに反映させることを目的として、市政懇談会を開催する。 ・様々な手段を活用した情報提供の充実を図る。	市民の率直な意見・要望・提言を今後のまちづくりに反映させることを目的として、市政懇談会を開催する。 また、様々な手段を活用した情報提供の充実を図る。	A	A	A	継続実施
25	地域連携事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	総合政策課	継続	人口ビジョンで掲げた将来展望及び総合戦略の目標値等の実現を目指すし、本市における地方創生・地域活性化の取組として、市独自の新たな事業、県や他市町と連携した新たな事業に取り組む。	○下野市・上三川町・壬生町連携会議では、経済・文化及び医療など多くの面で密接に関係する1市2町が、地域振興や定住促進を図るため共通する行政課題等について、一体となって取り組む。 ○小山地区定住自立圏において圏域の良さを紹介するPRパンフレットの配布や圏域内での移住者交流会など実施し、圏域全体のPR・移住定住促進に努める。	A	A	A	継続実施
26	自治会長等事務報償事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	市民と行政との連携により、行政情報の効果的な周知、自治基本条例に基づく協働によるまちづくりを推進するため、自治会長事務委嘱及び報償金支給要綱に基づき自治会長に委嘱する。 また、自治会振興費交付金を各自治会に交付するなど、自治会活動を支援する。	自治会長へ報償を支給するとともに、自治会へ自治会振興費交付金を交付する。 また、市自治会長連絡協議会へ補助金を交付するとともに、市が事務局となり自治会長研修企画等、事務を遂行する。なお、年度当初に自治会長研修時にガイドブックを作成し配布する。	A	B	A	継続実施
27	コミュニティセンター運営事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	コミュニティ支援については、自治基本条例において公益性・公平性に配慮し、その自主性・自立性を損なうことのないよう支援するものとされていることから、本事業を実施し、各地区のコミュニティ活動の振興を図る。	各コミュニティ推進協議会運営費、国分寺地区コミュニティ盆踊り・花火大会の開催経費、石橋地区おみこし広場の開催経費に補助金を交付する。 また、コミュニティセンターを維持管理し、適宜修繕する。	A	B	A	継続実施
28	自治会公民館建設費補助事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	自治会公民館建設・改修時の自治会の負担を軽減し、自治会の活動拠点を整備することにより当該地域住民の連帯意識の向上や地域の活性化を図る。	自治会公民館の新築・改修を行う自治会に対して新築・改築工事費の1/2を補助する。 新築は、上限5,000千円 改築は、上限1,500千円、但し100千円未満の改修工事については自治会負担とする。	A	B	A	継続実施
29	コミュニティセンター指定管理者施設管理運営費		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	コミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティセンターについて、地域のコミュニティ推進協議会を指定管理者として指定することにより、自治会の枠を超えた地域の交流と、より広域的な組織づくりを推進する。	仁良川、グリーントウン、上町、栄町、石橋駅前、石橋中央、石北1号館、石北2号館、東方館、友愛館、薬師寺、姿西部考古台地の各コミュニティセンターを、指定管理者に委託する。	A	B	A	継続実施
30	コミュニティセンター修繕事業		ハード事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターについて、施設の老朽化等により日々の利用に支障をきたす箇所の修繕を行う。	コミュニティセンター16施設の要修繕箇所について、緊急性や重要性により優先順位を考えたうえで修繕を行う。	A	B	B	継続実施
31	自治基本条例推進事業	3暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	まちづくりの指針となる自治基本条例について、出前講座やイベント時などに条例を広く市民に周知し協働の取組の理解を広め、「市民が主役のまちづくり」「協働によるまちづくり」を推進する。	下野市自治基本条例情報紙編集委員会において、市民目線からの取材編集を行い、情報紙「らいさま」を年2回発行する。 下野市自治基本条例を広く市民に周知するため啓発グッズおよび既存のパンフレットを出前講座、各種イベント時に配布し、市民認識の浸透を図る。 条例第38条に基づき、5年を超えない期間毎に自治基本条例検討委員会(外部委員会)において検証を行う。	A	A	A	継続実施
32	市民活動支援事業	3暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	市民の連帯感を高め、市民の創意を活かし、将来にわたり市民が誇りを持てる個性豊かな下野市実現のため、市民団体が自発的に行う公益性の高いまちづくり活動に対して補助金を交付し、活動を支援する。これにより自治基本条例に定める「協働によるまちづくり」を推進する。	下野市市民活動補助事業交付要綱に基づき、事業の募集を行い審査会の結果をもとに交付決定を行う。補助回数は、1事業について、5回(5年)までとする。公募型の補助制度であり、選考会は市民等で構成し、審査会は公開プレゼンテーション形式で実施する。	A	A	A	継続実施
33	市民活動センター管理運営事業	3暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	本市自治基本条例を基本とした協働のまちづくりを推進するために、市民活動の拠点となる市民活動センターの管理運営を行う。令和7年度から指定管理に移行する。	・市民活動団体等の設立、運営相談 ・市民活動情報の発信 ・人材育成講座 ・活動主体の交流創出 ・施設貸出、維持管理	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
34	男女共同参画推進事業	3 暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	男女共同参画宣言都市として、下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例の基本理念に基づいて、第三次男女共同参画プランを推進していく。	第三次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画のつどいや男女共同参画推進セミナーの開催、男女共同参画情報紙の発行、啓発パネルの展示活動等の啓発を実施する。 男女共同参画推進委員会を開催し、男女共同参画プランに基づく各種事業の推進と進捗管理を行う。 小山定住自立圏共生ビジョン事業としてワーク・ライフ・バランスを推進し、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定を実施する。	A	A	A	継続実施
35	人権啓発事業	3 暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	・市人権教育・啓発推進行動計画を基に、様々な場を通じた人権教育・啓発の推進 ・人権教育・啓発の重要課題の同和問題に関する差別意識の解消に向けた啓発の推進	市人権教育・啓発推進行動計画の進捗状況を調査し、随時「人権推進審議会」において検討し、その結果を施策の推進に反映する。 部落解放愛する会が主催する研修への参加	A	A	A	継続実施
36	人権擁護委員事業	3 暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	人権擁護委員活動の支援と啓発活動の推進	・人権擁護にかかる意識醸成のために事業（人権の花運動、12月の人権週間における啓発活動、人権作文・書道・絵画コンテスト）を実施する他、人権擁護委員会の活動補助を行う。	A	A	A	継続実施
37	男女共同参画プラン策定事業	3 暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」では、男女共同参画社会の実現を目指し、基本理念を定めている。男女共同参画を推進する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次期男女共同参画プランを策定する。	第四次男女共同参画プランは、「男女共同参画計画」・「女性活躍推進計画」・「配偶者等からの暴力対策基本計画」に加えて、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画に位置づけるものとして策定する。 市民・事業所アンケート調査の結果をもとに市民等で構成される男女共同参画推進委員会にて協議を行い、第四次男女共同参画プランの策定を目指す。	A	A	B	継続実施
38	親善友好都市交流事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	自治基本条例では、「市は、歴史及び文化等を共有する他の市町村との交流を積極的に図り、歴史及び文化等を大切にするまちづくりを推進する」とされている。本事業は、自治基本条例の規定に基づき、交流によるまちづくりを推進する事業である。	国内交流協会活動費へ補助金を交付するとともに、市が事務局として事務を遂行する。 歴史文化交流協定を締結している香川県高松市とは、讃岐国分寺交流協会との小学生相互交流を中心に交流を推進する。 友好都市協定を締結している岐阜県本巣市とは、淡墨桜を通し歴史、文化、観光を中心に交流を推進する。	A	B	A	継続実施
39	国際交流事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	継続	自治基本条例では、「市は、国際交流の文化を大切にするとともに、市民の国際交流活動の支援に努める」とされ、また、「多文化共生社会の視点に立ち、国際交流活動に努める」とされている。本事業は、自治基本条例の規定に基づき、市民の国際交流活動を支援するとともに、国際交流活動を推進するための事業である。	ドイツ出身の国際交流員を市民協働推進課に1名配置し、市民の国際交流を支援するほか、姉妹都市であるドイツのディーツヘルツタールとの連絡調整にあたる。 また、市国際交流協会活動費として補助金を交付するとともに、市が事務局となり事務に従事する。 3年に1回、中学生をドイツに派遣するとともに、ドイツからの中学生を受け入れる。	A	B	A	継続実施
40	姉妹都市締結50周年記念事業		ソフト事業	裁量あり	総合政策部	市民協働推進課	新規	姉妹都市締結50周年を迎える姉妹都市・ドイツのディーツヘルツタールとの交流の継続と発展を図る。	姉妹都市であるドイツのディーツヘルツタールと姉妹都市締結50周年を迎えるにあたり、ディーツヘルツタールからの訪問団の受け入れや記念式典などの記念事業を行う。	A	B	B	継続実施
41	非核平和推進事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	非核平和都市宣言事業及び平和学習活動の一環として、中学生を被爆地である広島市に派遣し、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを体験することにより、次世代を担う人材を育成する。また、事前研修・体験発表報告を通じ、平和について再認識するとともに、各中学校において、派遣で感じた平和の大切さ等を他の生徒に伝えることにより、将来を担う人づくりに資することを目的とする。	中学生平和研修派遣事業 ・派遣団：11名（校長1名、市内4校の2年生男女各1名、教諭1名、総務人事課職員各1名） ・派遣期間 8月5日～7日 ・派遣先等 広島市（原爆ドーム、平和記念公園、資料館）、被爆体験者講話、千羽鶴奉納 など 平和推進活動 ・原爆パネル展、懸垂幕の掲示、小金井空襲記憶継承（教育委員会共同）	A	B	A	継続実施
42	情報公開・個人情報保護事務費		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	情報公開条例に基づき、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、公正で民主的な市政を推進する。 個人情報保護法に基づき、個人情報を保護し、市民等の権利利益を守るとともに、公正で民主的な市政を推進する。	情報公開条例、個人情報保護法に関する重要案件及び異議申し立てがあったときは、審査会を開催する。	A	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
43	一般管理事務費		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	市のコンプライアンスを確保するとともに、適正で効率的な市政運営を行うための総務事務	・法令を遵守した適正な行政事務を円滑に運営するための顧問弁護士の設置 ・コンプライアンスを高めるための議員、市長等、職員の各倫理審査会等の運営 ・市が賠償責任等を負う事故について、補償を行う全国町村会総合賠償保険への加入 ・コピー用紙、封筒などの全庁的な消耗品の一括調達 ・庁舎案内、総合電話案内業務(フロアマネージャーを配置) 常時3名×7.75時間	A	B	B	継続実施
44	一般職給与費		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	特別職及び一般職の給与の支給について、適正な管理による支給事務を行う。 人事給与システムの活用による給与事務の適正化、効率化を図る。	給与計算・支払い 共済組合負担金・掛金の計算・支払い 人事院勧告等制度改正に伴う給与改正等対応	B	B	A	継続実施
45	嘱託臨時職員費		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	緊急的な業務量の増加や休職等不測の事態により職員が不足する部署において、市民サービスが低下しないよう臨時的職員(会計年度任用職員等)を効率的に採用する。 また、一事業所として、会計年度任用職員、再任用短時間職員等の社会保険料や雇用保険、労災保険料を一括管理する。	育児休業等の緊急的な会計年度任用職員5名分の報酬	B	B	A	継続実施
46	職員健康管理事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	地方公務員法、労働安全衛生法に基づく職員の健康管理のため、人間ドック、健康診断の受診の推進や健康相談、ストレスチェックの実施により、メンタルヘルスを含む疾病等の早期発見、早期治療が可能になり職員の健康保持増進に努める。	職員の健康管理のため、定期健康診断の実施、人間ドック、婦人科検診の推進を図る。 産業医、産業カウンセラーを設置し、健康相談を実施する。 労働安全衛生法の改正に伴う義務化に伴うストレスチェックを実施する。(職員数50人以上規模の事業所)	A	B	A	継続実施
47	職員作業服等貸与事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	労働安全衛生上の観点から現場作業に適した被服の貸与し、市民に対し職員であることを明確にする。 また、作業服を貸与することで、服務を律し、機能性と安全性を考慮した働きやすい職場環境を形成する。	勤務場所・勤務形態等によって必要とされる部署職員への作業服について、計画的に貸与する。【原則5年(事業系職員3年)に1回】	B	B	A	継続実施
48	職員研修事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	職員個々の職務遂行能力を高め、高度で多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材を育成するため、階層別研修や専門研修を実施する。	職員の職務能力と資質の向上を目指し、地方公務員としての意識の確立を図る。	B	B	A	継続実施
49	仁良川簡易郵便局事務事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	簡易郵便局の設置により、仁良川地区及び隣接地区住民等の郵便・貯金業務サービスの利便化を図ることを目的とする。 また、例年の実績から、事務取扱手数料等の歳入が約450万円見込まれ、市の歳入にも貢献している。	郵便及び郵便貯金業務を交代制による常時2名以上体制で行っている(再任用職員1名、臨時職員3名)。 歳出は、臨時職員賃金、郵便切手類の購入及び事務費であり、事務取扱手数料等の歳入により賄われている。	C	B	B	見直し実施
50	人事評価支援業務		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	人材育成に重点を置いた人事評価が円滑に進むようにシステムの運用を行う。	人事評価の効率よい作業を行うため、人事評価システムの借上げ、運用する。また、評価基準の平準化を図るため、ヘルプデスクを開設する。	B	B	A	継続実施
51	文書管理事務費		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	全庁的な文書(ファイリング)及び例規等の適正な管理を行う。 H24から、郵送物の配送をシルバー委託から郵便配送に変更しコスト低減を図った。 市の郵便物を一括で差出することで、各種割引制度が適用される。 新規事業や大口の郵送料を各課で計上させコスト意識を高めることで、市役所全体の郵送料の削減を図る。	・文書発送に伴う郵送事務 ・機密文書処理 ・例規制定改廃に伴うデータ作成、管理 ・ファイリング、法令、例規等検索システムの管理	A	B	A	継続実施
52	庁舎管理事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	庁舎の機能を維持するために、庁舎各設備の安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。	電気設備、給排水設備、空調設備、建築設備等の安全かつ効率的な運転と保守点検を行う。	A	B	A	継続実施
53	公用車管理事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	一括管理している公用車の適正な運行管理と市有バス運行管理業務委託を民間委託する。 令和5年度末見込み台数95台	➤公用車の一括管理業務に伴う車検・修理等の維持管理を行う。《管理台数95台、うち車検63台》 ➤市有バス2台の運行管理業務委託《バス委託料は190回見込み》※教育委員会関係で約8割使用 ・私有車の公務使用を促進する。(下野市職員私有車公務使用規程を一部改正) ・講師派遣による安全運転講習会を開催する。 ・運行管理として、システムでの申請と利用後の運行日誌への実績記入を義務付けている。 ・アルコール検知器を用いた、運転手の運行前後の酒気帯び確認を行う。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
54	公用車購入事業		ハード事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	一括管理している公用車について、老朽化を考慮しながら公用車を計画的に更新し、台数を適正管理にする。	各車両の使用実態に合わせ、下野市公用車更新計画に基づき公用車を購入する。 大規模災害を想定し、電気自動車や4輪駆動車の導入を実施する。 脱炭素社会実現のため、HVV車や電気自動車等の積極的な導入を実施する。	A	B	B	継続実施
55	土地管理事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	公有財産の有効活用及び維持管理を実施し、低未利用地は公売し、財源確保に努める。	普通財産の適正な維持管理を行い、低未利用地は公売する。 13箇所、17,302㎡の草刈りおよび除草剤散布を実施する。	A	B	A	継続実施
56	情報通信機器管理事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	総務人事課	継続	電話及び電話交換機の維持管理並びに複合機及び印刷機の維持管理を行う。	・電話料金等通信料の支払 ・電話機、電話交換機の維持管理 ・複合機、印刷機の維持管理	A	B	A	継続実施
57	財政管理事務費		ソフト事業	裁量あり	総務部	財政課	継続	市財政の健全化を図る	財政管理のための事務費 ・予算編成・地方交付税算定・決算統計・健全化判断比率算定・財務4表作成 ・地方債事務	A	A	A	継続実施
58	公会計制度改革対策費		ソフト事業	裁量あり	総務部	財政課	継続	統一的な基準による地方公会計の整備を図る。 発生主義、複式簿記の導入、固定資産台帳の整備等を行うことにより企業会計の慣行を参考とした貸借対照表等の財務諸表を作成する。	新公会計制度に対応するため、各種研修・セミナーに参加するとともに、財務諸表作成支援業務委託により事務の効率化を図る。 固定資産台帳の更新業務を行う。	A	A	A	継続実施
59	地域づくり事業推進基金費		ソフト事業	裁量なし	総務部	財政課	継続	ふるさと納税額を基金に積立てる。	ふるさと納税の趣旨に該当する事業に充当するまで基金に積立てる。	A	A	B	継続実施
60	市債元金償還費		ソフト事業	裁量なし	総務部	財政課	継続	市債の償還を行う。	市債元金の償還を行う。	A	A	B	継続実施
61	市債利子償還費		ソフト事業	裁量なし	総務部	財政課	継続	市債の償還を行う。	市債利子の償還を行う。	A	A	B	継続実施
62	公債諸費		ソフト事業	裁量なし	総務部	財政課	継続	市債の償還を行う。	証券債等の償還に伴う手数料の支払い。 証券債借入手数料の支払い。	A	A	B	継続実施
63	予備費		ソフト事業	裁量なし	総務部	財政課	継続	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため予備費を設ける。	下記の場合に予備費を充用できる。 ①予算編成当初予期しなかった予算外の支出が生じた場合 ②歳出予算計上額が不足した場合	A	A	B	継続実施
64	契約関係事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	契約検査課	継続	適正な入札・契約事務を実施するために、工事請負、業務委託、物品の購入等の入札・契約の事務を一元的に行う。	・工事請負、業務委託、物品の購入等の入札・契約の事務を一元的に行い、適正な入札制度を運用する。 ・電子通信方式による入札の執行により、発注者及び受注者双方の事務負担を軽減するとともに入札の透明性を確保する。 ・学識経験者により構成された入札適正化委員会において、建設工事の入札契約状況の適正性を審査する。	A	B	A	継続実施
65	検査調整事業		ソフト事業	裁量あり	総務部	契約検査課	継続	契約の適正な履行を確保するため、工事の検査を行う。また、土木工事分野に脆弱な所管課の工事等に係る一連の業務について、効率的かつ効果的な事業の執行を図るための支援を行う。	工事検査評定の質の向上と平準化が必要であり、検査員の専門的スキルの向上を図るため、検査員研修を実施する。 また、建設工事分野に脆弱な所管課の建設工事等への支援については、専門的な視点により検証と支援を行う業務サポートを実施してきたが、組織改編により営繕工事の業務サポートが整備課に移行された。土木工事分野に関しては、引き続き業務サポートを実施する。 建設業者の技術向上及び適正な施行の確保を目的として優良建設工事表彰を実施する。	B	B	A	継続実施
66	賦課徴収費		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	総務部	税務課	継続	国民健康保険事業に要する国民健康保険税賦課徴収事務の適正な運営を図る。	国民健康保険税賦課徴収に係る帳票印刷、システム委託費等。	A	B	A	継続実施
67	賦課徴収費		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	総務部	税務課	継続	介護保険料を賦課徴収する事務の円滑な執行を図る。	介護保険料納入通知書等の作成、保険料納付記録管理、日本年金機構との特別徴収情報交換等に必要な費用。	A	B	A	継続実施
68	徴収費		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	総務部	税務課	継続	後期高齢者医療事業に要する保険料を適正に賦課徴収し、事業の円滑な運営を図る。	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に係る事務として特別徴収開始通知書及び納入通知書等を送付し、徴収等を行う。 普通徴収(7月～2月)、特別徴収(年6回)、随時更正分(3月、5月)	A	B	A	継続実施
69	税務総務事務費		ソフト事業	裁量あり	総務部	税務課	継続	歳入の根幹をなす市税の課税に関する基礎資料の収集・整備を図り、公平で適正な課税及び円滑な事務遂行を推進し、自主財源の安定確保に努める。	①会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当 ②税制改正に対応した市税条例等の改正 ③適正な賦課、評価、滞納整理等に対応するための各種研修等への参加 ④関係団体への負担金の納付、補助金の交付 ⑤申告事務及び給与等の賦課資料の収集及び整理 ⑥コンビニ交付の運用 ⑦過誤納金の還付	A	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
70	賦課徴収事務費		ソフト事業	裁量あり	総務部	税務課	継続	歳入の根幹をなす市税の課税資料を収集して課税、徴収を行い、更に徴収率の向上により自主財源の安定確保に努める。 口座振替、コンビニ納付、アプリ納付等、クレジットカード納付等を有効に活用し納税者の自主納付促進及び期限内納付率の向上を図る。	市税の課税及び徴収 ①会計年度任用職員(市税徴収員)報酬、費用弁償 ②課税、徴収に係る帳票印刷、システム委託費等 ③督促、催告、滞納処分等の実施 ④口座振替、コンビニ納付、アプリ納付等、クレジット納付等、運用費用等 ⑤預貯金調査システム運用等	A	B	A	継続実施
71	固定資産税評価替事業		ソフト事業	裁量なし	総務部	税務課	継続	令和9年度固定資産税評価替えに向け、適正な評価・課税を行うため、各種課税基礎資料の整備や評価見直しの検討を実施する。	・令和3年度、令和4年度、令和5年度に実施した事業を基に、価格形成要因を調査し、鑑定価格の検証を実施する。(土地評価支援業務) ・土地評価の基礎、根拠とするため、不動産鑑定士による標準宅地の鑑定評価を実施する。 ・現況把握による公平で適正な資産の評価、課税を行う資料とすることを目的に、航空写真撮影を実施する。	A	A	A	継続実施
72	石橋地区消防組合負担金		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	石橋地区消防組合を運営するための構成市町負担金。 負担金は人口、世帯、危険物施設、面積、職員配置、車両配置の割合により算出される。 災害時は消防署と消防団の連携を図るよう、体制づくりをする。	石橋地区消防組合を運営するための構成市町負担金。 消防本部施設改修及び更新 消防車両更新	A	A	A	継続実施
73	消防自動車維持管理事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	火災時等の災害の際に消防団が円滑に活動できるよう消防ポンプ自動車の維持管理を行う。 消防ポンプ車21台の維持修繕	消防ポンプ車21台の維持管理 ポンプ自動車 車検	A	B	A	継続実施
74	非常備消防事務費		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	消防団運営に関する費用、下野市地域防災計画の管理、防災訓練を開催する際の経費を計上する。 消防団員、女性防火クラブ、防災活動支援隊が各種会議や研修に出席する際の負担金や団体への補助金、防災ラジオに関する経費を計上する。	下野市消防団の適正運営、下野市防災会議、下野市総合防災訓練の実施 県消防協会事業や石橋地区消防団連絡協議会事業の負担金 女性防火クラブの運営、消防団員の教育訓練 防災ラジオの整備促進	A	A	A	継続実施
75	自主防災組織活動補助金交付事業	3 暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	自主防災組織事務費 平成23年度に制定した下野市自主防災組織活動補助金交付要綱に基づき、自主防災組織設置促進、地域の防災力向上のために補助金を交付する。 平成30年度から下野市防災士資格取得補助金交付要綱に基づき、防災士資格取得補助金を交付する。	下野市自主防災組織活動補助金交付要綱に基づき、自主防災組織設置促進、地域の防災力向上のために補助金を交付。 下野市防災士資格取得補助金交付要綱に基づき、地域防災力向上のため、防災士資格取得補助金を交付する。	B	A	A	見直し実施
76	消防ポンプ車整備事業		ハード事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	老朽化した消防ポンプ自動車を再整備することにより地域の防災力を高める。	緊急時の消防活動に支障をきたす恐れがあるため、老朽化した消防ポンプ自動車を更新計画に基づき更新する。毎年1台のポンプ車を更新予定。	A	B	A	継続実施
77	消防防災施設管理事業	2 街いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	消防・防災施設に関する維持管理を行い安全安心な環境づくりを推進する。	消防設備としての消火栓維持管理 防災設備としての県システム、下野市システムの維持管理、河川及びアンダーパスの防災カメラの維持管理	A	A	A	継続実施
78	消防防災施設改修事業	2 街いきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	防災設備の改修を行い安全安心な防災活動づくりをはかる。	消防防災施設の維持管理	A	A	B	継続実施
79	水防事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	水害等の有事の際に、消防団や自主防災組織と連携を図り、対応できる体制を整える。	地域防災力や市民が水防活動を行うため、土のう袋やブルーシート、砂などを配備する。	A	A	A	継続実施
80	災害事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	下野市備蓄マニュアルに基づき、ブルーシート、備蓄用食料、飲料水等の備蓄品を整備する。	食料及び飲料水は、最大避難者数から算出した備蓄目標計画数量を基に備蓄を行う。	A	A	A	継続実施
81	災害物資支援事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	安全安心課	継続	被災地に物資を届け、被災した方々を支援する。	被災地に必要に応じて、支援物資を提供する。	A	A	A	継続実施
82	消防器具置場建設事業		ハード事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	更新計画に基づき、消防団器具置場の更新を行う。	第3分団第1部の消防団器具置場の更新を行う。	A	B	B	継続実施
83	防犯対策事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	犯罪のない社会づくりのため、防犯意識の高揚・犯罪の起こりにくい環境の整備を行い、誰もが安心して暮らせる下野市の実現を目指す。	下野地区防犯協会連合会負担金 幼児対象誘拐防止巡回指導負担金 被害者支援センターとちぎ負担金 街頭防犯カメラ設置費用補助金	A	A	A	継続実施
84	防犯灯推進管理事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	「犯罪のない、明るいまちづくり」を実現するため、夜間の犯罪抑制対策として防犯灯を適切に管理する。	防犯灯維持管理費 防犯灯ESCO事業業務委託料	A	A	A	継続実施
85	防犯灯設置事業		ハード事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	「犯罪のない、明るいまちづくり」を実現するために、夜間における犯罪抑制対策として防犯灯の設置を行う。	自治会からの設置要望等のもと予算内にて適正に判断し、新規防犯灯設置工事を進める。	A	A	A	継続実施
86	空き家除却事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家等の所有者に対し適正に管理を行うよう指導等を行う。 また特定空家及び老朽危険空家に該当する空家について除却に対しての補助を行う。	空家等対策協議会報酬費 全国空き家対策推進協議会等旅費 老朽危険空家等除却促進事業補助金(50万円×1件)	A	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
87	犯罪被害者等支援事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりを行う。	犯罪被害者等(遺族・重傷病者)に必要な応じて、見舞金の支給による支援を行う。	A	A	A	継続実施
88	消費者行政事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	消費者被害の防止、消費者からの相談や自主的な活動の援助、消費者教育の推進など消費者の利益を目的とした事業を実施する。	消費生活センターの運営 消費者被害防止のための啓発事業の実施 特殊詐欺撃退機器の購入費補助事業	A	A	A	継続実施
89	交通指導員配置事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	交通指導員・交通教育指導員活動及び運営	交通指導員28名分の報酬及び活動に伴う消耗品購入及び保険料 交通教育指導員1名分の報酬・期末手当等 栃木県交通指導員連合会負担金	A	A	A	継続実施
90	交通安全施設整備事業		ハード事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	交通安全施設:道路反射鏡(カーブミラー)の整備 (令和5年度から交通安全施設管理事業を統一)	各自治会からの要望および危険箇所に対する施設整備	A	A	B	継続実施
91	交通安全対策事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	交通安全対策に伴う各種事業の実施	交通安全教育用冊子・リーフレット等 下野地区交通安全協会負担金 下野地区交通安全協会下野支部補助金	A	A	A	継続実施
92	市内公共交通推進事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	- 平成23年度から運行しているデマンド交通について運行状況を検証・評価し利用ニーズに応じた改善を図る。 - 下野市地域公共交通計画に基づき、目標達成に向け推進を図る。 - 自主的に運転免許証を返納した方を対象に各種利用券等を交付する。 - ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を推進する。	- 地域公共交通会議を適宜開催する。 - 運転免許証自主返納者支援として、運転免許証を自主返納した方を対象に、デマンド交通の回数券、ゆうゆう館入浴券、ふれあい館入浴券、さらら館トレーニング室3ヶ月定期券、道の駅しもつけ商品券のいずれかを交付する。 - ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者及びタクシー貸与事業者に対し、国県と協調して、人にやさしいユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助金を交付する。	A	A	A	継続実施
93	市内公共交通運行事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	交通空白地域の解消、市内交通の一助としてデマンド交通を運行し、日常生活に必要な交通手段の確保を図る。 併せて、公共交通広域ネットワークの改善検討を行う。	デマンド交通の運行管理業務を委託する。 市内を運行する生活バス路線及び広域連携バスの運行補助を行う	A	A	A	継続実施
94	駐輪場維持管理事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	駅周辺の自転車の放置を予防し美観と良好な交通環境と生活環境を保持する。また、公共の場所の交通の安全と美観の保持を図る。	自転車駐車場の維持管理と放置自転車の撤去	B	B	A	継続実施
95	駐輪場指定管理者施設管理運営費		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	平成20年度より自転車駐車場の管理運営を指定管理者に移行しており、民間の能力やノウハウを活用しつつ市民サービスの向上、行政コストの削減等を図り、より成果重視型の管理運営を推進する。	自転車駐車場(小金井駅東・自治医大駅東・石橋駅)についてはシルバー人材センターを指定管理者として指定し適正な管理運営を行う。 指定管理期間:R5.4.1～R8.3.31	B	B	A	継続実施
96	地域公共交通計画策定事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	新規	現計画の計画年度が令和3年度から令和7年度となっているため、次期計画(R8～R12の5か年計画)を策定する。 デマンド交通の利用促進及び安定した市内の公共交通網を維持し、持続可能な地域公共交通を再構築するため、利用ニーズに応じた改善が図れるようアンケート調査等を実施し、次期計画を策定する必要がある。	地域公共交通会議において、協議、意見交換、合意のもとに計画策定を進めていく。 アンケート調査等の実施、結果集計、分析を行い、次期計画における計画期間中の目標値や目標達成に必要な施策や事業を検討する。	B	B	B	見直し実施
97	駐輪場改修事業		ハード事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	築30年以上経過し老朽化した石橋駅自転車駐車場を「石橋駅西口地区都市構造再編集中支援事業」の活用により、「駐輪場」としての利用目的は変更しない範囲でリノベーションし、付加機能をもたせることで利便性向上を図るとともに地域の賑わい創出を図る。	■石橋駅駐輪場 R4:実施設計 R5～6:工事 既存部:屋根防水改修、床面改修、塗装(鉄骨部、外部階段、外壁等)、照明器具交換、自火報設備改修、防犯カメラ設置等 付加機能:休憩スペース等の新設	B	A	A	継続実施
98	一般管理事務費		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	安全安心課	継続	自衛隊法に基づき募集事務地方公共団体委託費として交付され、自衛官の募集事務に必要な経費に充てることとされている。	自衛隊家族会に対する活動の補助 自衛隊小山地域事務所及び自衛隊家族会と連携し、自衛隊入隊及び防衛大学校入校についての広報活動を行う。	A	B	A	継続実施
99	国民健康保険特別会計繰出金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しを行い、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を図る。	一般会計から国民健康保険特別会計に制度化されている保険基盤安定、職員給与費等、出産育児一時金、財政安定化支援事業の繰り出しを行い、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を図る。	A	A	B	継続実施
100	後期高齢者医療事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	後期高齢者医療制度の医療費のうち一部負担を除いた医療費を、保険料1割、支援金4割(医療保険の各保険者)及び公費5割(国、県及び市)で負担し、制度の適正な運営を図る。	市負担金を四半期(5月・8月・11月・2月)ごとに栃木県後期高齢者医療広域連合へ支出する。 負担金で賄う費用 保険給付費(療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費、健康診査費、医療費通知費、審査支払手数料、拠出金等)	A	A	A	継続実施
101	後期高齢者医療広域連合負担金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	栃木県後期高齢者医療広域連合を運営するために栃木県内の全市町が納入する市町負担金。 負担割合(均等割1割・被保険者割4割・人口割5割)	市町負担金を四半期(4月・7月・10月・1月)ごとに栃木県後期高齢者医療広域連合へ支出する。 一般会計分:報酬、共済費、賃金、報償費、旅費等。 特別会計分:報酬、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、職員人件費、標準システム管理費等。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
102	後期高齢者医療特別会計繰出金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	後期高齢者医療特別会計の事務費、保険基盤安定負担金、健診事業費に繰出し 後期高齢者医療制度の適正な運営を図る。	事務費繰出金は、総務管理費、徴収費、滞納処分費、予備費に繰入 保険基盤安定負担金繰出金は、納付金(低所得者等の保険料軽減分を 広域連合へ納付)に繰入 健診事業繰出金は、後期高齢者健診事業に繰入	A	A	B	継続実施
103	国民年金事務費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	国民年金事務を円滑に行い、併せて需用費の縮減を図る。 補助率:国 10/10(但し、国が定める基準算定額の範囲内に限る) 補助対象:国民年金に係る法定受託事務とそれに付随する事務として認められたもの	国民年金法に基づき法定受託事務として事務を行っている。内容は、国民年金の加入・喪失等の各種届出や免除申請等の受理及び審査並びに所得照会への回答。老齢・障害・遺族基礎年金の裁定請求の受理及び審査。その他、協力・連携事務として広報等による年金制度の周知を行う。	A	A	B	継続実施
104	一般管理費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	国民健康保険事業の充実、かつ適正な運営を図る。	・レセプト点検事務、国民健康保険者等の運用の適正化、共同電算処理事業等を行う。 ・国保連合会下都賀支部は、国民健康保険法に基づき、支部会員が協同して事業を行うことを目的としている。構成市町は小山市・栃木市・下野市・壬生町・野木町の3市2町で、支部長は2年任期で事務局も兼ねる。	A	A	B	継続実施
105	連合会負担金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	栃木県国民健康保険団体連合会の運営に対し、負担金を支払う。	栃木県国民健康保険団体連合会の運営に対し、均等割(240,000円)と被保険者割(1人当たり100円)負担金を支払う。	A	A	B	継続実施
106	運営協議会費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	下野市国民健康保険運営協議会の円滑な実施を図る。	国民健康保険の円滑な実施を図るため国民健康保険運営協議会を設置し、会議および研修会を行う。	A	A	B	継続実施
107	一般被保険者療養給付費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	一般被保険者が医療機関等から受ける療養の給付により、費用負担の軽減を図るとともに健康維持に寄与する。	一般被保険者が医療機関等から受けた医療給付に対する診療報酬の給付を行う。 (医療費総額から被保険者の一部負担金を控除したもの)	A	A	B	継続実施
108	退職被保険者等療養給付費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	退職被保険者等が医療機関等から受ける療養の給付により、費用負担の軽減を図るとともに健康維持に寄与する。	退職被保険者等が医療機関等から受けた医療給付に対する診療報酬の給付を行う。 (医療費総額から被保険者の一部負担金を控除したもの) 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	A	A	B	継続実施
109	一般被保険者療養費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	一般被保険者が受けた現物給付対象外診療費の給付により、費用負担の軽減を図るとともに健康維持に寄与する。	コルセット製作、はり、きゅう等の療養費の給付を行う。 (医療費総額から被保険者の一部負担金を控除したもの)	A	A	B	継続実施
110	退職被保険者等療養費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	退職被保険者等が受けた現物給付対象外診療費の給付により、費用負担の軽減を図るとともに健康維持に寄与する。	コルセット製作、はり、きゅう等の療養費の給付を行う。 (医療費総額から被保険者の一部負担金を控除したもの) 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、療養費請求の遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	A	A	B	継続実施
111	審査支払手数料		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	審査支払業務委託を栃木県国民健康保険団体連合会に委託する。	レセプト電算処理システムおよび診療報酬等審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託するため。	A	A	B	継続実施
112	一般被保険者高額療養費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	一般被保険者に対する高額療養費の支給を行う。	一定の基準を超えた分の被保険者の診療費を助成する。	A	A	B	継続実施
113	退職被保険者等高額療養費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	退職被保険者等に対する高額療養費の支給を行う。	一定の基準を超えた分の被保険者の診療費を助成する。 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	A	A	B	継続実施
114	一般被保険者高額介護合算療養費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に、被保険者負担の軽減を目的とする。	①対象世帯 医療保険各制度(被用者保険、国保、後期高齢者制度)の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で医療と介護の自己負担額を合算し、自己負担額が限度額を超えるた場合に、その超えた額を支給する。 ②限度額 所得区分が一般の場合の年額56万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額を踏まえて設定。 ③費用負担 医療保険、介護保険両方で、自己負担額の比率に応じて負担する。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
115	退職被保険者等高額介護合算療養費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に、被保険者負担の軽減を目的とする。	①対象世帯 医療保険各制度(被用者保険、国保、後期高齢者制度)の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で医療と介護の自己負担額を合算し、自己負担額が限度額を超えるた場合に、その超えた額を支給する。 ②限度額 所得区分が一般の場合、年額56万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額を踏まえて設定。 ③費用負担 医療保険、介護保険両方で、自己負担額の比率に応じて負担する。 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	A	A	B	継続実施
116	一般被保険者移送費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	緊急時又はやむを得ない理由により、一般被保険者が療養の給付を受けるため医療機関に移送された際の費用を支給する。	被保険者に対し移送費を支給する。	A	A	B	継続実施
117	退職被保険者等移送費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	緊急時又はやむを得ない理由により、退職被保険者が療養の給付を受けるため医療機関に移送された際の費用を支給する。	被保険者に対し移送費を支給する。 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	A	A	B	継続実施
118	出産育児一時金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	被保険者の出産に際する費用負担の軽減を図るため、出産育児一時金を支給する。	下野市国民健康保険に加入されている方が出産された場合に、世帯主に出産育児一時金を支給する。 ・産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合 出生児ひとりにつき 支給額50万円 ・産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合 出生児ひとりにつき 支給額48万8千円	A	A	B	継続実施
119	審査支払手数料		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	出産育児一時金の支払事務を栃木県国民健康保険団体連合会に委託する。	栃木県国民健康保険団体連合会が行う支払事務に対し、1件当たり210円を支払う。	A	A	B	継続実施
120	葬祭費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	被保険者の死亡に際する費用負担の軽減を図るため、葬祭費を支給する。	下野市国民健康保険の被保険者が亡くなった際に、葬祭を行った方に対し葬祭費を支給する。 支給額 5万円	A	A	B	継続実施
121	第三者行為事務費拠出金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	栃木県国民健康保険団体連合会が実施している第三者行為損害賠償請求事務に対する拠出金。	第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業事務費拠出金を栃木県国民健康保険団体連合会に支払う。	A	A	B	継続実施
122	特定健康診査等事業費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	医療費適正化に伴い、医療費の伸び抑制を実現するために、40歳以上74歳までの被保険者を対象に内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健診を行い、必要に応じて階層化された保健指導を行う。平成28年度から腎機能検査にeGFRを追加し、平成29年度から糖尿病重症化予防に取り組む。	40歳から74歳までの被保険者に腹囲・脂肪等を測定する健診を実施し、面談(集団健診)を行って、結果を直接受診者に返すとともに、リスクの多さによって積極的支援や動機付け支援に分けた保健指導を実施する。動機付け支援については、市直営で実施し積極的支援については、委託により実施する。また、特定健診の受診率を向上させるための未受診者対策事業と糖尿病の悪化に伴う人工透析患者を減らすため、糖尿病重症化予防事業を実施する。	A	A	B	継続実施
123	保健衛生普及費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	健康保持や増進、健康管理に係る被保険者の意識を高めることを目的に、各種事業を実施する。	被保険者の治療にかかる費用負担軽減を目的に、後発医薬品に切り替えた場合に、 どれだけ削減できるか知らせるための差額通知書を年に3回(6月、10月、2月)送付する。 重複多受診者について、臨時保健師(看護師)による訪問指導(年間約100名)を実施する。	A	A	B	継続実施
124	疾病予防費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	若年層からの生活習慣病対策の啓発、推進および生活習慣病有病者や予備群への早期介入を図り、重症化予防に取り組む。	・30歳から39歳、45歳、55歳、65歳の被保険者に歯周病疾患検診の実施。 ・「国保法に基づく保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省)」によるレセプト等のデータ分析を行い、分析結果に基づいた事業を実施する。 ・特定健診結果において、血圧、血糖、脂質の有所見率が国、県と比較して特に多い。標準化死亡比において、脳血管疾患の死亡が県と比較して高いため、高血圧予防対策を強化する。	A	A	B	継続実施
125	一般管理費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	後期高齢者制度の適正な運営を図る。	後期高齢者医療制度の啓発 被保険者証交付事務(加入者8月更新時の一斉交付、年度途中加入者への交付) 被保険者資格管理事務 医療費給付費受付事務(葬祭費、高額療養費、療養費等)	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
126	後期高齢者医療広域連合納付金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	被保険者から徴収した保険料(特別徴収分・普通徴収分・滞納繰越分)と、保険基盤安定負担金(低所得者等の保険料軽減分を公費で補填)を栃木県後期高齢者医療広域連合へ納付し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図る。 保険料率は2年ごとに見直しされる。(令和6年度に見直し実施) ※令和6・7年度の保険料率 均等割額 45,600円 所得割率 8.84%	後期高齢者医療制度は栃木県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療の給付等を行っている。市は保険料を徴収し広域連合への納付を行う。	A	A	A	継続実施
127	後期高齢者健診事業費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	高齢者の生活習慣病を早期発見し重症化の予防に努め、自らの健康状態を把握し、健康の保持促進を図る。 健康診査においては、腎機能検査を実施し、慢性腎臓病の早期発見、早期治療のための指標として活用する。 人間ドック助成事業は、健康診査同様に疾病の早期発見と健康保持増進に効果を発揮。 歯科健診では肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防するために歯科健診を行う。 「健康づくりトレーニング事業」の利用料の助成を行い、生活習慣病予防と健康増進を図る。	・健康診査 個別健診(小山地区医師会) 集団検診(県保健衛生事業団委託) R4健康診査受診状況 対象者7,387人 受診者2,794人(受診率37.8%) ・人間ドック検診助成事業 R4助成対象者数 121人 ・歯科健康診査事業 前年度75歳に達した被保険者を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする。 ・トレーニング利用助成金交付事業 きらら館トレーニング室利用料金の一部について助成を行う。	A	A	A	継続実施
128	国民健康保険事業費納付金(一般被保険者療養給付費分)		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	財政運営の責任主体である県が市町ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	一般被保険者医療分の国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	A	A	B	継続実施
129	国民健康保険事業費納付金(一般被保険者後期高齢者支援金等分)		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	財政運営の責任主体である県が市町ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	一般被保険者後期高齢者支援分の国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	A	A	B	継続実施
130	国民健康保険事業費納付金(介護納付金分)		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	財政運営の責任主体である県が市町ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	介護分の国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	A	A	B	継続実施
131	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業は、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携の下、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことを目的とする。 栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託事業(委託金100%)	高齢者に対する支援業務 ・フレイル予防の普及啓発、運動、栄養、口腔等の健康教育、健康相談を実施 ・フレイル状態にある高齢者の把握 ・低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援 ・高齢者の状況に応じた受診勧奨や介護サービス利用勧奨 対象者:後期高齢者医療被保険者及び通いの場等利用者 被保険者数 7,937人(R5.8.31現在)	A	A	A	継続実施
132	一般被保険者外来年間合算療養費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	2018年8月の70歳以上の高額療養費の上限額の見直しに伴い、長期療養を受けている被保険者の負担軽減を目的とする。	基準日時点(7月31日)で一般区分及び低所得区分であった外来療養に係る自己負担額の年間合算額が14万4千円を超える場合に、その超える分を支給する。	A	A	B	継続実施
133	傷病手当金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のため、下野市国民健康保険被保険者が、支給要件を満たす場合に、傷病手当を支給する。	下野市国民健康保険に加入している被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合 又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができ なかった期間について傷病手当金を支給する。 支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数	A	A	B	継続実施
134	基金積立金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	保険財政を健全に維持するため、国民健康保険財政調整基金を設置し管理する。	基金及び基金利子の積立を行う	A	A	A	継続実施
135	利子		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	年度当初の医療給付費等支払いのための国民健康保険財政調整基金の繰替えのため。	国民健康保険財政調整基金繰替え運用利息の支払い。	A	A	A	継続実施
136	予備費(国民健康保険特別会計)		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	療養給付費等の支出見込み額が上回った場合に対応するため、予備費を計上する。	療養給付費等の支出見込み額が上回った場合に対応するため、予備費を計上する。	A	A	A	継続実施
137	予備費(後期高齢者医療特別会計)		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	被保険者数の増や医療費等の増による後期高齢者医療広域連合納付金支払見込額が大きく上回った場合に対応するため、予備費を計上する。	被保険者数の増や医療費等の増による後期高齢者医療広域連合納付金支払見込額が大きく上回った場合に対応するため、予備費を計上する。	A	A	A	継続実施
138	戸籍住民基本台帳費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	戸籍事務の円滑な処理 住民基本台帳事務の円滑な処理 中長期在留者及び特別永住者の居住地届出事務の円滑な処理	戸籍法に基づく戸籍届書の審査、受理、記載処理等を行う。 住民基本台帳法に基づく住民票の記載、適正な管理を行う。 中長期在留者及び特別永住者関連事務を行う。 各種公簿等に基づく証明書等の交付を行う。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
139	社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	個人番号カード関連事務の円滑な処理	市民への個人番号カードの交付及び再交付、記載事項変更、申請サポート等を行う。 個人番号カードに付随する電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定等を行う。	A	A	B	継続実施
140	旅券事務費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	市民課	継続	海外への渡航に必要な公文書である旅券(パスポート)発行の事務処理	旅券法に基づく旅券交付申請の受付、旅券交付事務を行う。 旅券交付時に必要な収入印紙、県収入証紙の販売を行う。	A	A	B	継続実施
141	小山広域保健衛生組合負担金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	環境課	継続	南河内・国分寺地区から排出される一般廃棄物、石橋地区から排出される家庭系直接搬入を除く燃やすごみ・可燃性粗大ごみの一般廃棄物、市内全域から排出されるし尿等の適正な処理事業、保健予防事業、小山聖苑事業の推進等を目的とする。	小山広域保健衛生組合の構成市町としての負担金を支出する。	B	B	B	見直し実施
142	クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	環境課	継続	石橋地区の直接搬入される家庭から排出される燃やすごみ、可燃系粗大ごみの適正な処理をする。	クリーンパーク茂原での石橋地区のごみ処理経費を負担金として宇都宮市へ支出する。	B	B	B	見直し実施
143	清掃総務事務費		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	環境課	継続	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市内から排出される家庭系一般廃棄物のステーション回収を推進する。	ステーション回収をスムーズに実施するため、ペットボトルコンテナ、ビンカンコンテナをステーションに配置している。違反ごみについては、違反シールを貼付し市民のごみ出しルールを徹底を図っている。	A	B	B	見直し実施
144	ごみ減量化事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	環境課	継続	市民、市民団体との協同によるごみの資源化やごみ排出量の削減を目的に必要な施策を講じる。	資源回収報奨金制度、エコキャップ回収や家庭用廃食油回収等によりごみの資源化を推し進めるとともに、市内小中学生を対象としたごみ減量ポスターコンテストやエコショップ・エコオフィス認定による啓発活動を行う。	B	B	B	見直し実施
145	一般廃棄物収集運搬業務委託事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	環境課	継続	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市内から排出される家庭系及び石橋地区市施設の一般廃棄物の収集を行い、小山広域保健衛生組合のごみ処理施設等に運搬する。	市内から排出される家庭系及び石橋地区市施設の一般廃棄物の収集を適正に行い、小山広域保健衛生組合のごみ処理施設等に収集運搬する。 クリーンパーク茂原の処理施設への石橋地区直接搬入に伴う焼却灰及び不燃残渣の運搬処理を行う。	B	B	B	見直し実施
146	不法投棄物収集運搬業務委託事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	環境課	継続	生活環境の保全を目的として、適法な処分が行われなかった一般廃棄物等の適正処理を行為者に代わり市が処分する。 不法投棄等に関する周知や学習環境を整え、環境意識の向上を目指す。	公共の場に不法投棄された一般廃棄物及び産業廃棄物を回収し、定期的に専門業者に依頼し適正に処分する。 不法投棄の事前予防のため、イベント等で、不法投棄防止等のPR実施や看板貸出を行う。また、児童・生徒への学習環境を整える。	B	B	B	見直し実施
147	クリーンセンター食物収集運搬業務委託事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	環境課	継続	生ごみとし尿・浄化槽汚泥を主原料として、堆肥を製造する小山広域クリーンセンターに学校給食の食品残渣を搬入し、廃棄物の有効活用を図る。	廃棄物を再利用したリサイクル社会の構築に向け、クリーンセンターの円滑な稼働を目指し、給食残渣が効率的に搬入できるよう民間業者に委託する。	B	B	B	見直し実施
148	狂犬病予防事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	環境課	継続	狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施を推進する。 飼い犬の登録及び鑑札の交付は狂犬病予防法第4条により、また、注射済票の交付は同法第5条により市町村の責務とされている。そして、事務の効率化及び予防接種率の向上を図るうえで栃木県獣医師会との連携は不可欠である。	県獣医師会と連携し、狂犬病予防注射の集合注射を実施して、登録と予防接種の完全実施を図る。	B	B	B	見直し実施
149	環境衛生事務費		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	環境課	継続	市内の環境美化、環境衛生の保持と向上を図るとともに、市民、市民団体、事業者、関係機関等との協働による生活環境等の向上を目指し、環境の保全と創造に関する取組を総合的・計画的に進める。	不法投棄の防止や公共の場所における動物死骸の撤去、犬の飼い主のマナー向上、空き地の雑草除去指導、スズメバチ駆除費の補助を進める。	B	B	B	見直し実施
150	環境基本計画推進事業	3暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	市民生活部	環境課	継続	下野市環境基本計画を適切に進めていくために、市及び市民、市民団体、事業者等がそれぞれの役割分担と環境パートナーシップのもとに連携し、協働により環境の保全及び創造に関する取組を総合的・計画的に展開していく。	環境基本計画に基づき、「しもつけ環境市民会議」との協働プロジェクトの実施に向けて取組の強化を図り、各種イベントにおける広報・啓発活動や市との共催による「環境フェア」の開催を行う。	A	A	B	継続実施
151	斎場使用料補助事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	環境課	継続	市民の斎場利用に関して、使用料の一部を補助する。(平成21年下野市告示第18号)	斎場利用に関して、利便性の向上及び経済的負担を軽減のため使用料の一部を補助する。式場については、宇都宮斎場のみを対象とする。	B	A	B	見直し実施
152	市営墓地管理事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	環境課	継続	適正な墓地管理により環境衛生の保持及び向上を図る。	市営墓地及び市有墓地における除草等維持管理。市営墓地の使用許可、管理手数料徴収、返還による使用料還付等の事務及び墓地の整備事業。 【市営墓地：使用区画(整備済み区画)】 ・三味場墓地 259区画(305区画) ・釈迦堂墓地 399区画(400区画) ・柴南霊園墓地 106区画(108区画) ・サイ川霊園墓地 11区画(11区画) ・柴木間内墓地 129区画(214区画) ・すがた川霊園墓地 439区画(552区画)	A	B	B	見直し実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
153	地球温暖化対策事業		ソフト事業	裁量あり	市民生活部	環境課	継続	①地球温暖化の防止及び大気環境の改善を図ることを目的として、電気自動車等を購入する者に対し、その費用の一部を補助することにより、電気自動車等の普及促進を図る。 ②③地球温暖化防止対策の一環として、低炭素社会づくりによる環境保全を推進するために、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図る。	①電気自動車(EV)を購入する方に10万円を、プラグインハイブリッド自動車(PHV)を購入する方に5万円を、それぞれ補助金として交付する。 ②太陽光発電システムを住宅に設置する方を対象に、発電システムの太陽電池の最大出力に1kW当たり1万円を乗じて得た額(4万円を限度)を補助金として交付する。 ③蓄電システム設置の最大1kWh当たり1万円を乗じて得た額(4万円を限度)を補助金として交付する。	A	B	B	見直し実施
154	公害対策事業		ソフト事業	裁量なし	市民生活部	環境課	継続	公害の発生を未然に防止し、市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全する。	市内の水質、騒音及び悪臭等の状況を調査することにより、市内の環境の状況を把握し、公害防止のための施策に活用する。また、県と連携し、事業者に対して環境保全のための指導を行うとともに、環境保全対策の要望活動を行う。その他、各種苦情への対応も行う。	A	B	A	継続実施
155	浄化槽設置補助事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	市民生活部	環境課	継続	公共下水道及び農業集落排水事業の事業計画区域外の地区において、国や県の補助金を受け浄化槽の設置整備を促進し、生活環境衛生と水質の向上を図る。	国及び県の補助金を受けて浄化槽設置者に補助金を交付し、設置のための環境整備を図り、公共下水道、農業集落排水を含めた污水处理整備率の向上を目指す。	B	A	B	見直し実施
156	ふれあい館管理事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	温水プールの機能を活かした健康づくりを推進するため、水泳教室をはじめとする各種スポーツ事業を実施するとともに、温浴施設においては、リラクゼーション効果を得た人と人との交流を図ることによる、福祉と健康が同時に推進できる安らぎのある魅力的な施設づくりのための管理運営事業を目的とする。	指定管理者の民間の自由な発想と経営のノウハウを十分活かした管理運営を行うと同時に、隣接する三王山ふれあい公園及び道の駅しもつけと連携し相乗効果を図る。 ・ふれあい館管理業務 ・温水プール施設運営業務 ・トレーニング施設運営業務 ・温浴施設運営業務	B	B	A	見直し実施
157	ふれあい館改修事業		ハード事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	ふれあい館と三王山ふれあい公園・道の駅しもつけをゾーン化して、レクリエーションや健康増進など複合的に利用できる施設に整備・改修する。平成27年度に実施したふれあい館診断調査の結果を基に、計画的に改修工事を進めていく。	平成27年度に実施したふれあい館診断調査の結果を踏まえ、今後の改修方針に沿った機械設備等の改修工事を実施し、広く市民に親しみ易く充実した施設を目指す。	B	B	B	見直し実施
158	きらら館管理事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	きらら館は「健康維持メディカルトレーニング施設」として充実を図るため、平成29年度より指定管理者制度を導入し、経営改善に努め、さらなるサービスの向上と経費削減を図っていく。	指定管理者制度を導入し、きらら館の運営管理を行うと同時に、厚生労働省が認定する健康増進施設及び指定運動療法施設としての活用を図る。 ・きらら館管理業務 ・トレーニング事業運営業務	B	B	A	見直し実施
159	きらら館改修事業		ハード事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	利用者の安全と利便性の向上及び災害時の避難所として安全安心を確保するため、計画的に改修・修繕工事を実施する。	LED照明に更新工事を実施する。令和4年度実施設計、令和5年度工事。	B	B	B	見直し実施
160	ゆうゆう館管理事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	ゆうゆう館は、温浴施設を始め、レストラン、保健センター、デイサービスセンター、子育て支援センター、高齢者生きがい作業所等の施設があり、市民の健康増進、地域住民の憩いの場、ふれあいの場として多くの方々が利用している。これらの施設を円滑に運営するために、指定管理者制度を導入し、施設の運営形態の見直しを図りながら経営改善に努め、サービスの向上と経費の削減を図っていく。	平成30年度から指定管理者制度を導入した。指定管理者である下野市社会福祉協議会と連携を図りながら、ゆうゆう館の施設維持及び管理運営を行う。 ・ゆうゆう館管理業務 ・温浴施設事業運営業務	B	B	A	見直し実施
161	ゆうゆう館改修事業		ハード事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	ゆうゆう館は建築後15年を経過し、機械設備等の劣化が進行している。平成28年度に実施したゆうゆう館建物診断調査の結果を踏まえ、計画的な修繕工事を行う。また、災害時の避難所としての施設整備を図る。	平成28年度に実施したゆうゆう館建物診断調査の結果を踏まえ、今後の修繕計画に沿った改修工事を実施し、広く市民に親しみやすく今後も永く利用してもらえるよう充実した施設を目指す。	B	B	B	見直し実施
162	こども医療費助成事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	満18歳までの児童を扶養しているものに対し、医療費の一部を助成することにより、児童の健全な育成を支援するとともに福祉の増進を図る。	満18歳到達後最初の3月31日までににかかった医療費の保険診療の自己負担分を助成する。 所得制限なし。 0歳～満18歳：県内医療機関受診では現物給付、県外受診では償還払い こども医療対策費補助金	A	B	A	継続実施
163	こども医療費助成事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	満18歳になる児童を扶養しているものに対し、その医療費の一部を助成することにより、児童の健全な育成を支援するとともに福祉の増進を図る。	満18歳を迎えた最初の3月31日までの医療費の保険診療の自己負担分を助成する。 所得制限なし。 0歳～満18歳：県内医療機関受診では現物給付、県外受診では償還払い こども医療対策費補助金	A	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
164	妊産婦医療費助成事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	妊産婦に対し医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と受診を促進し、母子の健康保持及び福祉の増進を図る。	妊産婦が医療機関で受診した際の医療費の保険診療の自己負担分を助成する。 償還払い。 所得制限なし。 妊産婦医療対策費補助金:扶助費 補助率1/2 補助対象外:自己負担額(1レセプト上限500円)	A	B	A	継続実施
165	養育医療費給付事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	出生時の体重が2,000グラム以下、或いは生活能力が薄弱なため入院を必要とする乳児に対し、その養育に必要な医療費に要する費用の給付を行い、家族が安心して療養、看護できるように支援し、乳児の健康保険及び健全育成を図る。	医師が入院養育を必要と認めた乳児の給付申請を受けて給付承認を行い、その医療費等について、審査支払機関からの請求に基づき診療報酬等を支払う。 所得制限なし。(平成25年度より県からの権限移譲により実施) 国庫負担金:扶助費公費負担分 補助率1/2 県負担金:扶助費公費負担分補助率1/4	A	A	A	継続実施
166	ひとり親家庭医療費助成事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、その心身と健康の向上と経済的な負担の軽減を図り、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。	ひとり親家庭の親と子に対して、医療機関で受診した際の医療費の保険診療の自己負担分を助成する。子については、こども医療費優先。償還払い。 所得制限あり。(児童扶養手当準拠) ひとり親家庭医療費補助金:扶助費 補助率1/2 補助対象外:自己負担額(1レセプト上限500円)	A	B	A	継続実施
167	重度心身障がい者医療費助成事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	重度心身障がい者に対し、その医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び福祉の増進を図る。	重度心身障がい者に対して医療機関で受診した際の医療費の保険診療の自己負担分を助成する。償還払い。所得制限なし。令和7年度に現物給付方式導入予定。 重度心身障害者医療費補助金:扶助費 補助率1/2 補助対象外:自己負担額(1レセプト上限500円)	A	B	A	継続実施
168	自立支援医療費給付事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の身体障害者の自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療に対する公費負担制度を行うことにより、社会経済活動への参加促進を図る。	更生医療費:身体障害者手帳交付者(18歳以上)に対して、手術、その他の治療・施術を行うことにより、障がい手帳に記載された障がいあるいは機能の維持が保たれるなどの効果が期待できる医療費の一部を給付する。 療養介護医療費:病院で常時介護を必要とする者に対し、日常生活の世話や看護などの医学的管理下のもとで介護を行うもののうち、障害サービス以外の医療に係るもの医療費の一部を給付する。国庫負担金1/2、県負担金1/4	A	B	A	継続実施
169	補装具費支給事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障害者(児)の失われた身体機能を補完又は代償する用具の購入・修理に要した費用について補装具費を支給し、障害者(児)の日常生活の能率の向上を図ることを目的とする。(補助率:国1/2 県1/4)	身体障害者手帳交付者の障害者(児)に対し、日常生活を送るうえで必要な稼働能力の確保や、就労就学における能率向上のため、主に装具、車いす、補聴器などの補装具を支給する。	A	A	B	継続実施
170	特別障がい者手当等給付事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の障がい者(施設入所及び入院不可)及び日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅(施設入所不可)の障がい児に対して、手当を支給し福祉の増進を図ることを目的とする法に基づいた補助事業。 特別障害者手当国庫負担金(補助率 国3/4)	特別障害者手当月額27,980円、障害児福祉手当月額15,220円、福祉手当(経過措置)月額15,220円を、四半期ごと(5月、8月、11月、2月)に支給する。	A	A	B	継続実施
171	育成医療費給付事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	身体に障害のある児童(18歳未満)に対し、生活能力を得る(将来生業を営むことができる能力のほか、たとえ将来独立して自立するまでに至らなくても、日常の起居に必要な能力を得る)ために必要な医療費を支給する。	身体に障害のある児童又は現存する疾患を放置すると将来に障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる児(18歳未満)を対象に、指定自立支援医療機関における保険診療に係る医療費の一部を助成する。平成25年度より県から権限移譲された事務である。法律上の自己負担額と市で実施している自己負担額との差額については一般財源となる。総医療費から保険診療を除いた法律上の自己負担額までの育成医療費については、国県負担金として交付される。	A	B	A	継続実施
172	相談支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障がい児者、難病患者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を始めとする支援を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことはもとより、地域の課題解決に向けた地域づくりを担い、障がい児者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業。基幹相談支援センター等機能強化事業として運営する場合は、国及び県の地域生活支援事業補助対象事業。(補助率:原則 国1/2、県1/4)	障がい児者、難病の方などの相談・情報の提供・支援など地域で安心して生活が送れるよう身近な相談支援窓口となる下野市障がい児者相談支援センターの運営を指定特定一般相談支援事業所へ委託により実施。 基幹相談支援センターを平成31年4月に設置。 現在、障がい特性に応じた3障害(身体・知的・精神)に対応できるよう4法人に委託(精神保健福祉士3名及び社会福祉士2名兼相談支援専門員3名)し、個別の相談支援及び地域づくりについて運営する。	A	A	A	継続実施
173	意思疎通支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、障害者その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣及び養成を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする国及び県の補助対象事業(地域生活支援事業)(補助率:国1/2 県1/4)(補助見込率 国29% 県14%)	手話通訳者及び要約筆記者の派遣を県社協の運営するとちぎ視聴覚障害者情報センターに委託して実施する。また、通訳者等の養成講座を小山市聴覚障害者協会に委託し、2市1町で実施する。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
174	日常生活用具給付等事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	重度障がい児・者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする国及び県の補助対象事業（地域生活支援事業 補助見込率 国29％ 県14％）	身体障害者者手帳所持者及び難病患者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具を給付する。	A	A	B	継続実施
175	移動支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	外出先での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする国及び県の補助対象事業（地域生活支援事業 補助率：国1/2 県1/4）	市と契約締結した指定事業所からヘルパー等を派遣し、買い物等、外出時の支援を行う。	A	A	A	継続実施
176	地域活動支援センター事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障がい者への居場所の提供、創作的活動又は生産活動の機会を提供し社会との交流の促進等を行う。地域活動支援センターの機能を充実強化し障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業。地域活動支援センター機能強化事業として精神保健福祉士等を配置する委託人件費相当分については、国及び県の地域生活支援事業補助対象事業。（補助率 国1/2 県1/4）	精神障がい者を主に診ている医療法人へ事業運営を委託により実施。精神保健福祉士2名看護師1名、光熱水費、修繕料、委託料	A	A	B	継続実施
177	日中一時支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障がい者等に活動の場を提供し、障がい者等を見守り社会に適応するための日常的な訓練や支援サービスを行うとともに、当該者を日常的に介護している家族の一時的な休息等に資することを目的とする国及び県の補助対象事業。（地域生活支援事業 補助率：国1/2 県1/4）	市と契約締結をした指定事業所に障がい児者施設等での日中一時の預かり等を委託し実施する。	A	A	A	継続実施
178	身体障がい者用自動車改造費給付事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	重度身体障がい者の就労活動の助長促進を図るため、身体障がい者の所有する自動車の改造（ハンドル、ブレーキ、アクセル等）費用の一部を助成することを目的。 平成27年度までは、国県補助金対象であったが、平成28年度より交付税措置となった。	地域生活支援事業実施要綱に定めた対象者が行う自動車改造費用として実費（限度額100,000円）を助成する。	A	A	B	継続実施
179	身体障がい者自動車運転免許取得費用助成事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	身体障がい者が自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車教習所等で要した教習費用の一部を助成することを目的。 平成27年度までは、国県補助対象であったが、平成28年度より交付税措置となった。	地域生活支援事業実施要綱に定めた対象者が行う自動車運転免許取得費用として実費（限度額 180,000円）を助成する。	A	A	B	継続実施
180	訪問入浴サービス事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、自力又は家族の介護のみでは入浴ができない障がい児者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り福祉の増進を図ることを目的とする国及び県の補助対象事業。（地域生活支援事業 補助率：国1/2 県1/4）	市内に居住する自宅で入浴することが困難である者に対し、医師が入浴可能と認め、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない者に対し、指定事業者へ事業を委託し実施する。	A	A	A	継続実施
181	成年後見制度利用支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	平成26年度から地域生活支援事業として事業開始。 障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用と支援をすることにより障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。（補助率 国1/2 県1/4）	成年後見制度の利用に要する費用のうち、登記手数料、鑑定費用等及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する。	A	A	A	継続実施
182	精神障がい者福祉ホーム事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより当事者の地域生活を支援することを目的とする国及び県の補助対象事業。（補助率 国1/2 県1/4）	日常生活を自分で出来る程度に回復した精神障害者で、住居の確保が困難な人が生活の場を得るとともに社会復帰と自立のために必要な指導などを受けるために精神障がい者福祉ホームへ援護者として入所することに至った場合、協定を締結した市町へ利用料の負担金を支出する。1か月の補助対象上限額は273,200円×90％。	B	B	B	見直し実施
183	理解促進研修啓発事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ることを目的とした国及び県の補助対象事業。（補助率 国1/2 県1/4）	市が開催する教室や講座等、イベント開催、広報活動など、地域社会の市民に対して障がい者等に関する理解を深めるための研修・啓発事業を行う。「障がい福祉セミナー」開催のほか、12月の障害者週間や「しもつけふくしフェスタ」に合わせた啓発活動等、普及活動を実施する。	A	A	B	継続実施
184	自発的活動支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者及びその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ることを目的とした国及び県の補助対象事業。（補助率 国1/2 県1/4）	社会活動やボランティア活動など、障がい者の自発的かつ地域的な支援活動のために障害者団体等が利用した借上バスの1/2（上限額30,000円）を助成するもの。 事業費は、実績より2件分を計上する。	A	A	A	継続実施
185	福祉タクシー事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	電車・バス等の公共交通機関を利用することが困難な障がい者（身体・知的・精神）の通院、外出支援のために、必要な交通の便を確保するとともに、その経費の一部を助成する。	身体障害者1・2級、精神手帳1・2級所持者及び療育手帳所持者に月6回乗車分のタクシー基本料金相当額の利用券を交付する。 また、常時車イス・ストレッチャーの利用者には、タクシー利用券と同枚数の介助券を交付する。	B	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
186	障がい者自立支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障がい児・者及び難病患者等がその有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービスの提供を行い、福祉の増進を図ることを目的とする国県の補助事業。(国1/2、県1/4)	身体、知的、精神障がい者、障がい児及び難病患者等への介護給付費、訓練等給付費等の障がい福祉サービスの提供を行う。対象者数の増加に伴い、サービス給付費は年々増加している。また、サービス給付事業所数の増加に伴い、利用者も比例して増加している。	A	A	B	継続実施
187	障がい者地域自立支援協議会運営事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	本市における障がい者の生活を地域全体で支えるため、相談支援体制をはじめとする地域の障がいに関する課題の抽出や検討、連携を始めとしたシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場を設置し運営する。また、障がい者差別解消支援地域協議会委員も兼ねており、障がい福祉施策全般にわたり広く意見を求め、協議する組織の役割を担っている。	下野市地域自立支援協議会および下野市障がい者差別解消支援地域協議会の開催 地域自立支援協議会(専門部会含む):年4回開催 障がい者差別解消支援地域協議会:年1回開催 ふくしフェスタ、障がい者週間においては、協議会として普及啓発活動を実施。	A	A	A	継続実施
188	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	地域生活支援事業における日常生活給付事業の対象から外れている小児慢性特定疾病受給者に対して日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする県の補助事業。小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金(補助率 県1/2 自己負担分を除いた支給額に対しての補助)	日常生活上の便宜を図るため、小児慢性特定疾患児に用具を給付する。	A	A	B	継続実施
189	障がい児通所支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障がい児がその有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービスの提供を行い、福祉の増進を図ることを目的とした国及び県の補助事業。(補助率 国1/2 県1/4)	障がい児(手帳を所持しない発達障がい児や小児慢性特定疾患児を含む)への通所支援サービスを提供する。国保連合会を通してサービス給付費を全額支払い、負担金として年度末に交付される。発達障がいの認知の社会的な広がりにより、これまで支援に繋がらなかった児童が幼少期からの発達支援に繋がるようになってきたと考えられることから、今後も顕在化していないニーズにより利用者の増加が見込まれる。	A	A	B	継続実施
190	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障害者総合支援法における補装具支給事業の対象から外れている、身体障害者手帳非所持者で軽度・中等度難聴児で補聴器を必要とする18歳未満の児童に対し、購入または修理に要した費用の一部を助成する県の補助対象事業。軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金(補助率 県1/3)※基準額の2/3額を助成し、助成額の1/2が補助金。1/3は自己負担。	聴覚に障害がある児童は、幼少期から補聴器等を使用し音を感知しないと成人になるまでの発語能力に影響を及ぼすため、身体障害者手帳を取得していない児童にも早期に補聴器を装着する必要がある為、医師意見書により補聴器の必要があると認めた児童へ給付する。	A	A	B	継続実施
191	地域生活拠点等事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	障がい者等やその家族の緊急時において、迅速かつ確実な相談対応を行い、必要に応じて施設への一時的な短期入所等を行い、障がい者等やその家族が安心して暮らせることができる体制を整備する。	介護者の不在や急病、障がい特性に起因する対応困難な場合などの緊急時において、迅速かつ確実な相談対応を行い、必要に応じて当該障がい者を施設への一時的な短期入所として受け入れる事業。緊急時における受け入れ体制を整備することで、障がい者等やその家族の安心感に繋がる。	A	A	A	継続実施
192	障がい者就労支援施設管理事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	「就労継続支援B型事業所なのはな・すみれ」が旧国西小へ移転したため、の維持管理を行う。	旧国西小における維持管理を行う。	B	B	A	継続実施
193	重症障がい児者医療的ケア支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	医療的ケアを重点化し、事業を行う医療機関等の経営の安定化を図り、日中における重症障がい児者の活動の場を確保するとともにその家族の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図ることを目的としている。(地域生活支援事業 補助率:国1/2 県1/4)	市と契約締結をした指定事業所に障がい児者施設等での重症障がい児者の医療的ケア等を委託し実施する。	A	A	A	継続実施
194	こばと園事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	障害者総合支援法に基づく相談支援事業と、児童福祉法に基づく障がい児通所給付支援事業を実施する。乳幼児期の子どもの発達について、気づきの段階から継続的に支援を行い、将来の子どもの成長や発達の姿を見通しながら、日常生活を円滑に営めるようにする。またどのような支援が必要かという視点を持ち、子どもの自尊心や主体性を育てつつ発達上の課題を達成できるように療育を行う。相談支援事業は、障がい児通所サービス利用希望児のサービス利用計画を作成する。	児童発達支援事業…個別支援計画を基に、少人数グループの療育を実施する。感覚統合室やプレイルームを活用し、体幹を整えボディーイメージが向上するような運動を取り入れた療育を行う。また年長児の希望者を対象に、個別机上療育を実施する。子どもたち一人一人の課題に対する支援を行い、成長と発達につなげる。相談支援事業…相談支援専門員が児の状態と保護者のニーズを把握し、必要な支援サービスの利用計画を作成する。	A	B	A	継続実施
195	こども通園センターけやき運営事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	障がい児通所支援施設として社会福祉法人への委託により実施。放課後や夏休みなどの長期休業中に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等の主に放課後等デイサービス(学齢期対象)を提供する。	学齢期の障がいのある児童等に対して、主に放課後等デイサービス事業を実施する。 開設日:月曜日～土曜日(年末年始・祝祭日は除く) 営業時間:午前8時30分～午後5時30分	B	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
196	社会福祉総務事務費		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の適正な実施、及び健全な発展を図り、社会福祉の増進に資する。	社会福祉法人下野市社会福祉協議会交付金(人材交流)の実施 社会福祉に係る事務経費の執行 栃木県精神保健福祉会の加入 福祉有償運送協議会の開催(県からの権限移譲事務) 虐待対応専門職チーム派遣	B	B	B	見直し実施
197	多機関協働事業等事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化など様々な要因により複雑・複合化した課題が顕在化してきており、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活することができる「地域共生社会」の実現を目指す。	地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために④多機関協働による支援⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的に実施する。	B	B	B	見直し実施
198	民生委員児童委員活動事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	民生委員児童委員は、社会福祉の精神をもって、地域の住民の立場に立ち、相談に応じ、地域福祉に必要な援助活動を行うことを目的とする。	地域住民の実情について把握し、相談や援助活動、必要な福祉サービスの情報提供、福祉施設及び行政機関への連携や支援を行う民生委員児童委員活動を支援する。	A	B	A	継続実施
199	社会福祉協議会育成事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	地域福祉の推進の中核的な役割を果たす下野市社会福祉協議会の経営基盤の安定と、強化を図ることで、社会福祉事業の能率的運営と地域社会福祉の増進を図る。	社会福祉協議会の法人運営に伴う基幹的職員の人件費を補助金として交付する。社会福祉協議会の事業拡大、財源確保につなげるため、市の事業の積極的な業務受託を指導する。社会福祉協議会が地域住民主体の地域の見守り・支え合いの拠点である地区社会福祉協議会を各コミュニティごとに設立できるよう支援する。法律相談、心配ごと相談事業を委託する。	A	B	A	継続実施
200	保護司会育成事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	民間人としての柔軟性と地域の実情に通じた特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察や再犯予防等の更生保護活動を実施するための保護司16名の活動経費を負担する。	法務大臣から委嘱された非常勤公務員の保護司が、犯罪者等の社会復帰の支援をはじめとする更生保護活動をするために、資質の向上を図り、保護司会組織運営を支援する。社会を明るくする運動推進委員会を立ち上げ、活動を展開していく。	A	B	A	継続実施
201	更生保護女性会育成事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	女性としての立場から、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動に取り組んでいる更生保護女性会の活動により一層の充実を図るための事業である。	社会を明るくする運動や郊外パトロールなど犯罪・非行の未然防止活動の実施、更生保護の思想の啓発及び宣伝活動の実施、学校ボランティア、子育て支援活動をととして、地域社会から犯罪を出さないよう地道な活動を実施していく。	A	B	A	継続実施
202	住居確保給付金事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	離職や廃業又は本人の都合によらない収入減少により離職と同程度の状況にある方に対し、家賃相当分を支給することにより、住居を確保し、合わせて就労支援を行うことで早期の自立を促すことを目的とする。 ※国庫負担割合3/4 必須事業	一定の要件を充たした離職者等に対し、本人の申請に基づき3か月間(3か月毎に最長9か月まで更新可能)家賃相当分(生活保護基準額まで)を給付し、住宅の確保と求職活動の支援をおこなう。 (令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した人も対象となったことから、給付金額が大幅に増加した。)	A	A	B	継続実施
203	家計改善支援事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体かつ計画的に行うことにより生活困窮者の自立を図る事業の一つで、利用者の家計管理を指導支援する事業。 ※国庫補助割合2/3(自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合は補助率1/2→2/3に増)	事業主体を「下野市社会福祉協議会」に委託し、自立相談支援事業と合わせて実施。 生活困窮世帯の家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関の斡旋を行い早期の生活再生を支援する。	B	B	A	継続実施
204	地域福祉計画推進事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	「第3期下野市地域福祉計画」について、施策の推進や進捗状況に関する協議を行い、PDCAサイクルにより定期的に進捗管理していくことで、着実な地域福祉の推進を図る。	「第3期下野市地域福祉計画」の中に位置付けている具体的な取組について、その進捗状況を市民や福祉関係団体、学識経験者等により構成される「地域福祉計画推進委員会」において評価する。	B	B	A	継続実施
205	成年後見サポートセンター運営事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	継続	「下野市成年後見制度利用促進基本計画」において、地域連携ネットワークの構築に向けた中核機関の整備に取り組むことを基本目標に掲げており、中核機関としての機能及び相談窓口の明確化を図る。	権利擁護に関する中核機関としての業務を社会福祉協議会への委託により実施し、市との協働により「成年後見制度利用促進協議会」を運営することで、地域連携の強化を図るとともに成年後見制度の利用を促進する。	B	B	A	継続実施
206	地域づくりに向けた支援事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	社会福祉課	新規	少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化など様々な要因により複雑・複合化した課題が顕在化してきており、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活することができる「地域共生社会」の実現を目指す。	社会福祉課地域共生グループに配置した地域づくり支援コーディネーターを中心に、各福祉分野に整備された居場所を活用しつつ、世代や属性を超えて誰もが参加できる新たな居場所の開設に向けた取組を行います。	A	B	B	継続実施
207	行旅病人等扶助事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	行旅病人に対する療養の確保による生存の保障や、引き取り者のない死亡人等の葬祭実施による公衆衛生の維持。 ※県補助割合10/10	行旅病人で医療費の支払いが困難な者への、その困窮の度合いに応じた医療費の支給。 行旅中死亡し、その遺体の引き取り手がいない場合、官報への掲載や葬祭の実施。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
208	生活困窮者自立相談支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援強化のため生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体かつ計画的に行うことにより生活困窮者の自立を図る事業。※必須事業。 ※国庫負担割合3/4	「下野市社会福祉協議会」委託。生活困窮者の自立に向けた相談・支援を行い生活保護に至る前での自立を促す。生活に困窮し緊急小口貸付や生活福祉資金貸付を利用する方についての相談受付も当該事業として実施し、自立に向けた支援を行っている。また令和4年度からは家計改善支援事業と就労準備支援事業を一体的に実施することにより、生活困窮者に対する包括的な支援体制を強化した。	A	A	B	継続実施
209	子どもの学習支援事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	生活困窮家庭の学習支援を実施し、自立促進に寄与する。対象者は、生活保護世帯及び就学援助費受給世帯。 ※生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)による事業である。 ※国庫補助割合1/2 ※一部補助対象外あり。	生活保護世帯及び就学援助費受給世帯の中学生を対象とした学習支援事業。 ※平成29年度より中学生の参加促進を目的とし、事業運営をNPO法人へ業務委託。	A	B	B	継続実施
210	生活保護事務費		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	最低生活の保障、自立助長を図ることを目的とする生活保護事業を適正に実施するために係る事務費。 ※診療報酬明細書点検業務については国庫負担割合3/4	医療扶助に係る診療報酬審査支払手数料や診療報酬明細書点検費用及びレセプト管理システム利用料、介護扶助に係る介護給付費審査支払手数料、生活保護業務に必須な社会福祉主事資格の取得費用など、生活保護事務の適正及び効率的な事務を行うための運営費。	A	B	B	継続実施
211	被保護者就労支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	生活保護受給者に対する就労支援の重要性に鑑み、就労支援に関する被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより自立に向けた支援を実施する。 ※必須事業 ※国庫負担割合3/4	就労支援員1名を会計年度任用職員にて採用。就労阻害要因の無い生活保護受給者等に対し、就労に関する相談、自立促進を目的とした必要な情報提供及びハローワークと連携した就労先の照会や申込みなどを実施する。	A	A	B	継続実施
212	生活保護費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保護するとともに、その世帯の自立助長を支援することを目的とする。※国庫負担割合3/4	生活保護を必要とする世帯(者)に対し、厚生労働大臣の定める基準により算定した生活保護扶助費を支給する。	A	A	B	継続実施
213	被保護者健康管理支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	社会福祉課	継続	生活保護の扶助費の約5割を占める医療扶助の適正化のため、被保護者に対し自治体が保健指導を実施すること等により健康管理を支援し、医療機関受診の適正化を図ることを目的とする。 ※必須事業 ※国庫負担割合3/4	被保護者のレセプトデータを分析することで、下野市としての健康課題を把握し、受診勧奨等を実施することで生活習慣病の発生予防や重症化予防等を推進する。	A	A	B	継続実施
214	就労準備支援事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、複合的に課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援することを目的とする。 ※国庫補助割合2/3	複合的な課題のある生活困窮者について、日常生活自立に関する支援(適切な生活習慣の形成)、社会生活自立に関する支援(社会的能力の形成)、就労自立に関する支援(就労体験の利用機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の習得等の支援)により生活困窮者の状態に応じた支援をきめ細かく一貫して行う。	B	B	A	継続実施
215	難病患者等福祉手当給付事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	健康福祉部	社会福祉課	継続	平成27年1月に制定された難病法及び児童福祉法の改正により、厚生労働大臣が指定した難病または小児慢性特定疾患に罹患し、栃木県が発行した医療受給者証が交付されているものに対し、長期化する医療費の経済的負担を軽減するために難病患者等福祉手当を支給する。	難病患者等に対し、月額2,500円を年2回(9月期と3月期)に支給する。	A	B	B	継続実施
216	子ども・子育て支援事業	1 いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	見直し内容:子ども・子育て会議を必要最低限度の開催回数となるよう進める。 子ども・子育て支援法の規定により、市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理等について、市子ども・子育て会議の意見を聴く。	市子ども・子育て会議の開催 市子ども・子育て支援事業計画の見直し及び進捗管理には、市子ども・子育て会議の意見を聴く必要がある。	A	A	A	継続実施
217	病児・病後児保育事業	1 いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。	【病後児対応型】幼稚園、保育園等に通所中の児童等であって、病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童を保護者に代わって預かりをする。(4施設) 【体調不良児対応型】保育中に 体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応として預かりをする。(11施設) 【病児対応型】児童の病気が回復期に至らない場合において、当面の症状の急変が認められない場合に預かりをする。(4施設) ・補助事業該当(子ども子育て支援交付金)国1/3、県1/3、市1/3	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
218	育児ママ・パパリフレッシェ事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	乳幼児を抱える保護者が、初期の段階で育児へのストレスを軽減できるように乳幼児の預りを実施し、育児支援を図るとともに児童虐待のリスクを軽減させる。また、次への出産が考えられる環境づくりに寄与する。	保育園等に入所していない生後3か月から1歳未満の乳児をもつ保護者に対し市内13施設で利用可能な一時預かりの利用券を交付する。	A	A	B	継続実施
219	教育・保育施設等利用者支援事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき多様な施設又は事業者から良質かつ、適切な教育及び保育等の子育て支援を円滑に利用できるよう必要な支援を行うことを目的とする。	子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。	A	A	A	継続実施
220	ファミリー・サポート・センター事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	地域の子育て機能を引き出し、保育園や学童保育では支援できない部分を当センターで支援することにより就労しやすい環境を作り、仕事と育児の両立を推進する。	【子ども・子育て支援交付金(子育て援助活動支援事業)対象事業】援助活動数が増えるため提供会員を増やしていく。	A	A	B	継続実施
221	就学前教育・保育施設整備交付事業		ハード事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	保育園や認定こども園等の施設設備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることのできる保育環境を整備する。	保育園や認定こども園の施設設備の老朽化や防犯対策のための工事等、保育環境の整備に対し補助金を交付する。	A	A	B	継続実施
222	児童手当事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	児童を養育する方の家計の負担を軽減し、生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的としている。	児童手当法により国・県の助成を受け手当を支給する。	A	A	A	継続実施
223	児童扶養手当事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	両親の離婚等によりひとり親となった家庭等の生活の安定と自立を支援するため手当を支給し、児童の健全な育成を図る。	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者)を監護しているひとり親家庭の親または養育者に対して手当を支給する。(所得制限あり)	A	A	B	継続実施
224	遺児手当事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	両親もしくは父又は母のいずれかを亡くした児童を養育する者の家計の負担を軽減し、児童の健全な育成を図る。	両親もしくは父又は母のいずれかを亡くした15歳到達後最初の3月31日までにある児童を監護している者に対して手当を支給。 市民税所得割非課税世帯が対象で毎年6月に市民税所得割非課税世帯かどうか確認し、その結果で6月以降の手当支給の有無を決定。	A	A	B	継続実施
225	保育園共通事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保育事業の質の向上を図るため、施設運営に必要な事務事業費の計上。平成27年度から実施されている子ども・子育て支援新制度に即した事務の実施。	施設運営に関する事務費、保育料納付事務費、各公立保育園の備品等修繕更新、会計年度任用職員保育士の人件費等	A	A	A	継続実施
226	グリム保育園事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者の多様な保育需要に対し、質の高い保育サービスを提供すると共に、児童の発達段階に即した遊びや体験を通し、基本的な生活習慣の習得や集団生活による社会性を身に付け、心身ともに健やかな成長を図る。	認定による保育標準時間・保育短時間の保育を行っている。その中で、乳児保育、延長保育、一時保育、軽度障がい児保育、土曜保育、を実施している。主な行事は、入園式、遠足、ファミリーフェスタ、運動会、発表会、卒園式である。	A	A	A	継続実施
227	しば保育園事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	・保護者の多様な保育需要に対応し質の高い保育サービスを提供するとともに、児童の発達段階に即した遊びや体験を通し基本的な生活習慣の習得や集団生活による社会性を身に付け心身ともに健やかな成長を図る。	認定による保育標準時間・保育短時間の保育を行っている。その中で、乳児保育・延長保育・軽度障害児保育を実施している。主な保育園行事は、入園式・遠足・夏まつり・運動会・発表会・卒園式である。	A	A	A	継続実施
228	教育・保育施設型委託事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	教育・保育施設に教育保育事業を委託することにより、一本化した財政支援を行い、教育保育事業の量の確保と質の向上を図ることを目的とする。	特定教育・保育施設で行う教育保育事業に対して、国で定める「公定価格」をもとに算出した委託料の支払いを行う。対象施設は、市民が通う認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園、地域型保育事業所である。	A	A	A	継続実施
229	特別保育補助事業(市単独補助)	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	○特別支援児童保育事業補助金 特定教育・保育施設に在園し、国県の補助対象外の特別支援を必要とする児童について補助を行い、教育・保育施設の利用をしやすくする。 ○幼稚園地域子育て推進事業(子育てランド事業)補助金 幼稚園が実施する子育て支援事業について、県・市が連携して補助を行う。 ○幼稚園はばたき支援事業補助金 私立幼稚園・認定こども園の特色ある活動に要する経費の負担軽減を図るとともに、個別支援が必要な園児の受け入れに対する補助により子育てを支援する。 ○民間保育所等おむつ処分補助金 民間保育所等でのおむつ処分費用に対する補助を行い、施設及び保護者の負担軽減と感染症等の衛生上のリスク低減を図る。	○特別支援児童保育事業補助金 特別な支援を必要とする児童の保育のため、これに従事する保育士の雇用に要する経費を助成する。(特別支援児 1人あたり75,300円/月) ○幼稚園地域子育て推進事業補助金 幼稚園で実施される地域との交流事業に対し、運営費の助成を行う。(2事業:130,000円/年・3事業/200,000円/年) ○幼稚園はばたき支援事業補助金 ①運営支援事業…特色ある幼稚園活動や幼小連携に伴う活動に対し助成を行う。(1施設あたり100,000円) ②個別支援事業…特別支援教育に該当する児童が就園している場合に補助を行う(特別支援児1人あたり120,000円/年) ○民間保育所等おむつ処分補助金 民間保育施設でのおむつ処分費用に対する経費の一部を補助する。(0～2歳児:1人あたり300円/月)	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
230	特別保育補助事業(子ども・子育て支援交付金)	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	教育・保育事業のサービス向上を図る。 民間の教育・保育施設における教育・保育事業に対し、一定水準以上を維持するため、国・県の補助に合わせて助成を行う。	民間の教育・保育施設で実施する特別保育事業に対する補助を行う。 【補助率:国1/3、県1/3、市1/3】 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業	A	A	A	継続実施
231	保育園整備事業		ハード事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	公立保育園の計画的な園舎等の維持修繕、備品の更新を実施し、安全安心な保育の実施に努める。	公立保育園2園の園舎・備品等で、緊急性の高い順に改修、維持修繕、備品の更新を実施する。	A	B	B	見直し実施
232	保育士確保事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	全国的な保育士不足が叫ばれている中、保育士を確保することを目的として、将来市内の保育園、認定こども園等への勤務を条件とした奨励金を交付することにより、保育士等養成施設での修学を容易にし、市内で就労する保育士等の人材確保を図る。	下野市内の保育施設に就業しようとする保育士を目指す学生を対象に奨励金を交付することにより、市内保育施設に就労する保育士の人材確保を図る。	A	A	A	継続実施
233	児童館共通事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	18歳未満の児童を対象に、遊び及び生活の援助と地域における子育てを支援し、児童の健全育成を図る。 5児童館等の共通経費を一元化することにより、児童館事業の効率的な管理運用を図る。	子どもたちが安全・安心に集える場を提供するため、各館に共通する施設維持の修繕や来館者保険などについて効率的な管理運用に努める。 児童の遊びの提供に関するものは各館で実施し、本事業においては、各館に共通する児童館指導員の適正配置や児童館運営委員などの総括運用に努める。	A	A	A	継続実施
234	南河内児童館事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	児童館が子どもの遊びの拠点と居場所となり、遊び及び生活を通して子どもの健全育成を図る。また、地域における子育ての家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。心身の健康・豊かな情操・創造力を高めると共に安全に関する意識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談・援助を行い子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	A	A	A	継続実施
235	石橋児童館事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	・児童館が子どものあそびの拠点と居場所となり、遊び、生活を通じて子どもの健全育成を図る。又地域における子育て家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。 ・心身の健康、豊かな情緒、創造力を高めると共に安全に関する知識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり、遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	A	A	A	継続実施
236	国分寺東児童館事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	・児童館が子どものあそびの拠点と居場所となり、遊び、生活を通じて子どもの健全育成を図る。又地域における子育て家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。 ・心身の健康、豊かな情緒、創造力を高めると共に安全に関する知識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり、遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	A	A	A	継続実施
237	国分寺駅西児童館事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	・児童館が子どものあそびの拠点と居場所となり、遊び、生活を通じて子どもの健全育成を図る。又地域における子育て家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。 ・心身の健康、豊かな情緒、創造力を高めると共に安全に関する知識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり、遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	A	A	A	継続実施
238	国分寺姿西児童館事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	・児童館が子どものあそびの拠点と居場所となり、遊び、生活を通じて子どもの健全育成を図る。又地域における子育て家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。 ・心身の健康、豊かな情緒、創造力を高めると共に安全に関する知識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり、遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	A	A	A	継続実施
239	児童館整備事業		ハード事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	市子ども・子育て支援事業計画「しもつけっ子プラン」に基づき事業を実施する。また、児童館運営委員会を活用し事業内容の見直しを図っている。 18歳未満の児童を対象に、遊び及び生活の援助と地域における子育てを支援し、児童の健全育成を図る。	5児童館の建物等における維持管理のための工事の実施	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
240	学童保育共通事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	放課後、保護者が就労等により家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。 公設公営の学童保育室の共通経費を一元化することにより、事業の効率化が図れ、経費の節減になる。	放課後、保護者が就労等により家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	A	A	B	継続実施
241	国分寺駅西学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上の為に、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施
242	国分寺姿西学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上の為に、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施
243	南河内児童館学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭地域等の連携のもと、基本的生活習慣を確立する。併せて発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関と連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施
244	緑小学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。又、遊びを通した仲間と様々な関係の中で、自ら考え行動し、自主性や社会性を身に着ける。	入所は随時受け入れを行う。保護者との連携を取り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。問題のある子、軽度の障害のある子の受け入れをしているので、スキルアップのための支援員の研修を行う。また、保健師や小学校との連携をとる。	A	A	A	継続実施
245	石橋小学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上の為に、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施
246	古山小学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上の為に、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施
247	石橋北小学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上の為に、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施
248	国分寺小学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上の為に、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
249	国分寺東小学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上の為に、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施
250	子育て支援センターつくり運営事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進。子育てに関する相談・援助の実施。地域の子育て関連情報の提供。子育て及び子育て支援に関する講習等を実施。	・こども家庭センター「ふわり」と連携を図り、子育てを支援する。 令和5年度 来館者合計 6,639人 令和6年度 4月～6月末 1,559人 ・特別活動 令和5年度(親子ビクス89人 親子体操77人 親子ヨガ28人 赤ちゃん教室14人 赤ちゃん口腔ケア教室14人)合計222人 令和6年度 4～6月 (親子ビクス18人 親子体操10人) ・児童館共催 令和5年度「おでかけ支援センター」31人 令和6年度「おでかけ支援センター」4月 17人	A	A	A	継続実施
251	子育て支援センター運営委託事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を運営することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談を行う。 子ども・子育て支援交付金交付要領に定められている額を委託費とする。	A	A	A	継続実施
252	学童保育室整備事業		ハード事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	学童保育室の整備	市こども・子育て支援事業計画に基づく整備事業 増加傾向にある利用者に対応するため、適切な事業計画の立案に努める。	A	A	B	継続実施
253	特別保育補助事業(県補助事業)	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	民間の教育・保育施設における教育・保育事業に対し、一定水準以上を維持するため、県の補助に合わせた助成を行い、保育体制の整備を支援するとともに、保護者の経済的負担の軽減につなげる。	○1歳児担当保育士増員事業費補助金 1歳児保育に要する加配の保育士を充実させるための雇用費を助成する。 ○食物アレルギー対応給食提供事業費補助金 医療機関において食物アレルギーにより給食に特別な配慮が必要であると認められた児童の給食を提供するためについて、児童の福祉向上を図る。 ○第2子以降保育料免除事業費補助金 2人以上の児童を育てている世帯に対し、第3子以降の児童の副食費を免除し、子育てに係る経済的負担を軽減する。	A	A	A	継続実施
254	子育てのための施設等利用給付事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	教育・保育無償化制度に基づき、保育事業の利用料の無償化を行い、子どもの健やかな成長を支援するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。	令和元年10月から開始した教育・保育無償化制度において、市外の旧制度幼稚園に通う児童の保育料を無償化する。 幼稚園及び認定こども園(保育認定を除く)における在園児の一時預かりについて、利用料を減免する。 また、認可外保育施設に通う3歳児以上または非課税世帯の児童についても、保育料を減免する。	A	A	A	継続実施
255	学童保育事業所運営費補助金交付事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	市内の民間学童保育室事業所のうち、国や市の基準に沿って運営している事業所について補助金を交付することにより、学童保育の場所と担い手の確保及び支援員等の質の向上、並びに市内の学童保育の基準達成を図る。	下野市放課後児童健全育成事業届出等に関する要綱に基づく届出を提出している学童保育事業所に対し、運営費補助金を交付するもの。	A	B	A	継続実施
256	南河内小中学校学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭地域等の連携のもと、基本的生活習慣を確立する。併せて発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関と連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権を十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施
257	しもつけっ子応援プロジェクト	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	誰もが安心して子育てができるよう、子育てに係る保護者の精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を応援することを目指す。定期的に、定期的な見守りの実施及び乳児に必要な紙おむつ等の購入助成券を交付する。	見守り訪問及び10か月検診時に、乳児用おむつ券の交付、子育てに関する情報の提供、乳児の養育状況の把握及び相談を受けることができる。おむつ券の交付は、見守り訪問、及び10か月検診時の2回で、1回につき2万円相当分交付。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
258	保育対策総合支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じ、子どもを安心して育てることができる保育環境整備を行う。	□保育環境改善等事業(補助率:国1/3、県1/3、市1/3) ・熱中症対策事業　・保育環境向上等事業 □保育体制強化事業(補助率:国1/2、県1/4、市1/4) 地域住民や子育て経験者等、多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担軽減を図り、保育体制の強化と保育士が働きやすい職場環境を整備する。 □保育補助者雇用強化事業(補助率:国2/3、県1/8、市1/8) 保育士資格を持たない保育士を雇いあげ、保育士の離職防止と人材確保を図る。 □ICT化推進事業(補助率:国1/2、市1/4) 保育士の業務負担軽減を図るため、ICTを活用した業務システムの導入を行う。	A	A	A	継続実施
259	細谷小学童保育事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	子育て応援課	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上の為に、職場内外の研修の機会を確保する。	A	A	A	継続実施
260	児童福祉総務費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	児童福祉全般の庶務事務を円滑に行うことを目的とする。	・こども福祉課全般に係る事務費(会計年度任用職員報酬、消耗品費等) ・少子化の進行の背景となる未婚化・晩婚化への対策として、とちぎ結婚支援センターにて会員登録制のマッチングサービスをする。県のとちぎ未来クラブ財団への委託事業。 支援センター運営負担金　県内市町の人口割 8:均等割 2	A	B	A	継続実施
261	母子家庭等対策総合支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	子育て応援課	継続	ひとり親家庭の自立促進を図るため、各種給付金を支給する。 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・高校卒業程度認定試験合格支援給付金	・母子家庭自立支援教育訓練給付金:対象講座受講費用の60%支給 ・高等職業訓練促進給付金:資格取得の養成機関通学に最大月10万円、最後の12ヶ月は4万円加算 ・高校卒業程度認定試験合格支援給付金:高校卒業資格取得の対象講座受講費用の40%支給、合格後に20%支給	A	A	A	継続実施
262	母子保健総務費		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	こども家庭センター	継続	妊娠期から子育て期における、伴走型支援及び母子保健事業の実施にあたり、適切な情報提供及び相談支援が提供できるよう、母子保健事業従事者のスキルアップを図るための研修会の開催、また職員(専門職)の研修会参加、及び県外等へのケース対応に係る費用等、母子保健事業に関する共通経費である。	母子保健事業従事者研修会(年1回開催) 職員(専門職)の研修会参加	A	B	A	継続実施
263	妊娠サポート事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	こども家庭センター	継続	不妊治療については、令和3年度まで医療保険が適用されなかったため、治療費の一部を助成し、治療中の夫婦の経済的な負担を軽減することで、安心して妊娠、出産できる環境の整備や積極的な少子化対策の推進を図ってきた。 令和4年4月から不妊治療が保険適用になったが、依然として経済的負担が残るため、保険適用外の不妊治療費のみならず保険適用の不妊治療費についても助成を行う。また、不育症の治療費助成を引き続き行っていく。	不育症治療費は、1年度1回、通算回数制限なしで自己負担額の半額助成(上限30万円)。 保険適用の不妊治療費は、1年度1回、通算5年度まで自己負担額の全額助成(上限10万円)。 保険適用外の不妊治療費は、1年度1回、通算5年度まで自己負担額の半額助成(上限15万円)。	A	A	A	継続実施
264	親子支援事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	こども家庭センター	継続	妊娠、出産、育児についての知識や技術の習得の場の提供を行う。 妊婦のフォローを行い、産後は育児の相談や継続支援が必要になった親子や、精神面で経過観察が必要な親子に対し、安心して関わり方を学ぶ場の提供を行う。 発達確認が必要な子どもの経過観察と、小集団での関わりを通して事後指導を行う。子への関わり方を学んでもらい、より良い親子関係を育めるようにする。	両親学級、母乳育児相談、親子教室(『カンガルーひろば』は育児不安や育児手技の未熟さがある等の親子に育児相談と手遊び等を実施。『のびのび教室』は1歳6か月児健診後から2歳まで、『たけのこ教室』は2歳から3歳児健診の支援が必要な親子を対象に親子遊び等を実施し経過観察を行う)、子育て巡回相談、個別心理相談を実施している。 ハイリスク妊婦や産婦となる、外国人支援のため、通訳者を確保する。	A	A	A	継続実施
265	乳幼児健康診査事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	こども家庭センター	継続	①子どもの発育・発達課題を早期発見し保健指導を行い支援する。②虐待予防の観点から保護者の育児を支援する。③子どもの子育て環境の確認や保育者の養育力を高める支援をする。④5歳児健康相談は、集団生活における発達課題や特性のある児を早期に発見し、就学に向けて円滑な支援を行う。 【補助金名】母子保健衛生費国庫補助金(国1/2) 【補助率】5歳児健康診査分　基準額3,000円/人	乳幼児健康診査では、問診・計測・内科歯科検診、各種指導、個別相談等を実施。 乳幼児発達二次健診では医師・臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士・保健師による総合的な相談を実施。 5歳児健康相談では、幼稚園・保育園及び保護者のアンケートをもとに専門スタッフが巡回観察を行い、必要時個別相談等へつなげている。令和7年度より、5歳児健康診査へと変更予定。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
266	思春期保健事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	こども家庭センター	継続	小学校高学年と中学生及びその保護者に対し、命の大切さや性教育指導を実施し、性感染症の予防や若年の無計画な妊娠等を予防するとともに、健康教育を実施し、子どもたちの心身の発達支援と青少年の健全育成を目指す。	命の大切さ、性教育等を実施し、自己肯定感や自己決定力を高められるような支援をするため、市内小学校、中学校、特別支援学校に対して思春期講座(出前授業)の実施や対象児童等に合わせた情報提供を行う。 また、思春期講座との関連から、総合的な学習や生活科等の授業を行う場合に、胎児モデル等の貸出を行い、学習内容の充実を図る。	A	A	A	継続実施
267	心理発達相談事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	こども家庭センター	継続	子育て環境の変化、家族機能の低下、児童虐待ケースや発達特性のある児の増加などにより、子育てに不安を訴える保護者や精神面の不安定さから子育てのしにくさを抱える保護者等の増加が見られる。このようなことから、丁寧な育児支援と精神的な支援が必要であるため、乳幼児期から就園、就学と継続的に専門的な支援や個別支援が実施可能となるよう、臨床心理士を常勤体制で確保し連携した相談支援体制を整備する。 【補助金名】児童虐待防止対策支援事業費国庫補助金 【補助率】心理担当職員分 基準額2,605千円の1/2	[児童虐待防止対策等総合支援事業(国:1/2)] 乳幼児健診(年60回)・親子教室(年36回)・子育て巡回相談(年18回)においては、集団場面での親子を観察し、子どもの発達や保護者等の不安に対し個別的な支援を行う。園観察(巡回指導)では、集団場面での行動を観察し、保育士と支援方法の検討を行い、必要時保護者の個別相談に対応する。乳幼児発達二次健診(7回)は、児の発達評価と保護者の相談に対応する。個別心理相談は、妊娠期から子育て世代の包括的な相談に対応する。その他、要支援妊婦や特定妊婦の支援方針を決定するこんには赤ちゃん会議(年12回)や受理会議への参加と助言、保健師との同行訪問等も行う。	A	A	A	継続実施
268	子育て世代包括支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	こども家庭センター	継続	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な母子保健に関するニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を整備する。 保健師や助産師等の専門職が妊産婦や乳幼児等に対して、必要な支援の調整、関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を提供する。 [補助金名]重層的支援体制整備事業交付金 [補助率] 国:2/3、県:1/6、市:1/6	[重層的支援体制整備事業(国:2/3、県1/6)] 保健師・助産師等の専門職が母子保健コーディネーターとなり、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、関係機関と連携を図りきめ細かい支援を実施する。	A	A	A	継続実施
269	妊娠・出産包括支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	こども家庭センター	継続	すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、生育基本法や母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画画である「健やか親子21(第2次)」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援等を推進する。 妊産婦及び乳幼児に対して、各種相談や健康の保持・増進に関する事業を実施することにより、地域における切れ目ない妊娠・出産等の支援を推進する。 [補助金名]母子保健衛生費国庫補助金 [補助率]国1/2 [補助金名]産後ケア利用者負担軽減支援事業補助金 [補助率]県10/10	妊娠届出時に母子健康手帳を発行し、併せて父親の育児参加を推進するため父子健康手帳も発行する。また、妊婦健康診査(1名15回分、多胎妊婦は1名19回、低所得者初回分1回)、産婦健康診査事業(健診と産後うつ自己評価表の記載による産後うつ等のリスク評価実施)、新生児聴覚検査(疾病の早期発見・早期治療・早期療育を目指す)を医療機関に委託し実施する。委託外医療機関は扶助費で対応する。 多胎妊産婦等サポーター等事業(多胎妊産婦等支援)として、多胎妊産婦の家庭に対して、委託可能な事業所に委託し、産後ドゥーラ、ヘルパー等の派遣(1組60回)を行う。 産後ケア事業として、産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門家が、医療機関や助産院において、褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児に対して、心身のケアや育児指導を宿泊型、通所型、訪問型を委託し実施する。国県の利用料減免制度の活用に加え、さらに市助成を行うことにより自己負担なしで実施する。利用は7日間(6泊7日)。 母子保健対策強化事業として、子育てアプリを導入し、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい相談支援を行う等、母子保健に関するデジタル化を進めていく。	A	A	A	継続実施
270	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	こども家庭センター	継続	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっているため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する。 [補助金名]出産・子育て応援交付金(伴走型支援 県3/4)(経済的支援 県5/6) [補助率]伴走型は国1/2、県1/4で経済的は国2/3、県1/6で積算し、県から国・県分が一括交付される。	[出産・子育て応援交付金事業] 【伴走型支援】 妊娠届出時、妊娠8か月前後(希望者)、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に妊産婦等と面談等を実施し、妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ。 【経済的支援】 妊娠届出時の面談及び出産届から乳児家庭全戸訪問までの間の面接後、それぞれ5万円(計10万円)を支給。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
271	生後4ヶ月までの全戸訪問事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	こども家庭センター	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する不安や悩みを聞き、情報提供や助言を行うことで育児不安の軽減を図るとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し助言を行う。また、周囲からの支援が見込めない家庭に対しては、地域社会とのつながりを持つ機会を提供することで乳児家庭の孤立化を防ぎ、健全な育児環境の確保を図る。以上、リスクの高い状況を早期発見し、適切な支援につなげることで、児童虐待の未然防止を目的とする。	【子ども・子育て支援交付金対象事業(国:1/3、県1/3)】 ・家庭訪問を専門的知見を有する助産師会に委託 ・訪問対象家庭数 R4年度:406件 R5年度:380件 ・こんにちは赤ちゃん訪問会議を月1回開催し、支援方針を協議	A	A	A	継続実施
272	養育支援訪問事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	こども家庭センター	継続	特定妊婦や生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)で把握した要支援家庭、及び虐待通告により定期的な支援や見守りが必要な家庭等、支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師・助産師・看護師・ヘルパー等による必要な援助を行い、適切な養育環境の維持・改善、及び家庭の養育力の向上を図ることにより、児童虐待を未然に防止することを目的とする。	【子ども・子育て支援交付金対象事業(国:1/3、県1/3)】 ・要支援家庭に対する、助産師等専門職による育児指導及び助言 ・養育状態により支援が必要な家庭に対する、ヘルパー等による家事援助 R4年度: 99回 R3年度: 47回 ・養育支援(育児指導) R4年度:334回 R5年度:390回	A	A	A	継続実施
273	子育て短期支援事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	こども家庭センター	継続	保護者の入院や育児疲れ、家庭環境上の理由等により家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設に児童を宿泊させ、一時的に養育することにより、日中のみの保育サービスでは対応できない支援を行い、児童福祉の向上、及び児童虐待の未然防止を目的とする。	【子ども・子育て支援交付金対象事業(国:1/3、県:1/3)】 ・事前に児童養護施設、乳児院と事業委託契約を締結(単価契約) ・利用希望があった場合は、審査を行い養育が困難と認められる場合に利用を承諾 ・短期入所生活援助(ショートステイ)利用(原則7日以内) R4年度 乳児:1名×3日間、児童:1名×2日間 R5年度 乳児:1名×2日間	A	A	A	継続実施
274	母子父子寡婦福祉事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	こども家庭センター	継続	年々増加し複雑化しているDV被害対策、ひとり親家庭を中心とする貧困家庭対策、養育困難家庭対策を複合的に進めることが求められている。専門的な知識をもった母子・父子自立支援員兼婦人相談員を配置し、総合的に対応・支援することにより、支援を要する方及び児童の権利擁護を目的とする。	【困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金対象事業(補助率:国1/2)】 【栃木県市町村総合交付金(母子寡婦福祉資金貸付事務)】※前々年度の実績が対象 ・母子父子自立支援員兼女性相談支援員(会計年度任用職員)を3名配置 ・DV被害相談、就労、養育費の取得、母子父子寡婦福祉資金の貸付などの相談支援対応を担う。	A	A	A	継続実施
275	児童家庭相談事業費		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	こども家庭センター	継続	学校・医療機関・警察署等、関係機関の間で子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、家庭相談員及び保健師が中心となり、適切な連携の下で適切な支援や保護を行う。また、リスクの程度により担当が分かれている現体制において子ども家庭総合支援拠点を設置し、連絡調整機関として機能することにより、連携・協働の体制を推進して支援の一体性や連続性を確保する。以上、ネットワーク機能の強化により、児童虐待防止の推進、及び児童福祉の向上を図る。	【重層的支援体制整備事業交付金対象事業(国:2/3、県:1/6)】 利用者支援のこども家庭センター型として交付申請する ・要保護児童対策地域協議会、子ども家庭総合支援拠点としての取り組み ・関係機関との連携強化事業として児童虐待防止(オレンジリボンキャンペーン)を実施	A	A	A	継続実施
276	母子生活支援施設措置事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	こども家庭センター	継続	近年増加傾向にあるDV被害等により保護が必要とされる配偶者のいない女性、又はこれに準ずる事情にある女性、及びその監護すべき児童等、緊急に保護を要する母子家庭等について、母子を迅速に入所させ保護することにより、児童の福祉と母子家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。	【児童入所施設措置費国庫(県費)負担金対象事業(国:1/2、県:1/4)】 ・保護が必要な母子を母子生活支援施設に入所させ保護する ・自立促進のため、施設と連携し支援を行う ・措置人数 R4年度:3世帯 R5年度:3世帯	A	A	A	継続実施
277	こども家庭総務費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	こども家庭センター	継続	要保護児童や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関や関係団体、その他児童の福祉に関連する職務に従事する者で構成する、要保護児童対策地域協議会を設置し、当該児童等に関する情報及び考え方を共有し、適切な連携の下で対応する体制を構築する。その他、こども家庭センターの総括的な経費を計上。	【重層的支援体制整備事業交付金事業(国:2/3、県:1/6)】 利用者支援のこども家庭センター型として交付申請する。 ・要保護児童地域対策協議会の運営、こども家庭総合支援拠点の調整機関としての取り組み。 ・関係機関との連携強化事業として、児童虐待防止啓発活動(オレンジリボンキャンペーン)を実施	A	A	A	継続実施
278	地域ケア会議推進事業費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	多職種が協働して個別ケースの支援内容の検討を行うと共に、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進することで、対象者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげていく。	地域ケア会議がもつ5つの機能(①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策の形成)を発揮することができるよう、地域ケア会議を下記の分類として適切に運営していく。1. 地域ケア個別会議…個別ケースについて、関係者間の情報共有を図り、解決に向けた検討を行う。2. 自立支援型地域ケア会議…多職種協働により、介護予防に資するケアプランの作成・ケアの提供等を目指す。3. 地域ケア推進会議…地域に共通した課題等を明らかにし、資源開発や政策形成につなげていく。 ・地域ケア会議の適切な運営に向け、資料の作成、事前打ち合わせ等を実施する。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
279	高齢者保健福祉計画策定事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	3ヶ年周期により高齢者保健福祉計画を策定し、今後見込まれる地域の課題を明らかにし、その課題に対する指標の実績評価を行う。	令和3年度…第8期計画の進捗状況等の把握、1回目評価 令和4年度…第8期計画の進捗状況等の把握、2回目評価、日常生活圏域ニーズ調査 令和5年度…3回目評価、第9期計画策定、策定委員会開催、策定支援業務 令和6年度…第9期計画の進捗状況等の把握、1回目評価 令和7年度…第9期計画の進捗状況等の把握、2回目評価、日常生活圏域ニーズ調査 令和8年度…3回目評価、第10期計画策定、策定委員会開催、策定支援業務	A	A	A	継続実施
280	高齢福祉総務費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	高齢福祉全般に係る事務	介護人材確保推進事業 事務用消耗品	A	A	A	継続実施
281	社会福祉施設整備補助事業		ソフト事業	裁量なし(一部あり)	健康福祉部	高齢福祉課	継続	市民にとって身近な日常生活圏域を単位として、地域において必要となる介護施設、地域介護拠点等の緊急整備を支援し、高齢者福祉の向上に資する。	地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業所等の整備費について、国から県を経由して市へ交付される補助金を事業者に支出する。	A	A	A	継続実施
282	シルバー人材センター運営事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	高齢者の生きがいづくりと就労の機会を確保するため、シルバー人材センターの運営の安定を図る。	シルバー人材センターに対し、運営補助金を交付する。 地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部及びシルバー連合の活動拠点ごとに、国庫補助対象の1/2の額かつ国の予算の範囲内に交付することを基本とする。ただし、高齢者等の雇用安定等に関する法律第40条の趣旨に鑑み、地方公共団体からの補助金の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、当該地方公共団体からの補助金の額をシルバー補助金の額とする。	B	B	A	継続実施
283	老人クラブ補助事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	老人クラブ連合会を通して、単位老人クラブ活動の育成を図るとともに、高齢者の活動を支援することを目的とし、老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や、ボランティアをはじめとした地域活動の推進を図るため、各単位老人クラブに補助金を交付する。	高齢者の社会活動を支援するため、老人クラブ連合会に対し、運営費補助金を交付。 各単位老人クラブに対し、運営費補助金を交付する。また、老人クラブ員が減少傾向であるため、新規クラブ開設へ促進の補助金を交付する。	B	B	A	継続実施
284	ふれあいふくし運動会事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	高齢者、心身障がい者・児及び児童等とボランティアがスポーツを通じたふれあいの中で、心身のリフレッシュを図り、交流を深め地域福祉の向上を目的とする。	高齢者、心身障がい者・児及び児童等のふれあいふくし運動会の開催を社会福祉協議会に委託する。	B	B	A	継続実施
285	遺族会活動支援事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	戦没者を追悼し、平和を祈念するための慰霊祭の開催及び忠魂碑の良好な管理を図る。	戦没者追悼式典の開催と各地区の忠魂碑(4箇所)の良好な管理を下野市社会福祉協議会と事務協議のうえ、下野市遺族会に委託する。	B	B	A	継続実施
286	高齢者外出支援事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	通院等で公共交通機関を利用することが困難な75歳以上の高齢者に、外出支援を推進し 高齢者の孤独感解消やひきこもり防止を図る。	デマンド交通(おでかけ号)登録者の75歳以上の高齢者に、デマンド交通の無料利用券を交付する。交付枚数は、年間10枚とする。	B	B	A	継続実施
287	見守りネットワーク事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	地域で活動する団体や企業、高齢者と接する機会を有するすべての関係者が連携して、地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりに取り組み、拡大を図っていく。	地域社会の中で、様々な活動をしている団体や事業者と協定を結び、声かけなどさりげない方法で見守りを行う。協力者の活動中見守り対象者に何らかの異変を感じたときには、高齢福祉課や地域包括支援センターが連絡を受け対応する。 高齢者見守りネットワーク事業推進研修会を年1回開催する。	B	B	A	継続実施
288	金婚夫婦祝福事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	敬老週間事業の一環として、結婚50周年を迎える夫婦を祝福する。	「金婚夫婦祝福会」を開催し、結婚50周年を迎える夫婦に慶状と記念品を贈呈する。	B	B	A	継続実施
289	長寿祝金事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	敬老週間事業の一環として、多年にわたり地域社会に貢献された方々に敬意を表すとともに、その長寿を祝福し、敬老祝金の贈呈を行う。	100歳到達者への長寿祝は、祝詞と祝金100,000円を贈呈する。 100歳到達日後、市長が表敬訪問を行い祝詞と祝金を贈呈する。 敬老祝金は、80歳・90歳到達者に祝金5,000円を贈呈する。 贈呈は口座振込にて行う。	B	B	B	見直し実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
290	地域介護予防活動支援事業費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	平成30年4月から地域支援事業交付要綱が改正され、介護予防に資する住民主体の通いの場の活動を推進するため下記①～③の事業が対象となり、令和元年度より④が追加された。 ①介護予防に関するボランティア等の人材育成 ②介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援 ③社会参加活動を通じた介護予防活動に資する地域活動の実施 ④介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与 本市では、地域の元気な高齢者が介護予防活動の促進者とし、また生きがい活動にもつなげられるよう、地域ふれあいサロンの運営支援を行うとともに、「しもつけ元気はつらつ体操」の普及と、サポーター養成講座を実施する。	地域ふれあいサロンの運営支援を、地域づくりを担う下野市社会福祉協議会に委託して行う。 また、地域包括支援センターと協働し、介護予防に効果的な「しもつけ元気はつらつ体操」を普及啓発する。 サポーターを養成し、地域サロンにて体操の普及啓発を行う。 ①しもつけ元気はつらつ体操サポーター養成講座を開催 ②サポーターを対象にフォローアップ講座を開催 ③体操を実施しているサロンに対し、サポーター活動を実施・継続 ④については、他市町の状況を見ながら検討していく。	A	A	A	継続実施
291	地域リハビリテーション活動支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	平成27年度の介護保険法の改正により、介護予防の機能強化の観点から「一般介護予防事業」の1つとして追加された。 地域における介護予防を機能強化するために、対象者宅、介護施設、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等等へリハビリテーション及び介護予防に関する専門的知見を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等）を派遣し、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する。	①住民運営の通いの場等地域団体が行う介護予防活動に関する技術的支援 ②介護職員への技術的支援 ③地域ケア会議やサービス担当者会議等におけるケアマネジメント支援、及びその対象者・家族への訪問による技術的支援（地域包括支援センターが対象者をスクリーニングし、本人の同意を得られた方に実施する）	A	A	A	継続実施
292	介護予防普及啓発事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	平成27年度の介護保険法の改正により、機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた介護予防事業ができるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを行う。また、併せて住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	高齢者の健康寿命を延伸し、介護状態とならないために実施する事業。対象者の心身の状態に合わせて参加できる事業体系として整備し、介護予防の充実を図る。	A	A	A	継続実施
293	地域介護予防活動支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	平成30年4月から地域支援事業交付要綱が改正され、介護予防に資する住民主体の通いの場の活動を推進するため下記①～③の事業が対象となり、令和元年度より④が追加された。 ①介護予防に関するボランティア等の人材育成 ②介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援 ③社会参加活動を通じた介護予防活動に資する地域活動の実施 ④介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与 本市では、地域の元気な高齢者が介護予防活動の促進者とし、また生きがい活動にもつなげられるよう、地域ふれあいサロンの運営支援を行うとともに、「しもつけ元気はつらつ体操」の普及と、サポーター養成講座を実施する。	地域ふれあいサロンの運営支援を、地域づくりを担う下野市社会福祉協議会に委託して行う。 また、地域包括支援センターと協働し、介護予防に効果的な「しもつけ元気はつらつ体操」を普及啓発する。 サポーターを養成し、地域サロンにて体操の普及啓発を行う。 ①しもつけ元気はつらつ体操サポーター養成講座を開催 ②サポーターを対象にフォローアップ講座を開催 ③体操を実施しているサロンに対し、サポーター活動を実施・継続 ④については、他市町の状況を見ながら検討していく。	A	A	A	継続実施
294	生活支援体制整備事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指している。高齢者の抱える生活課題や必要な支援を把握するとともに、地域の自助・互助を最大限に活用しながら、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。	第1層生活支援コーディネーターの配置と第1層協議体の設置、第2層コーディネーターの配置と第2層協議体を設置。生活実態把握調査を継続的に実施し、地域課題の把握に努めている。令和元年度より、市社会福祉協議会へ業務委託により実施している。	A	A	A	継続実施
295	配食サービス事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等に、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否確認を行う。	概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯の者に対し週3回昼食時にお弁当を配達。併せて、本人に手渡しすることにより健康状態や安否確認を行う。民間事業者に委託して実施する。利用者の負担金は、受託事業者が直接徴収する。1食当たり450円の補助、差額分は利用者負担。	A	B	B	継続実施
296	ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	紙おむつ券を支給することにより、ねたきり高齢者、認知症高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。	満65歳以上で、ねたきりの状態にあるか又は認知症のため、常時紙おむつを使用している在宅の方及び医療機関に入院している方に対し、月3,000円分の紙おむつ購入券を支給する。市と事業所で協定書を結び、利用者は協定事業所において紙おむつ購入券を使用できる。	B	B	A	継続実施
297	ねたきり老人等介護手当事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者と同居し介護している者に対して、介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、ねたきり高齢者の福祉の向上を図る。	介護者へ月額3,000円の介護手当を上半期（4月～9月分）、下半期（10月～3月分）毎に支給する。支給に際しては、現況届により、該当月の確認を行い支給する。	B	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
298	緊急ショートステイ事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	概ね65歳以上の高齢者またはその家族に不測の事態が生じ、在宅での生活が困難となった場合に、緊急一時的に養護老人ホーム等でのショートステイを利用することにより、当該高齢者の安全を確保し、生活の助長、心身機能の回復を図る。その間、今後の方向性(生活の場等)について検討する。	養護老人ホーム等への緊急ショートステイ(期間:原則7日間)を市が施設と調整する。 緊急ショートステイ(短期入所生活介護費)1日当たり 5,600円(うち利用者負担:560円、飲食物費等は利用者が実費負担する)	A	B	B	継続実施
299	介護負担額軽減事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	社会福祉法人が利用者負担の減免をした場合に、その減免分を助成する。低所得高齢者に対して、介護保険の利用者負担について軽減措置を講じることにより、介護サービス利用促進を図る。	社会福祉法人が利用者負担の減免をした場合に、その減免分を助成する。低所得高齢者に対して、介護保険の利用者負担について軽減措置を講じることにより、介護サービス利用促進を図る。	A	A	A	継続実施
300	その他在宅福祉事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	①生活支援型ホームヘルプ事業:要介護認定者を除く65歳以上の一人暮らし高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣し生活支援を行う。 ②日常生活用具給付事業:日常生活に不安がある65歳以上の一人暮らし高齢者に対し、日常生活用具の給付等を行い生活の助長を図る。 ③声かけふれあい収集事業:ごみ出しが困難な高齢者等に家庭ごみの回収を実施すること で肉体的負担の軽減を図ると同時に安否確認を行う。	①生活支援型ホームヘルプ事業:ホームヘルパー派遣。1回当たり原則1.5時間。サービス料1時間未満2,200円(内利用者負担220円)、1.5時間まで3,080円(内利用者負担300円)。 ②市が定める用具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器、老人用電話、T字杖)を生活保護法による被保護世帯または所得税非課税世帯の高齢者等に給付または貸与する。 ③旧地区ごとに週一日、回収日を定めごみを回収する。回収時に声掛けを行い、所在やごみの分別状態を確認することで異変に対応する。	A	B	A	継続実施
301	介護人材緊急確保対策事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	下野市が主体となり、地域における多様な人材の介護職への参入を促進するとともに、介護未経験者を対象とした研修を実施することにより、福祉人材・研修センターやハローワーク、シルバー人材センター等と連携して介護職への登用を図ることを目的とする。	地域住民及び介護に関心がある者を対象に、基礎講座(3時間程度)及び入門講座(18時間程度)の実施。 受講人数15人、2単位実施する。	A	A	B	継続実施
302	重層的支援体制整備事業繰出金	1人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	新規	社会福祉法第106条の10により、重層的支援体制整備事業のうち保険料負担相当分を一般会計に繰り出す。	以下の額を介護保険特別会計から一般会計に繰り出す。 ・地域包括支援センター運営分事業費の23/100(1号保険料) ・生活支援体制整備事業費の23/100(1号保険料) ・一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業費の23/100(1号保険料)及び27/100(2号保険料)	A	A	A	継続実施
303	徘徊高齢者あんしんサービス事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	認知症高齢者等の家族等に対して、対象者の位置情報を速やかに把握できるサービスを提供することにより、高齢者等の事故を防止し、家族等が安心できる介護環境を整備する。	・認知症等により徘徊の可能性のある高齢者等に対し、GPSを利用した位置情報を検索、提供するサービスの利用費用について一部を助成する。(R3年度までに利用を開始した方については、GPS端末を貸与し、管理等を専門事業者に委託する) ・認知症等により徘徊の可能性のある高齢者等に対し、身元が判明できるシステムを登録したQRコード認識シールを提供する。QRコードシールの提供や緊急連絡先等の管理、コールセンターの運営等を専門の事業者 に委託する。	B	A	A	継続実施
304	認知症総合支援事業費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	全国の認知症高齢者数は2025年には約700万人(65歳以上の高齢者の約5人に1人)に達すると見込まれ、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気である。本市においても令和元年度における要介護認定者の63.5%が認知症に起因している。 厚生労働省は認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)を平成27年1月策定、令和元年6月には認知症施策推進大綱を策定し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す。認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策に取り組んでいく。	「下野市認知症総合支援事業実施要項」に基づき、「認知症対策推進委員会」で協議しながら、「認知症初期集中支援推進事業」「認知症地域支援・ケア向上事業」「認知症の人とその家族等に対する支援に関し必要な事業」について実施する。 認知症カフェの運営は認知症家族の会「しもつけ」およびチームオレンジしもつけに委託する。また、令和5年度に南河内地区に認知症カフェを新設予定。	A	A	A	継続実施
305	安否確認システム貸与事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	ひとり暮らし高齢者等で、特に体調等に不安を感じている方に対し、緊急事態に対応できるシステム機器を貸与することにより、安心した生活と精神的不安の解消を図る。	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者又はひとり暮らしの身体障がい者(身体障害者手帳1級又は2級に該当する者)で、緊急事態に機敏に行動することが困難な者に安否確認付き緊急通報システムを貸与する。 利用者の安否確認や緊急時対応を必要に応じて委託業者と家族・協力者、消防、行政機関が連携することで、ひとり暮らし高齢者等の孤立や孤独死を防止する。	B	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
306	避難行動要支援者支援事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯を把握し、災害時における支援体制を整備する。	65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上高齢者のみ世帯を対象に、実態調査及び災害時要支援者調査を毎年実施し名簿を作成する。災害時・緊急時においての安否確認や緊急時の連絡先等、名簿を活用している。また、調査票の未提出者については、地域包括支援センターによる訪問を行い、実態把握に努めている。 現在使用しているシステムを法改正に伴い改修する。	A	B	A	継続実施
307	老人保護措置事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	65歳以上の高齢者で身体上、精神上、環境上または経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者及び虐待等により生命等への影響が危惧される高齢者を養護老人ホームへ措置し安心して生活できる場の提供を行う。	老人福祉法第11条に基づく老人ホームへの入所措置。 やむを得ない事由により、居宅生活が困難な高齢者について、入所判定委員会を開催し施設入所の判定(継続も含む)を行い、入所決定の場合は養護老人ホーム等に措置となる。入所判定委員会は、年3回開催予定。入所判定委員は5名。	A	A	B	継続実施
308	高齢者虐待防止事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、養護者等による高齢者虐待対応の体制整備や高齢者虐待ネットワーク運営委員会によるネットワークの構築等により、高齢者虐待防止法による市の責務と役割を果たす。	高齢者虐待の通報・相談を受理すると「下野市高齢者虐待対応マニュアル」に沿って、協議や事実確認、高齢者虐待援助会議、担当者会議を開催し虐待対応の終結へ向ける。また、高齢者虐待防止ネットワーク構築のため「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」を設置している。委員は15名以内で医師、自治会、司法書士、介護保険事業所等)	A	A	A	継続実施
309	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続していくことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進するための地域包括支援センターを設置する。なお、地域包括支援支援センターには、必須事業として、地域支援事業の地域包括支援センターの運営と指定介護予防支援事業がある。	地域包括ケアを支える中核機関として、市内に3か所の地域包括支援センターを設置し、3センター全てを社会福祉法人等に委託し、地域に密着した活動を推進する。 【地域包括支援センター業務内容】 ①総合相談②権利擁護③包括的・継続的ケアマネジメント支援④介護予防ケアマネジメント⑤家族介護支援を行う。また、指定介護予防支援事業として要支援者が適切な介護サービスを利用できるよう介護予防プラン及び総合事業における介護予防マネジメント計画を作成する。(計画作成についてはプランナーが実施)	A	A	A	継続実施
310	介護保険特別会計繰出金		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険特別会計への繰出金 介護保険事業の健全な運営を図るための法定繰出金	介護保険特別会計への繰出金(給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業、低所得者保険料軽減繰出)	A	A	A	継続実施
311	一般管理費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	(介護保険特別会計で所管する事業全体の事業費のため事業計上せず。)介護保険法第3条の規定に基づき行う介護保険事業の円滑な執行を図る。	介護保険事業の執行に必要な事務職員の人件費や、被保険者の資格管理等に要する費用等を支払う。	A	A	A	継続実施
312	介護認定審査会費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第14条の規定に基づき設置する介護認定審査会の円滑な運営を図る。	被保険者が要介護または要支援者に該当するか審査・判定するため、市は介護認定審査会を設置している。審査会委員は、医療・保健・福祉の学識経験者を市長が任命している。 審査会は、毎週2回(火、木曜日)、年100回程度開催、委員5名で構成され、6合議体ごとに審査会を開催し、認定調査票と主治医意見書をもとに審査を実施している。 各合議体の適正化・平準化を図る目的で研修会を実施している。 令和6年度以降、ペーパーレス化を導入予定。	A	A	B	継続実施
313	認定調査等費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第27条に基づく要介護認定並びに第32条に基づく要支援認定事務の円滑な執行を図る。	介護保険のサービスを利用する際の介護認定調査の調査員報酬。 R2年度から認定調査員7名(会計年度職員)を任用。	A	A	B	継続実施
314	趣旨普及費		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険制度全般についてわかりやすく市民へ周知するとともに制度への理解と協力を深める。	介護保険申請者における介護保険料滞納者の介護サービス負担額や納税相談について周知する。	A	B	B	継続実施
315	地域包括支援センター運営協議会費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法施行規則第140条の66第4項の規定に基づき設置し、地域包括支援センターが行う業務の評価を行うとともに意見を述べ、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指す。	地域包括支援センター運営協議会を年2回開催する。	A	A	A	継続実施
316	地域密着型サービス運営委員会費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第42条の2、第5項、第78条の2第6項、第78条の4第5項の規定に基づき設置し、地域密着型サービスの質及び事業の適正な運営を確保する。	下野市の地域密着型サービスの指定・更新、グループホーム・地域密着型特別養護老人ホームの実地指導、その他報告等。	A	A	A	継続実施
317	居宅介護サービス給付費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第41条で定める居宅サービス費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が居宅において介護サービスを利用した費用のうち、介護保険法第41条で定める居宅サービス費について、被保険者負担分(1割、2割又は、3割)を差し引いた額を事業者へ支払う。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
318	施設介護サービス給付費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第48条で定める施設サービス費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が施設サービスを利用した費用から被保険者負担分(1割、2割又は3割)を差し引いた額を施設へ支払う。	A	A	B	継続実施
319	居宅介護福祉用具購入費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第44条で定める居宅介護福祉用具購入費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が日常生活動作を円滑に行うために購入した特定福祉用具の購入代金を負担割合に応じて支給を行う。	A	A	A	継続実施
320	居宅介護住宅改修費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第45条で定める居宅介護住宅改修費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者の、家庭内での安全を確保するため、または介護者の負担を軽減するために住宅を改修した費用の9割、8割又は7割を支給する。	A	A	A	継続実施
321	居宅介護サービス計画給付費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第46条で定める居宅介護サービス計画費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用することができるよう、その被保険者から依頼された居宅介護支援事業者がケアプランを作成した場合に、居宅介護サービス計画費を支給する。	A	A	B	継続実施
322	地域密着型介護サービス給付費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第54条で定める地域密着型介護サービス費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が地域密着型介護サービス費を利用した費用から被保険者負担分(1割、2割又は3割)を差し引いた額を事業者へ支払う。	A	A	B	継続実施
323	介護予防サービス給付費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第53条で定める介護予防サービス費を支給する。	要支援と判定された被保険者が要介護状態にならないために、居宅予防サービス費を利用した費用から被保険者負担分(1割、2割又は3割)を引いた額を事業者へ支払う。	A	A	B	継続実施
324	介護予防福祉用具購入費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第56条で定める介護予防福祉用具購入費を支給する。	要支援認定を受けた被保険者が入浴やトイレで使う福祉用具を購入した場合介護保険法第56条で定める介護予防福祉用具購入費を支給する。購入金額の9割・8割又は7割を支給する。	A	A	A	継続実施
325	介護予防住宅改修費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第57条で定める介護予防住宅改修費を支給する。	要支援認定を受けた被保険者の家庭内での安全を確保するため、または介護者の負担を軽減するために住宅を改修した費用の9割、8割又は7割を支給する。	A	A	A	継続実施
326	介護予防サービス計画給付費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第58条で定める介護予防サービス計画給付費を支給する。	要支援認定を受けた被保険者が、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用することができるよう、その被保険者から依頼された居宅介護予防支援事業者がケアプランを作成した場合に、介護予防サービス計画費を支給する。	A	A	B	継続実施
327	地域密着型介護予防サービス給付費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第54条の2で定める地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。	要支援と判定された被保険者が要介護状態にならないために地域密着型予防サービスを利用した費用から被保険者負担分(1割、2割又は3割)を差し引いた額を事業者へ支払う。	A	A	B	継続実施
328	審査支払手数料		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第176条の規定に基づき介護サービス費の審査支払業務を国民健康保険団体連合会へ委託する費用を支払う。	介護サービス事業者等が提供したサービス費用の請求内容を審査し、その結果に基づき事業所への介護報酬支払い業務を国保連へ委託している。単価は国の示す基準額に基づく。栃木県国保連では1件当たり68円(令和6年度時点)となり、令和5年度より5円増加。	A	A	A	継続実施
329	高額介護サービス費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第51条で定める高額介護サービス費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が居宅サービスまたは施設サービスを利用し、同じ月に支払った利用者負担額の合計が上限額を越えた場合は、被保険者からの申請により越えた分を高額介護サービス費として支給する。	A	A	A	継続実施
330	高額介護予防サービス費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第61条で定める高額介護予防サービス費を支給する。	要支援認定を受けた被保険者が居宅サービスを利用し、同じ月に支払った利用者負担額の合計額が上限額を越えた場合は、被保険者からの申請により越えた分を高額介護予防サービス費として支給する。	A	A	A	継続実施
331	高額医療合算介護サービス費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、年額で限度額がもうけられ、申請により認められると支給されます。	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、年額で限度額がもうけられ、申請により認められると支給されます。	A	A	A	継続実施
332	高額医療合算介護予防サービス費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、年額で限度額がもうけられ、申請により認められると支給されます。	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、年額で限度額がもうけられ、申請により認められると支給されます。	A	A	A	継続実施
333	特定入所者介護サービス費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第51条の2で定められる特定入所者介護サービス費を支給する。	要介護被保険者のうち低所得者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用したときに食事の提供に要した費用及び居住費用又は滞在に要した費用の一部を支給する。	A	A	B	継続実施
334	特定入所者介護予防サービス費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法第61条の2で定める特定入所者介護予防サービス費を支給する。	要支援認定者のうち低所得の者が短期入所サービスを利用した場合に、食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用の一部を支給する。	A	A	B	継続実施
335	介護給付費準備基金積立金		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	下野市介護給付費準備基金条例第4条の規定に基づき基金の運用益を処理する。	介護給付費準備基金の運用から生じる利益を介護保険特別会計予算に計上して、基金に編入する。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
336	第1号被保険者保険料還付金		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	過誤納付となった保険料の還付	過年度の介護保険料が、所得段階変更や被保険者の重複納付により過誤納付となった場合に被保険者へ還付する。 また特別徴収している被保険者が死亡した場合は、日本年金機構からの返納金内訳書の通知により、日本年金機構または被保険者の相続人への還付を判断するため、日本年金機構からの通知時期によっては、翌年度以降に通知される場合もあるので過年度還付が発生しやすい。	A	A	B	継続実施
337	償還金		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	前年度における介護給付費負担金、地域支援事業交付金の精算により返還することになる。	前年度における介護給付費負担金、地域支援事業交付金の精算により返還することになる。	A	A	A	継続実施
338	第1号被保険者還付加算金		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	過誤納付となった介護保険料の還付加算金	過誤納付となった介護保険料の還付金に加算金が発生する場合は併せて返還する。	A	A	B	継続実施
339	一般会計繰出金		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	一般会計からの繰入金(給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業)を精算により一般会計へ返還する。	一般会計からの繰入金(給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業)を精算により一般会計へ返還する。	A	A	A	継続実施
340	訪問型介護予防事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	H27年度の介護保険法改正によりH28年度から総合事業を開始。 市が実施する総合事業に移行し、要支援認定者及び事業対象者に対し、自身の能力を最大限活かしつつ、要介護状態等になることを予防又は要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行えるよう、下野市としての事業形態を構築していく。	①従来型訪問介護(改正前相当のサービス) ②基準緩和型訪問介護(緩和した基準によるサービス) ③シルバーお助けサービス(住民主体によるサービス)	A	A	B	継続実施
341	通所型介護予防事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	H27年度の介護保険法改正によりH28年度から総合事業を開始。 市が実施する総合事業に移行し、要支援認定者及び事業対象者に対し、自身の能力を最大限活かしつつ、要介護状態等になることを予防又は要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行えるよう、下野市としての事業形態を構築していく。	①従来型通所介護(改正前相当のサービス) ②基準緩和型通所介護(緩和した基準によるサービス) ③短期集中予防通所介護(生活機能向上のための運動プログラム) ・通所型サービスC「短期集中筋力トレーニング事業」 リハビリ専門職が所属する事業所に委託する。個人に合わせたトレーニング指導、事前・事後アセスメント、効果測定、評価、分析、送迎を行い、要支援者の心身機能・生活機能の向上を図り、自立につなげる。	A	A	B	継続実施
342	介護予防ケアマネジメント支援事業費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法改正により平成28年度に、介護予防・日常生活支援総合事業に移行した。 これまで介護予防支援費で要支援認定者のケアプランを作成していたが、介護予防・日常生活支援総合事業対象者においても、国の示すガイドラインに基づき、要介護状態の予防と日常生活の自立支援を目的として、ケアマネジメント作成及びサービスの調整や関係機関との連絡調整を行い支援をする。	要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、要介護状態になることの予防と日常生活の自立支援を目的として、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所が、介護予防ケアプランの作成及び支援を行う。	A	A	B	継続実施
343	成年後見制度利用支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	認知症高齢者等で、親族による成年後見開始の審判申立てができない者について成年後見制度の利用支援を行う。	成年後見開始の審判申立てを行う親族がいない身寄りのない認知症高齢者等について市長による申立てを行う。市長による審判申立て費用について市が負担。被後見人の財産から費用負担可能な場合、後見開始後に被後見人に対して審判申立て費用の請求を行う。 被後見人の財産から後見人の報酬支払いが困難な場合、市が報酬を負担する。 成年後見に関する相談は、高齢福祉課、地域包括支援センターで通年実施。	A	A	A	継続実施
344	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続していくことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進するための地域包括支援センターを設置する。なお、地域包括支援支援センターには、必須事業として、地域支援事業の地域包括支援センターの運営と指定介護予防支援事業がある。	地域包括ケアを支える中核機関として、市内に3か所の地域包括支援センターを設置し、3センター全てを社会福祉法人等に委託し、地域に密着した活動を推進する。 【地域包括支援センター業務内容】 ①総合相談②権利擁護③包括的・継続的ケアマネジメント支援④介護予防ケアマネジメント⑤家族介護支援を行う。また、指定介護予防支援事業として要支援者が適切な介護サービスを利用できるよう介護予防プラン及び総合事業における介護予防マネジメント計画を作成する。(計画作成についてはプランナーが実施)	A	A	A	継続実施
345	介護給付等費用適正化事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	専門職による福祉用具、住宅改修申請の点検や、給付内容をシステムで確認することにより給付の適正化を図り、給付費の削減につなげる。	専門職による福祉用具、住宅改修申請の点検や、給付内容をシステムで確認することにより給付の適正化を図る。	A	A	B	継続実施
346	福祉用具・住宅改修支援事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険認定者が、住宅改修により、在宅で自立した生活が継続して送れるよう支援する。	ケアマネジャーがつかない介護保険認定者が住宅改修を希望した際に、理由書を作成する包括支援センターに支払う作成手数料(1件2,000円)。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
347	在宅医療・介護連携推進事業費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	75歳以上高齢者は、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とすることが多い。そのため、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、高齢者の権利擁護についての支援を受けながら、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する支援を行う。	市が地域の関係機関、関係団体等と協力して8項目の事業を実施するため、下野市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、さらにワーキンググループ等により事業を進めて行く。 ①下野市在宅医療・介護連携推進協議会は年間2回実施 ②①を行うため、在宅医療推進委員の医師と事前打合せ会議(コア会議)を実施 ③8項目の事業実施のため、3つのワーキンググループを設置し、具体的な取組みを協議する。	A	A	A	継続実施
348	生活支援体制整備事業費		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を目指している。高齢者の抱える生活課題や必要な支援を把握するとともに、地域の自助・互助を最大限に活用しながら、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。	第1層生活支援コーディネーターの配置と第1層協議体の設置、第2層コーディネーターの配置と第2層協議体を設置。生活実態把握調査を継続的に実施し、地域課題の把握に努めている。令和元年度より、市社会福祉協議会へ業務委託により実施している。	A	A	A	継続実施
349	審査支払手数料		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法の規定に基づき、新しい総合事業の審査支払業務を国民健康保険団体連合会へ委託する費用を支払う。	介護サービス事業者等が提供したサービス費用の請求内容を審査し、その結果に基づき事業所への介護報酬支払い業務を国保連へ委託している。 単価は国の示す基準額に基づく。栃木県国保連では1件当たり68円(令和6年度時点)となり、令和5年度より5円増加。	A	A	A	継続実施
350	高額介護予防サービス費相当事業費等		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	高齢福祉課	継続	介護保険法改正により、H28年度から総合事業を開始。要支援者や事業対象者は総合事業に移行し、利用者自身の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直され、市としての事業形態を構築していく。	要支援認定者や事業対象者がサービスを利用し、同じ月に支払った利用者負担額の合計額が上限額を超えた場合は、利用者からの申請により超えた分を高額介護予防サービス費相当事業費として支給する。	A	A	A	継続実施
351	保健衛生総務事務費		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	健康増進課	継続	保健事業全般にわたり、各種事業を円滑に実施するための共通経費。会計年度任用職員(保健師1名、事務補助2名)の人件費、各種団体負担金等、健康づくり推進協議会及び保健センター運営に要する費用を支出する。	会計年度任用職員(保健師1名、事務補助員2名)のうち、保健師は、がん検診の受診管理、各種健康教室の補助に従事、また事務補助員は、集団検診の予約受付及び問診票等の発送、個別がん検診結果のデータ入力などの事務に従事している。 健康づくり推進協議会の運営、骨髄移植ドナー助成事業補助金制度、がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金交付事業、小山地区医師会及び小山歯科医師会等への保健事業協力交付金の支給。	A	A	B	継続実施
352	健康しもつけ21プラン策定事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	健康増進課	継続	市民の健康づくり推進に関する施策についての基本的な計画として平成29年度に「健康しもつけ21プラン」(第3次下野市健康増進計画)を策定し、令和4年度までの5年間を計画期間として取組を推進してきた。国が医療費適正計画との整合性をとるために健康日本21を1年延長したこと、県のとちぎ健康21プランを2年延長したことに伴い本市においても国や県の動向に合わせて本計画を延長し、計画期間の終期を令和7年度までとした。 令和4年度に実施した市民への健康実態調査の結果をもとに、令和7年度に第4次下野市健康増進計画を策定する。	令和4年度に実施した健康実態調査の結果を踏まえ、令和7年度に計画策定委員会を設置し、第4次下野市健康増進計画を策定する。	A	A	A	継続実施
353	AED整備事業		ハード事業	裁量あり	健康福祉部	健康増進課	継続	突然心停止の際には、直ちに心肺蘇生と除細動電気ショックを行うことが極めて重要であるため、市内公共施設、24時間の緊急時に対応できる市内コンビニエンスストア、市有バス、スクールバス、デマンドタクシーにAED(自動体外式除細動器)を設置し、耐用年数に応じた適切な管理を継続的に実施する。	AED設置後において本体の耐用年数5年、バッテリー3年、パッド2年を経過したものについてAEDの定期交換を実施する。令和5年度より本体8年保証(その間のバッテリー・パッド交換含む)の新AEDに順次切替えを行っている。 また、設置場所の管理者向けAED講習会を石橋地区消防本部と連携し実施していく。	A	A	B	継続実施
354	健康増進事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	健康増進課	継続	市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康づくりを実践できる地域づくりを進めていく必要があり、健康づくりに関する正しい情報の普及啓発や地域の健康づくりのリーダーとなる健康推進員の活動を推進していく。 市民の健康づくり習慣の定着を促進するため、健康マイレージ事業を推進、各種健康づくり教室を実施する。	健康しもつけ21プランの推進を行う。また健康増進法第9条「健康診査の実施に関する指針」に基づく事業である①健康相談・健康教育②歯周疾患検診(R6年度より、20歳・30歳が対象者として拡大された。)③骨密度検査④肝炎ウイルス検診を実施する。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
355	がん対策事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	健康増進課	継続	がんの早期発見、早期治療を目的とし、各種がん検診を実施する。また、がん検診推進事業(クーポン券、検診手帳配布等)に伴う、子宮頸がん・乳がん検診を実施する。 補助金名:がん検診推進事業費補助金 補助率1/2 補助対象事業:子宮頸がん・乳がん検診費用(対象年齢該当者のみ)、がん検診未受診者勧奨通知の費用 ※子宮頸がん検診は、平成24年度よりHPV検査を実施。異常なしの方は、次回3年後となる。	健康増進法・がん対策基本法に基づき、がんの罹患率や死亡率の減少を目標に各種がん検診を実施。胃がん(40歳以上)集団、胃ハイリスク検査(40～75歳までの5歳刻み)集団及び個別、胃内視鏡(胃がん検診を受診できない一部の方)個別、肺(40歳以上)集団及び個別、大腸(40歳以上)集団及び個別、前立腺(50歳以上)集団及び個別、子宮頸(20歳以上)集団及び個別、乳:マンモグラフィ+超音波(40歳以上)集団(クーポン該当者のみ個別も可)、乳:超音波(35～39歳)集団の検診を実施。	A	A	A	継続実施
356	青年期生活習慣病予防事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	健康増進課	継続	青年期(若年層)から健康づくりへの意識を高め、生活習慣病を予防する。	青年期(若年層)を対象にヤング健診(青年期生活習慣病健診)と生活習慣病予防に関する健康づくりの推進をする。 乳幼児・児童やその保護者を対象に各関係機関と連携を図り食育講座を実施し、バランスの取れた食事の指導、嗜好品の摂取について助言することで食生活改善のきっかけとし、生活習慣の見直しを図る。	A	A	A	継続実施
357	予防接種事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	健康増進課	継続	予防接種法に定められた法定(定期)接種(16種類)や予防接種法に定めのない任意予防接種(4種類)を実施することで、感染の恐れがある疾病のまん延を防止し、疾病の発病や重症化の予防を図る。また、接種率の向上により発病時に係る医療費の削減を図る。 子育て世代の経済的負担の軽減を図るため乳幼児の任意予防接種費の一部を助成する。 予防接種による健康被害と認定された方の医療費等を助成し、認定者の負担軽減を図る。	予防接種法に定めのある法定接種の対象者に対して接種を勧奨し、医療機関への委託により予防接種を実施する。また、市独自の事業として任意予防接種の費用を助成する。 市の予防接種の基本方針を検討する予防接種委員会の開催や、予防接種における健康被害の救済を行う。 R5よりHPV9価ワクチン、R6より五種混合ワクチンが定期接種に追加された。また、R6より任意接種の帯状疱疹ワクチンの助成開始、小児インフルエンザワクチン接種の対象者を拡大した(生後6か月から18歳相当年齢まで)。令和8年度から国主導で予防接種事務のデジタル化が予定されている。	A	A	A	継続実施
358	歯と口腔の健康づくり事業		ソフト事業	裁量あり	健康福祉部	健康増進課	継続	健康しもつけ21プラン(第3次下野市健康増進計画)に基づき、各ライフステージに合わせた歯科・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発、定期的な歯科健康診査の受診勧奨を推進する。	フッ素塗布事業は、6月には小山歯科医師会共催で年1回行い、その後10月に市単独事業として年1回実施する。2歳児歯科検診は市内歯科医院で実施し、正しい歯磨き方法や習慣についての啓発を行う。小山歯科医師会と共催で8020運動や口腔がん検診を実施する。 【健康増進課】8020運動、口腔がん検診 【こども家庭センター】フッ素塗布事業、2歳児歯科健診	A	A	A	継続実施
359	新型インフルエンザ対策事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	健康増進課	継続	新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザの発生及び世界的な大流行(パンデミック)に備え、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるための対策を講じる必要がある。	「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、感染対策の実施に必要な防護服・医薬品等の物資を計画的に備蓄する。 また、必要に応じて防護服着脱などの対策訓練を実施する。	A	A	A	継続実施
360	心の健康づくり自殺対策事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	健康増進課	継続	下野市では、誰も自殺に追い込まれることのないしもつけの実現を目指し、平成30年度に「いのち支える下野市自殺対策計画」を策定し、こころの健康づくり及び自殺予防対策に向けた取組みを全庁的に実施している。本計画期間の終期は、令和5年度までとなっていたが、県の計画期間が1年延長したことに伴い、本市の計画についても計画期間の終期を令和6年度までとした。令和6年度策定期間について協議し、令和7年度策定となる健康増進計画に自殺対策計画を含めることとし、令和5年度に実施した、市民に対する意識調査の結果をもとに、令和7年度に第二期下野市自殺対策計画を策定する。	うつ等の症状及び心の悩みを抱えた方を支援するため、精神科医による「こころの健康相談」を年6回(1回2人まで)実施。中学2年生及び義務教育学校8年生に自殺対策講演会の開催。広報やホームページにより、自殺予防の啓発を通年実施。自殺対策を支える人材の育成として、ゲートキーパー養成講座を毎年実施する。 令和5年度に実施した市民に対する意識調査の結果を踏まえ、令和7年度に計画策定委員会を設置し、第二期下野市自殺対策計画を策定する。	A	A	A	継続実施
361	地域医療体制整備事業		ソフト事業	裁量なし	健康福祉部	健康増進課	継続	小山地区医療圏(小山市、下野市、野木町、上三川町)の休日・夜間における一次及び二次救急医療体制を確保し、地域住民がいつでも安心して適切な救急医療が受けられるようにする。	小山地区医療圏(小山市、下野市、野木町、上三川町)の休日・夜間における救急医療を確保するため、在宅当番医制度や二次救急医療機関による輪番制を小山地区医師会内で実施するための負担金。	A	A	B	継続実施
362	新型コロナウイルス感染症対策事業		ハード事業	裁量なし	健康福祉部	健康増進課	継続	新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。 国における新型コロナ感染症対策事業について、円滑に実施するための必要な体制を整備をしていく。	R2.1月、国において「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、新型コロナウイルス感染症対策の事業方針に従い、市における事業を実施している。R3.2月からは、新型コロナウイルスワクチン接種の初回接種が開始され、感染拡大防止を目的として短期間で集中的な接種体制を構築し、R5.3月まで実施していた。R5.4月からは重症化防止を目的とし、集団接種と個別接種体制でR6.3月まで実施した。市における独自事業としては、自宅療養者支援事業(R5.3月末まで)などを実施していた。 新型コロナ感染症が、R5.5月8日に5類感染症に位置づけが変更されたことに伴い、対応方針も変更されている。 令和6年3月31日を以って特例臨時接種は終了。令和6年度からは予防接種法定期接種のB類疾病に位置づけとなった。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
363	地産地消推進事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	食と農の理解を深めて、健全な食生活の推進や豊かな食生活を育んでゆくとともに「地産地消」の推進を図る。 下野市地産地消推進計画に基づく事業を推進する。	学校給食地元農産物供給促進供給促進事業として、市内小中学校の児童生徒一人当たり400円を助成し、年間を通して学校給食で下野市産かんぴょうを利用してもらう。	B	B	A	継続実施
364	特産農産物支援事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	市を代表する「特産品」となる適地適産農作物の生産を支援し、産地育成に必要な条件整備を支援する	苺の無病苗導入やかんぴょう苗の導入費用の一部を補助する。かんぴょう生産設備等の設置費用の一部を補助する。飲食店がかんぴょうを使用したメニューを提供する際のかんぴょう購入費の一部を補助する。PR用の袋詰めかんぴょうを作成し、各種イベント等において配布しかんぴょう生産量日本一の下野市をPRする。 かんぴょうの振興および消費拡大を図るためしもつけかんぴょうまつりを実施する。	A	B	B	継続実施
365	畜産振興促進事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	飼料価格の高騰や異常気象により畜産経営はきびしい状況にあるが、家畜自衛公害防止対策事業や予防接種を確実に行之い、経営の安定を図る。	家畜自衛公害防止対策事業補助金 牛:1,000円/頭 豚:300円/頭 家畜自衛防疫促進事業補助金 200円/頭 共進会出品助成補助 1,000円/頭 畜産飼料供給支援事業補助金 定額 乳用牛基礎雌牛導入整備促進事業補助金 2,500円/頭	B	B	A	継続実施
366	農業総務事務費		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	農業総務事務の円滑な遂行を目的とする。	農業行政に関する総合的な業務を推進する。 農業振興協議会を開催し、農業経営改善計画の認定(認定農業者)等を行い農業の振興を図る。 市農業公社に補助金を交付し、公社の円滑な事業運営を支援する。	A	B	A	継続実施
367	施設管理費		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	施設を適正管理、利用促進を図る。	南河内農産物加工センター 市民農園 農村環境改善センター ふるさと道場 国分寺農産物加工センター 石橋地区都市農村交流施設	A	B	B	継続実施
368	施設整備事業		ハード事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	施設の適正管理のための修繕工事を実施する。	修繕要望等に基づく施設修繕工事 ・農村環境改善センター ・南河内農産物加工センター ・国分寺農産物加工センター ・市民農園 ・ふるさと道場 ・石橋地区都市農村交流施設	A	B	B	継続実施
369	農業者団体育成事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	地域農業を担う認定農業者等の団体活動を支援し、本市の農業の振興を図る。	下記の団体の活動費の一部を補助し、活動の継続を支援する。 ・認定農業者連絡協議会 ・農村生活研究グループ協議会 ・青少年クラブ協議会 ・下野市栃木県農業士会	A	B	A	継続実施
370	経営所得安定対策直接支払推進事業		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	水田農業構造改革の加速化の観点に立ち、地域の特色ある水田農業の展開を図り、米の需給調整の的確な実施と良好な水田環境の保全を図ることを目的とする。	米の需給調整の的確な実施と良好な水田環境の保全を図り、経営所得安定を行う農業再生協議会への経費助成を行う。	A	A	B	継続実施
371	担い手支援事業	2 街いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	農業経営の改善に取り組んでいる担い手の確保と育成を図るため、経営規模の拡大、機械の導入等を支援する。	担い手の確保、育成、支援をするため、機械、施設、設備の購入や病害虫広域防除などへの支援を実施する。	A	B	A	継続実施
372	新規就農総合支援事業	2 街いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし(一部あり)	産業振興部	農政課	継続	農業従事者の高齢化が急速に進展するなか、持続可能な力強い農業を実現するために青年の新規就農者の確保を図る。	一定の要件を満たす新規就農者に対して、経営が安定するまでの最長3年間支援する交付金。	A	B	A	継続実施
373	農地利用効率化等支援交付金事業	2 街いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	近年、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。 このため経営発展や生産の効率化に取り組む農業者に対し、必要となる機械や施設の導入を支援することを目的とする。 融資主体支援タイプ 補助率3/10以内	農地集積を行い規模拡大する農業者が導入する500,000円以上の機械等について、事業費の3/10以内を交付し、農業経営の効率化、規模拡大を支援する。	B	A	A	継続実施
374	人・農地問題解決加速化支援事業		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	集落、地域で地域農業のあり方や経営体について話し合い、地域の担い手に農地を集約し、農業体制の強化を図る	実質化を図った人・農地プランの実践、更新を行う。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
375	農地中間管理機構集積協力金交付事業		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	地域の担い手となる経営体に農地を集積・集約することを推進し、持続可能な力強い農業構造を実現するため、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りを支援する。当該機構による集積が、農地や農道をはじめ農業水利施設の保全や改修のための農村整備補助事業の条件となることから、土地改良区と連携するとともに、農業委員と連携をとり担当区域において地域農業者との話し合いや農地の出し手と受け手のへのアプローチ、遊休農地の発生防止などの現場活動を行う農地利用最適化推進委員との連携を図る。	地域集積協力金交付事業（地域で一定割合以上のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、地域に支払う交付金） 経営転換協力金交付事業（経営転換やリタイアなどをきっかけに農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手に支払う交付金）	A	A	B	継続実施
376	農業制度資金利子補給		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	農業経営基盤法に基づき認定農業者が近代化資金、農業経営基盤強化資金等を借り入れて経営改善をする場合において、利子補給を行い経営改善の達成を支援する。	【農業近代化資金】末端利率の1/2（上限1.0％以内）10年以内の利子補給 【農業経営基盤強化資金】末端利率の1/10（年額上限10万円以内）全期間の利子補給	A	A	B	継続実施
377	土地利用型園芸産地展開加速化事業		ソフト事業	裁量なし（一部あり）	産業振興部	農政課	継続	少子高齢化に伴う人口減少や食生活の多様化などにより、米の需要減少が急激に進む中、水田農業の収益力向上を図る必要がある。このため、露地野菜産地の拡大を目指す「産地づくり基本構想」を策定し産地拡大取り組み産地に対し、必要な生産機械や施設の整備などを支援する。	産地づくり基本構想の承認を受けた地区で、基本構想に沿った取組に対し2年間の支援を行う。 農業用資材、種苗、肥料等の購入経費 栽培管理機械、出荷調整機械・施設、一次加工機械・施設、乾燥貯蔵施設等整備経費の補助	A	A	B	継続実施
378	水田農業振興対策事業		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	需要に応じた米の生産を実施し、地域で特色ある水田農業を展開し、安定的な水田農業の推進を図る。	農業再生協議会が行う生産調整等の確認事務の一部を補助する。	A	A	B	継続実施
379	農業振興地域整備促進事業		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	農用地の確保、保全及び有効利用を図るため、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業振興地域整備計画の策定と変更を行う。	年間3回、農業振興地域整備促進協議会を開催し、農用地区域から除外申請や用途区分の変更申請について審査を行う。 農業振興地域整備計画の見直しを行う。	A	A	B	継続実施
380	農村整備事務費		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	土地改良事業、農村整備事業の推進を図るための事務的経費	土地改良、農村整備に係る研修会等の旅費及び負担金、事業説明会等会議時費用	A	B	B	継続実施
381	県営ほ場整備事業		ハード事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	将来の農業生産を担う経営体(担い手)を育成し、地域農業の中心的な役割を担えるよう区画整理や水路・道路等の生産基盤の整備を行う。	事業実施主体は県であり、市は県営ほ場整備事業費の一部を負担金として支出する。 創設非農用地として市が取得した用地の適切な管理を行う。 県営ほ場整備事業 薬師寺・柴地区 事業期間：H26～R7 市負担割合：事業費の10％ 受益面積 約75.2ha 総事業費 15億5,800万円 安塚・上長田地区 事業期間：R5～R14 市負担割合：事業費の1.2％（見込み） 受益面積 125ha（壬生町110ha、下野市15ha） 総事業費25億	A	A	B	継続実施
382	農業用施設維持管理事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	農業用施設の軽微な維持管理	農業用施設の維持管理業務を実施する。 農業用ため池（新溜、三昧場）については、計画時の協議により農業用施設維持管理負担金として維持管理費の1/2を負担している。 江川用水の施設維持管理費の1/7及び除塵機の電気代の1/2相当額を「管理に関する覚書」に基づき負担している。	A	B	B	継続実施
383	農業水利施設保全対策事業		ハード事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	日常管理や定期診断（簡易な診断）では劣化要因や最適な対処法が不明な施設について既存施設の有効活用の観点から農業用水利施設の長寿命化を図る。	既存施設の機能診断を行い機能保全計画を策定する。 また、機能保全計画の策定後は計画に基づき水利施設整備事業などの補助事業を活用し対策工事を実施する。 農村地域防災減災事業（農業用河川工作物応急対策事業） ・幕田堰改修：R6～9計画調査、R10～12工事 ・成田堰改修：R10～12計画調査、R13～15工事	A	A	B	継続実施
384	農村公園管理事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	農村公園、緑地及びトウサワトラノオ保全地等の適切な維持管理を行う。	農村公園（上古山、東前原、上台、涼風）、緑地（町田緑地、仁良川緑地） ・農村公園及び緑地の維持管理を行い、心地よい空間を提供する。 トウサワトラノオ保全地 ・絶滅危惧種であるトウサワトラノオの保全地の維持管理を行う。 武名瀬川地区保全地 ・武名瀬川地区保全地は、地元の武名瀬川用水維持管理委員会に管理業務を委託する。	A	B	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
385	多面的機能支払事業		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	農業者の高齢化や非農業者との混在化により、農地や農業用水など農業用施設の維持保全が困難になっている農村において、地域が一体となって、これらの資源を守り、地域をよくするための取り組み(農地維持支払・資源向上支払(共同))に対し支援を行うことによって、農業環境や自然環境の保全を図る	農村集落で地域一体となって、農業地域の環境保全や農業用施設の維持管理活動等を実施する団体等に対して助成を行う。 農業者だけで取り組みが可能な農地維持支払は、全27組織。 非農家を入れて、より多面的な活動を行う資源向上支払(共同)は9組織。	A	A	B	継続実施
386	県単独農業農村整備事業		ハード事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	小規模な農用地等を対象として、農業における生産力向上や農村環境などの整備、並びに地域資源の保安全管理を目的とする。	補助要件 ・受益面積が1ha以上、事業費30万円以上、受益農家2戸以上 ・市町がその事業費の20%以内を助成するもの 内容及び補助率 ・農業生産基盤整備事業(かんがい排水等)35% ・農村生活環境整備事業 50% ・農業用施設管理事業(農業防災整備) 50% ・農業用施設管理事業(農業防災整備以外)35%	A	A	B	継続実施
387	農地中間管理機構関連農地整備事業		ハード事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	将来の農業生産を担う経営体(担い手)を育成し、地域農業の中心的な役割を担えるよう区画整理や水路・農作業道等の生産基盤の整備を行う。	上古山地区機構関連ほ場整備事業 受益面積:約41ha 総事業費:10億円 対象地権者:約60名 事業計画樹立:R2～R6 面整備事業実施:R7～R12	A	A	B	継続実施
388	JAうつのみや広域利用農業施設再編・建設事業		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	新規	JAうつのみやでは、施設の老朽化に伴い、施設の効率化を図るため、施設の統廃合による共同利用を想定した大規模ライスセンターを上三川町西汗地内に整備する計画である。 受益エリアの構成市町で補助金を支出し、この計画の円滑な推進を図る。	JAが活用する国庫補助事業(強い農業づくり総合支援事業、補助率1/2)の対象事業費の10%を各市町の受益率で按分し負担する。 対象事業費:1,786,700,000円 市町負担額:178,670,000円(対象事業費の10%) 各市町の受益率 下野市:5% 宇都宮市:30% 上三川町:65% 下野市の負担額 8,933,500円	A	A	B	継続実施
389	環境保全型農業推進事業		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、総じて化学肥料や化学農薬の使用を減らすことにより環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の推進を図る。	特別栽培農産物支援事業、有機JAS法取組支援事業、有機JAS法取得支援事業、低農薬栽培支援事業、畑地帯環境整備支援事業、土壌診断推進事業、環境保全型農業直接支払交付金	A	A	A	継続実施
390	農業用廃ビニール等処理対策事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	環境の保全と地域農業の健全な発展を推進するため、使用済農業生産資材(農業用廃ビニール等)の適正処理を支援する。	農業用廃ビニールの処理に対する支援(事業費の1/3以内) 実施主体:南河内地区農業用廃プラスチック適正処理推進協議会、小山農業協同組合農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	B	B	A	継続実施
391	元気な森づくり推進事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、10年間県民税と併せて特別に徴収し実施する事業で、地域の実情に応じて実施する森を育む人づくりの取組、里山林の整備や管理を支援することにより、とちぎの元気な森を次の世代に引き継いでゆくことを目的とする	木の香る環境づくり支援事業として、公共施設の木造木質化の推進や、木工キットによる木工作体験や小、中学校において木の良さの普及啓発を行い、木を利用することが森林整備の推進につながることへの理解を図る。 地域で育み未来につなぐ里山林整備事業として、地域提案により里山林整備実施することにより、里山林の価値を掘起し、継続的な里山林管理の促進を図る。	B	B	A	継続実施
392	緑化推進事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	緑の募金運動を推進し、緑化の普及促進を図る	下野市緑化推進委員会の活動費を補助し、次の事業の実施を支援する ・緑の募金運動 ・緑の少年団(緑化推進小学校)に対しての活動費の補助 ・緑化推進PR活動 ・緑化推進事業	A	B	A	継続実施
393	有害鳥獣被害防止対策事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	有害鳥獣から農作物等の被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲等の支援を行う	地域における鳥獣被害の防止にかかる捕獲わなの貸出し 捕獲した鳥獣(アライグマ、ハクビシン等)の適正処理の実施 狩猟免許試験手数料補助事業 猟友会との業務委託契約	B	B	A	継続実施
394	水田貯留機能向上活動支援事業		ハード事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	平成27年及び令和元年における甚大な被害が発生した姿川、田川流域では流域治水の観点から、農地の雨水を一気に河川へ流出させない雨水流出抑制を目的とする。	環境保全会区域を単位として、多面的機能支払交付金事業の保全会の水田貯留機能活動の一環として「田んぼダム」に取り組む。 ・石橋南部環境保全会(軽量落水柵) R4 100箇所、R5 50箇所 R6 50箇所 計200箇所 ・仁良川の里保全会(塩ビ管タイプ) R4 100箇所 (軽量落水柵) R5 120箇所、R6 60箇所 計280箇所	B	B	B	見直し実施
395	首都圏自然歩道管理事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	首都圏自然歩道利用者の安全確保のため、施設の維持管理を行う。	首都圏自然歩道の維持管理業務を下野市シルバー人材センターに委託して実施する。	B	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
396	森林環境整備促進基金費		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	農政課	継続	毎年国より譲与される、森林環境譲与税を公共施設の木造・木質化等の際の費用として積み立てする。	令和6年度より国税として国民1人当たり年額1,000円徴収される「森林環境税」を財源とする、森林環境譲与税を有効活用するため、積み立てを行う。	A	A	B	継続実施
397	里山林危険木伐採支援事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	農政課	継続	国より毎年譲与される、森林環境譲与税の有効的な活用方法として創設。市内の里山林において、管理が行き届かず、公道や建物等への倒木の恐れがあるものが多数存在している。そこで、市で危険木伐採等に係る費用を補助し、市民の安全な生活の実現を図る。	里山林危険木伐採等支援補助金	A	B	A	継続実施
398	商工振興事務費		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	下野市立地企業連絡協議会や高度技術産学連携地域対象事業に補助を行い、商工業の発展につなげる。	下野市立地企業連絡協議会、高度技術産学連携地域対象事業等への補助	A	B	B	見直し実施
399	県南地方卸売市場負担金		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	栃木県南地方卸売市場の円滑な運営のため負担金を支出する。	栃木県南地方卸売市場の円滑な運営のため負担金を支出する。	A	B	A	継続実施
400	商工業振興事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	市内商工業振興のため、商工業者の事務効率化や空き店舗等を活用した創業支援及び既存店舗の事業継続支援を図る。 また、市内への企業の新規立地や施設増設を推進するとともに、企業間連携を強化し産業全般の活性化を図る。	ICT講習、立地企業講演会を開催し、商工業者のスキルアップを図る。工場誘致奨励金、まちなか商店リフォーム補助金、空き店舗等活用事業奨励金を交付し、創業及び企業進出の推進を図る。	A	A	A	継続実施
401	制度融資事業	2 街いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	中小企業の資金調達を円滑にし商工業の振興を図る	市独自の融資制度 制度資金利子補給補助 信用保証料補助	A	B	A	継続実施
402	陸砂利採石監視員設置事業		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	商工観光課	継続	陸砂利採取現場等を巡回し、関係法令違反行為の早期発見及び防止を図る。	陸砂利採取現場等の巡回	A	A	B	継続実施
403	商工会支援事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	商工業者の経営改善普及事業を行う商工会の円滑な運営や商工会が主体となって実施する地域総合振興事業の支援を行い、地域商工業の振興と地域活性化を図る。	商工会への運営費補助、事業費補助 商工会と連携し、市内中小企業への支援	A	B	A	継続実施
404	しもつけ産業団地整備推進事業	2 街いきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	市内の既存工業団地(6団地)は全て分譲完了しており、新たな立地需要に対応できない状況である。企業の誘致、雇用の促進、産業の活性化など、市の産業の持続的な成長・発展を図るうえで産業集積拠点となる産業団地の整備が急務となっている。 このため、産業団地造成に向けた関係法令や地権者合意など条件整備を進め、早期の事業着手を図ることにより新規企業の立地促進を図る。	西坪山工業団地東地区の約33.3haを事業用地として選定し、関係地権者の合意形成を図るとともに産業団地開発に必要な都市計画変更等の関係法令及び開発許可の手続きを行う。 また、県に対して事業化を要望し、事業主体の決定後、用地買収、工事に着手し、企業ニーズに即した分譲を行うことにより新規企業の誘致促進を図る。	A	A	B	継続実施
405	産業団地施設管理事業		ハード事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、最適化した維持管理方法を進めることを目的とする。	雨水排水管維持修繕 管理延長 L=12.0km 雨水調整池維持修繕 管理箇所 N=4か所 除草面積 管理面積 A=32,500m2	B	B	B	見直し実施
406	新産業団地整備促進事業	2 街いきいきプロジェクト	ハード事業	裁量なし	産業振興部	商工観光課	継続	本地区周辺は、市の上位計画では「工業・流通拠点」として位置づけられており、新たな産業団地として計画的な土地利用の誘導が求められていることから、現在、しもつけ産業団地整備事業を進めており、企業誘致を行っている。 しかしながら、分譲区画の完売に近づきつつあり、更なる需要に応える必要がある。 本地域の利点である北関東自動車道や新4号国道等、広域交通からの恵まれたアクセス条件を効果的に活かし、受け皿となる産業団地の整備を図り、雇用の促進、地場産業の活性化、税収の安定増を目指す。	新産業団地整備事業 事業面積 A=21.1ha	A	A	B	継続実施
407	労働雇用支援対策費		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	雇用機会の増大と雇用の安定を図る。	技能検定合格者表彰、雇用奨励金の交付や小山地区雇用協会への負担金を支出する	B	B	B	見直し実施
408	道の駅しもつけ管理事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	下野市の産業振興、シティセールス、地域間交流、都市農村交流、地産地消の推進を図るため、道の駅にある各施設を指定管理者が一括管理・運営することにより、相乗効果を上げ、効率的な管理・運営を図る。	(株)道の駅への指定管理 施設の維持修繕	A	B	A	継続実施
409	観光プロモーション事業	2 街いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	市内外へ下野市のPRを通し下野市の認知度を高め、観光誘客や交流人口の増加を図る。また、観光関係団体及び協議会を通して、県内の観光に関する情報の収集及び自治体間の連携を深める。	➤インフォメーションセンター「オアシスポップ館」の維持管理 ➤一般社団法人下野市観光協会への運営支援 ➤栃木県アンテナショップ等協議会との連携 ➤天平の花まつり駐車場管理運営	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
410	天平の丘公園周辺管理事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	天平の花まつり、天平の芋煮会等の下野市を代表する観光イベントの開催会場である天平の丘公園の桜や平地林、公園施設等の維持管理を行う。	天平の丘公園の桜や平地林、公園施設等の維持管理 平地林の保護団体である平美林会の運営補助	A	B	A	継続実施
411	天平の丘公園周辺施設整備事業		ハード事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	天平の花まつり、天平の芋煮会等の下野市を代表する観光イベントの開催会場である天平の丘公園の平地林及び公園施設等について、イベント時期だけでなく1年を通じて人が賑わう公園への整備を実施する。	本公園は、下野市歴史的風致維持向上計画における重点区域にあり、都市再生整備計画事業「東の飛鳥国分寺地区」に位置づけた公園再整備を令和3～8年度の6か年で実施する。	A	A	A	継続実施
412	道の駅しもつけ修繕・拡張事業		ハード事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	開業から10年経過以降老朽化する施設を計画的に改修しつつ、将来的な大規模改修に備え、また、新たなニーズに対応するための大規模工事等を行うことで、継続して都市農村交流施設としての機能を維持する。	施設の改修及びリニューアル	A	B	B	見直し実施
413	石橋にぎわい広場管理事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	石橋駅周辺で開催するイベント等の拠点として活用することにより、街中のにぎわいを創出する。	広場の維持管理(光熱水費・除草清掃等)	A	B	A	継続実施
414	下野ブランド推進事業		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	他自治体との差別化を誘引し、付加価値やイメージアップにつながる地域資源を下野ブランドとして認定しPRすることにより、シティセールスをはじめ、地域経済の発展、人的交流の拡大、地域の活性化を図る。	広報等で下野ブランドの募集を行い、下野ブランド認定協議会において新たなブランドを認定する。認定品については、パンフレットやのぼり旗等を作成し、イベントでのPR活動により広く情報発信を図る。併せて、下野ブランド力強化事業費補助金の交付により、特産品のブランド力強化を推進する。	B	B	A	見直し実施
415	道の駅しもつけ基金費		ソフト事業	裁量あり	産業振興部	商工観光課	継続	道の駅しもつけの施設老朽化に伴う大規模修繕に備え基金積立を行い、修繕時の負担軽減を図る。	道の駅しもつけの施設使用料から指定管理料に充当した余剰分を積み立て、施設老朽化に伴う大規模修繕に備える。	A	B	A	継続実施
416	グリーン保存育成基金費		ソフト事業	裁量なし	産業振興部	商工観光課	継続	市の平地林、緑地公園等の清掃、保全、整備及び管理のため、グリーン保存育成基金を設置し管理する。	天平の花まつりへの出店者等から毎年寄付があったことから、緑地整備・保全に活用することとし設置された基金である。 寄付金については、一般会計で歳入として受け入れ、基金に積立金として支出している。 ※基金のあり方や活用方法など検討する必要がある。	A	A	B	継続実施
417	都市計画総務事務費		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	都市建設部	都市政策課	継続	都市計画法に基づき、都市計画に関する重要事項の調査審議及び各種計画の推進と施策展開の検討を行うため、都市計画審議会を開催する。景観行政を推進するため、景観審議会を開催する。歴史的風致の維持向上を推進するため、歴史的風致維持向上協議会を開催する。 まちづくり事業化検討	・都市計画の審議及び各種計画の進捗管理のため都市計画審議会を開催 ・景観に関する重要事項を審議する景観審議会を開催 ・歴史的風致維持向上計画を推進するため、歴史的風致維持向上協議会を開催 ・都市核形成事業化等検討業務 ・都市計画マスタープラン策定業務 ・開発許可事務	A	A	A	継続実施
418	土木総務事務費		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	都市建設部	都市政策課	継続	道路事業及び河川事業の円滑な推進に資するため。	・財源確保に向けた国への要望活動 ・各種協議会等負担金	A	B	A	継続実施
419	公園施設維持管理事業		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	都市公園をはじめとする各種公園は、こどもの遊び場や地域の交流の場であり、公園施設や樹木等による事故を未然に防止し、公園利用者が安全に安心して快適に利用できるよう適切な管理を実施することを目的とする。	○都市公園をはじめとする市内公園等の除草、害虫防除、剪定などの維持管理業務 ○都市計画課が所管する公園施設(遊具等を含む)の補修や修繕工事 ○都市計画課が所管する各種公園の維持管理業務全般	A	A	A	継続実施
420	公園施設整備事業		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	都市公園をはじめとする各種公園は、こどもの遊び場や地域の交流の場であり、公園施設や樹木等による事故を未然に防止し、公園利用者が安全に安心して快適に利用できるよう適切な管理を実施することを目的とする。	○公園施設の工事 ・公園施設長寿命化対策事業に該当しない公園施設の工事 ・整備済公園の遊具等設置など ・インクルーシブ遊具設置 ○三王山ふれあい公園機能強化工事 ・多目的シャワー室設置工事 ・休憩所設置工事	A	A	A	継続実施
421	三王山ふれあい公園管理事業		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	既存の施設である「道の駅しもつけ」、「下野市ふれあい館」との連携により、それぞれの施設での特徴を活かした事業の展開や市民の利便性を向上させるため、本公園の特色ともいえる、オートキャンプ場やドッグランなどを活用した事業など、新たな付加価値の創出を推進し、来訪者と地域住民の方々それぞれが、いきいきと活動する拠点として、地域の生活環境の向上に努めることを目的とする。	○指定管理者:株式会社道の駅しもつけ ○指定期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間 ○主な公園施設:オートキャンプ場、ドッグラン、管理事務所、トイレ棟、サニタリー棟 ○業務内容:利用許可、維持管理、自主事業の実施、物品等の管理、安全に関する業務	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
422	公園施設長寿命化対策事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	老朽化した公園施設に対し、安全対策の強化や適切な維持管理の実施及び改築・更新に係るコストの縮減、平準化を図る観点から策定した「下野市公園施設長寿命化計画」に基づいた修繕計画に則り、公園施設を計画的な更新・補修を実施することにより、遊具等の安全性向上と使用期間の延伸を図る。	下野市公園施設長寿命化計画に基づき、市内の都市公園56か所の公園施設について改築・更新、補修を実施する。 ※平成31年度(令和元年度)から平成35年度(令和5年度)までの計画では22か所の都市公園を実施した(補助事業)	A	A	B	見直し実施
423	河川管理事業		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	河川環境の適正な維持管理、災害に対する安全性の確保 安定的な水供給の確保、自然環境の保全等	河川公園の管理、サイクリングロード等の除草	A	B	A	継続実施
424	地籍調査事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	都市建設部	管理保全課	継続	地籍調査は土地を一筆ごとに地番、地目、境界等の調査と境界の測量及び面積の測定を行う調査であり、その成果である地図(地籍図)と台帳(地籍簿)を法務局に送付することにより、法務局備え付けの公図や登記簿が更新される。地籍調査を実施することにより、土地に関する実態を正確に把握し、あらゆる行為の基礎資料として広範囲に利用することが可能となる。	調査区域を選定し、1調査区域当たり2カ年計画で測量業者に委託し本調査を行う。1年目では基準点設置、境界立会い、及び測量の業務を行い、2年目では、面積測定、地籍図地籍簿作成及び成果の閲覧を行う。本調査終了後、成果を整理し国の認証を受け、法務局に成果を送付する。最終的には区画整理実施済区域や土地改良実施済区域を除いた市内全域を調査する。	A	A	B	継続実施
425	通学路安全施設整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	教育委員会の通学路安全推進会議と連携し、小中学校における通学路の安全確保を図るため、路肩のカラー化(グリーンベルト)や外側線の設置等により児童や生徒の安全を確保する。	・区画線設置(グリーンベルト、外側線) ・横断歩道へのボラード(車止め)設置	A	B	B	継続実施
426	市道維持管理事業		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	市道の機能性、利便性、安全性の確保	市道及び駅前広場の維持管理【補修・修繕・清掃】 街路樹の維持管理	A	B	B	継続実施
427	生活道路修繕事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	道路整備に対する要望について、道路整備評価基準票及び道路修繕評価基準票に基づき評価を行い、総合評価の高い路線から順に整備・修繕を実施することで、偏りのない道路整備と効率的且つ効果的な道路整備を可能とする。	下野市生活道路整備検討委員会で採択された路線を対象とした次の1)～6)掲げる各種工事の実施。 1)舗装修繕工事 2)側溝整備 3)浸透槽設置 4)敷砂利 5)道路照明等設置 6)防護柵設置 7)側溝清掃	A	B	B	継続実施
428	市道大規模修繕事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	交通状況の変化や経年劣化により損傷が進行した市道の舗装修繕を計画的に実施することで、道路の長寿命化及び機能性の確保を合せて図る。	1・2級幹線道路及び重要な一般市道を対象とした、路面の定期点検業務及び舗装修繕工事。	A	A	A	継続実施
429	道路構造物長寿命化事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	道路構造物の維持管理を計画的に実施することで、構造物の不具合を早期に発見し、又、早期に対策を講じることで、道路交通の安全を確保することはもとより、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図る。	橋梁、アンダーパス、横断歩道橋等、小規模附属物長寿命化修繕計画に基づく点検および修繕の実施	A	A	A	継続実施
430	道路維持総務事務費		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	管理保全課	継続	道路や河川、公園緑地等の施設の管理・保全を円滑に進めることを目的とする。	道路及び河川、公園緑地等の管理保全に係る事務 道路管理システムの保守点検 屋外広告物の許可事務、住民参加型違反広告物除去推進に係る事務 道路・河川愛護会等の補助金 等	A	A	B	継続実施
431	市道2－1号線整備事業	3 暮らしいきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	隣接する宇都宮市の土地改良事業が完了し、接続する県道整備も実施したことに伴い、交通量の増加していることから、幅員狭小で入り組んでいる道路の拡幅改良及び歩道整備を進め、通学する児童の安全確保を図る。 【上古山地内、県道鹿沼下野線北進】	事業期間 H23～R6 社会資本整備総合交付金事業 整備延長 L=700m、整備幅員 W=10.0m	A	A	B	継続実施
432	市道2－10号線整備事業	3 暮らしいきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	まちづくり交付金事業下長田地区の延伸で、姿川西地区の道路網強化を図るとともに、細谷小学校へ通学する児童の安全を守るため整備を行う。 【上台・細谷・橋本地内 細谷小学校東側道路】	社会資本整備総合交付金事業 防・安 とちぎの安全・安心を確保する強くしなやかな道路 下野市通学路交通安全プログラム対策路線 ・第1工区(細谷地区 L=680m W=8.5m) 事業期間 H24～R1 ・第2工区(細谷・橋本地区 L=920m W=8.5m) 事業期間 R1～R9 ・第3工区(橋本地区 L=780m W=8.5m) 事業期間 R6～R10	A	A	B	継続実施
433	市道2－29号線整備事業	3 暮らしいきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	小金井駅東口広場から国分寺東小学校に通じる幹線道路であり、通学路として指定されている。しかしながら、(一)小山下野線から東小学校までの道路は、マウントアップ形式の歩道であり、違法な個人宅への乗入設備の設置や、太く成長した街路樹が歩行者・自転車の通行の阻害となっている。 街路樹については、伐採をおこなったが、根が残っている状態であるため、根が枯れて舗装が沈下する危険性がある。歩道をセミフラット形式へ変更することを目的として、一体的な整備を行うことで自転車歩行者の安全性向上を図る。	事業期間 R3～R6 整備延長 700m 幅員12.0m	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
434	市道8370号線整備事業	2 街いきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	産業団地整備区域に隣接する市道について、産業団地整備事業と連携し一体的に整備することにより、新規企業の立地促進の支援、地域住民の安全確保及び交通利用者の利便性の向上を図る。【下坪山・花田・絹板地内】	事業期間 R3～R8 整備延長 L=650.0m W=10.0m 調整池 A=3,500㎡ 【社会資本整備総合交付金事業】	A	A	B	継続実施
435	市営住宅管理事業		ソフト事業	裁量なし	都市建設部	整備課	継続	住宅に困窮する定額所得者等に対し、公営住宅法に基づく低額な使用料で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進を図る。	・現在2棟4室のうち2室入居している。現状維持の管理に務める。 ・下野市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画期間内は長寿命化型改善の事業は計画せず、セーフティネット住宅（専用住宅）が確保されるまで適切に修繕を行いながら維持していく。	A	A	A	継続実施
436	住宅政策費		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	整備課	新規	・急激な少子高齢化や人口減少が進む中、大都市への人口集中が加速しており、都市から地方への新しい人の流れを創るため、東京圏から市内定住希望者の住宅取得に際し支援を行い定住促進を図る。 ・空き家の利活用を通して定住促進と地域活性化を図り、安全安心なまちづくりを推進する。 ・耐震化のための各種補助制度による良好な都市環境の実現と市内永住の促進を目指す。	・東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）からの市内定住希望者への住宅取得の支援 ・空き家バンク登録に対する奨励金、現況調査・リフォーム工事・家財処分補助金の交付 ・民間木造住宅の耐震化促進のため耐震診断士の派遣や耐震改修、建替、ブロック塀等撤去の補助 ・緑豊かな住環境の実現に寄与するための生垣奨励補助 ・土地区画整理事業の保留地処分促進と永住促進のための保留地等購入支援補助 ・市営住宅に代わるセーフティネット登録住宅の家賃低廉化等に関する補助	A	A	A	継続実施
437	土地区画整理総務事務費	2 街いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	土地区画整理事業の推進 区画整理事業関係団体に加入し、各種情報の提供、支援を相互に行う。 区画整理事業を円滑に実施するため、研究会や各種研修会に参加する。	区画整理事業実務に必要な知識の習得と技術力の向上を図るため、各種セミナーや研修等に参加する。 区画整理事業に係る協議会等負担金。	A	A	A	継続実施
438	石橋駅周辺土地区画整理事業	2 街いきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	石橋駅周辺土地区画整理事業の推進 JR東口が開設されたことにより、当地区の土地区画整理事業を実施し、都市計画道路や区画道路の整備を図るとともに、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を進めることにより、健全で良好な市街地を形成するものである。	移転難航者との合意形成を図るための施策を講じ、事業実施計画に沿って速やかな事業完了を目指す。 地区面積：5.5ha 総事業費：9億7,500万円 施行期間：昭和63年度～令和7年度 進捗状況：事業費ベース98.1%（R5年度末）	A	A	C	見直し実施
439	仁良川地区土地区画整理事業	2 街いきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	仁良川地区土地区画整理事業の推進 土地区画整理事業により総合的な面的整備を行い、公共施設の整備や改善、良好な宅地の供給を図ることにより、居住環境の向上を目指す。	社会資本整備総合交付金の補助対象路線を優先整備し、その用地を確保するための物件移転補償を行う。 地区面積：91.4ha 施行期間：平成7年度～令和10年度（補助事業令和8年度まで） 進捗状況：事業費ベース85.9%（R5年度末）	A	A	B	継続実施
440	市道1－3号線他整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	本路線は、県道下野壬生線から主要地方道栃木二宮線を結ぶ幹線市道であるが、幅員狭小で道路線形も悪いため安全な通行に支障をきたしている。このため、道路の拡幅改良を行い道路利用者の安全性と利便性の向上を図る。 【小金井地内 JAライスセンター東側】	事業期間 H26～R11年度 社会資本整備総合交付金 道路改良事業 整備延長 L=2,100m、整備幅員 w=12.0m ◇第1工区 ～R8（栃木二宮線～JAライスセンター）L=900m ◇第2工区 R8～R11 L=1,200m	A	A	B	継続実施
441	市道2－7号線他整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	石橋総合病院の移転にあたり取り交わされた基本合意書に基づき、病院周辺道路を整備する。メイン道路（都）3・4・808号北城通りは、平成26年8月に都市計画変更が告示された。【石橋地内】	事業期間 H25～R8 社会資本整備総合交付金事業 Ⅰ.市道2-7号線：整備延長 L=1190m、整備幅員 W=16.0m、 ①都市再生整備計画事業区間（病院西～南300m）、②北工区（病院西～北550m） Ⅱ.石橋総合病院周辺 バリアフリー工事（都市再生整備計画事業） ①南側（市道2190号線 L=150m）、②北側（市道2085号線 L=450m） Ⅲ.東西アクセス道路 整備延長 L=500m	A	A	B	継続実施
442	一般市道整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	・地元要望による生活道路の整備 ・一つの事業箇所として「事業化」しなくても、単年度で完成してしまう程度の新設改良事業 ・小規模な新設改良や維持修繕等に伴う附帯工事及び用地買収等	・請願や陳情などの要望により、整備が望まれる路線が多々あり、生活道路整備検討委員会により「整備」と位置付けられた路線の調査及び設計 ・用地買収済みで、維持管理が必要な路線の安全管理に伴う小規模工事等	B	A	B	見直し実施
443	小金井西通り道路整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	下野市と小山市の中心市街地を結ぶ主要幹線道路である国道4号の慢性的な渋滞解消と市民の利便性向上を図る。小山市側の道路改良に合わせ実施することにより、下野市北部から小山市中心市街地への国道4号と並行するバイパス路線となる。 （下野・小山間道路整備促進協議会要望路線）	市道1-13号線から小山市境までの道路整備 整備延長 L=170m、整備幅員 W=16.0m、全体事業費 73,500千円	B	A	B	見直し実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
444	市道1－9号線道路整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	下野市幹線道路網整備計画では、小山第三工業団地へ通じる整備すべき新規路線として位置づけられている。県営圃場整備事業「薬師寺・柴地区」として、下都賀農業振興事務所がH30年度から事業着手することから、土地改良事業に合わせ道路整備をする必要がある。 併せて、遊歩道である「哲学の道」を整備する。 (下野・小山間道路整備促進協議会要望路線)	道路新設整備 市道1-9号線:整備延長 L=4.5km、整備幅員 W=12.0m 哲学の道:整備延長 L=1.7km、整備幅員 W=3.0m(歩行者専用道路) ◇第1期事業 整備延長 L=2.2km、整備幅員 W=12.0m(県道自治医大停車場線～市道1-12号線) ◇第2期事業 整備延長 L=2.3km、整備幅員 W=12.0m(市道1-2号線～小山市第三工業団地)	A	A	B	継続実施
445	幹線道路網整備計画策定事業		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	下野市内の広域的な交通ネットワークを踏まえた総合的な道路整備の指針となる「下野市幹線道路網整備計画」については、整備の進捗状況や社会の情勢の変化に対応できるよう概ね5年毎に見直しをしていくことになっている。	「下野市幹線道路網整備計画」の策定業務 対象区域:下野市全域7,458ha 対象路線:市道1級・2級・その他の道路(必要に応じて) 対象期間:平成24年～令和13年	A	A	B	継続実施
446	市道7126号線整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	地元要望を受け、H27生活道路整備検討委員会により「整備」に位置づけられた路線であり、道路拡幅改良工事を行う。 【薬師寺1丁目地内 南北道路】	事業期間 令和元年度～令和10年度 整備延長 L=370m、整備幅員 w=3.3m～6.0m	B	A	B	見直し実施
447	市道2420号線他1路線整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	地元要望による生活道路の整備であり、生活道路整備検討委員会により採択された路線。境界の問題により中断していたが、問題が解消されたため、事業を再開する。 【下石橋地内 下石橋公民館周辺】	整備延長 L=310m(2418号線:100m、2420号線:410m) 幅員 W=4.0～6.0m 【社会資本整備総合交付金事業】 (栃木県住環境整備計画(第三期)狭あい道路整備促進事業)	A	A	B	継続実施
448	用地取得・物件補償管理システム導入事業		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	道路や施設等の建設事業における用地取得業務についてデータベース化し、システム管理で一元化することにより、初心者でも様々な様式の文書(契約書・登記関係書類・税務署協議書等)を画一的に作成することができ、取得状況、交渉記録等の管理・集計も容易にできるため、用地取得業務の事務効率の向上につながる。	用地取得・物件補償管理システムの導入	B	B	B	見直し実施
449	下野薬師寺いにしへの道整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	平成31年3月に策定された「下野市歴史的風致維持向上計画」に基づき、重点区域の核となる重要文化財である下野薬師寺跡周辺に所在する下野薬師寺歴史館、薬師寺、薬師寺八幡宮、龍興寺を結ぶルートである市道4101号線、4100号線、4131号線、及び7009号線において、安全な通行幅員の確保による周遊空間の創出、及び歴史的情緒が体感できるように道路の美装化を行う。【歴史的風致維持向上計画】	事業期間 R2～R8 整備延長 L=750m 幅員 W=2.5～6.0m 道路改良事業	A	A	B	継続実施
450	市道2043号線他1路線整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	当該路線は、道路線形が悪く幅員狭小であるため、地域住民の利用に不便な道路となっており、道路拡幅の要望を受けている。 本事業は、生活道路整備検討委員会で整備路線と位置付けられたため、道路改良工事を実施し、地域住民の利便性の向上を図る。 【下古山地内・グリムの館西側、古山小学校北側】	事業期間 市道2043号線 R1～R9 整備延長 L=300m、市道2079号線 R5～R9 整備延長 L=420m 整備幅員 W=5.0～6.0m	A	A	B	継続実施
451	市道4131号線整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	当該路線は幅員狭小であるため、地域住民の利用に不便な道路となっており、道路拡幅の要望を受けている。 本事業は、生活道路整備検討委員会で整備路線と位置付けられたため、道路改良工事を実施し、地域住民の利便性の向上を図る。 【薬師寺地内 下野市水道庁舎南河内第1配水場東側】	事業期間 令和5年度～令和10年度 整備延長 L=300m 整備幅員 W=6.0m	A	A	B	継続実施
452	市道5042号線整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	当該路線は排水状況が悪いため、地域住民の利用に不便な道路となっており、排水整備の要望を受けている。 本事業は、生活道路整備検討委員会で整備路線と位置付けられたため、排水施設整備工事を実施し、地域住民の利便性の向上を図る。 【箕輪地内 愛宕神社西側】	事業期間 令和5年度～令和9年度 整備延長 L=200m	A	A	B	継続実施
453	市道2－22号線整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	新規	県道小山壬生線から天平の丘公園や下野国分寺跡へのアクセス道路を拡幅改良整備することにより、歩行者及び車両の通行の安全を確保し、さらなる観光の振興を図る。 【国分寺地内 甲塚古墳南側】	事業期間 R7～R11年度 社会資本整備総合交付金事業 整備延長 L=260m W=11.0m	A	A	B	継続実施
454	市道4048号線整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	新規	生活道路整備検討委員会で整備路線と位置付けられたため、道路改良工事を実施し、地域住民の利便性の向上を図る。 【薬師寺地内】	事業期間 R7～R9 整備延長 L=200m W=5.0m	B	A	B	見直し実施
455	道路新設改良総務事務費		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	道路や橋梁等の市道整備事業を円滑に進めるため。	・道路整備における事務費、経常経費 ・設計積算システム保守点検、システムリース ・用地対策連絡協議会、栃木県建設技術協会負担金	B	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
456	スマートIC整備事業	2 街いきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	本市の北部を通過する北関東自動車道が持つ広域的なネットワークを活用し地域の活性化や産業・物流における本市の優位性を高めるため、スマートインターチェンジの整備を行う。	【IC形式】本線直結型、フルアクセス形式(上下線)ランプ延長:1,910m 【対象車両】セミレーラ連結車 【総事業費】54.0億円(NEXCO:38.1億円、下野市:15.9億円) 【下野市負担財源内訳】国庫補助金:8.0億円、起債:5.9億円、一般財源:2億円	A	A	B	継続実施
457	建築総務事務費		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	整備課	継続	学校施設以外の営繕工事等に係る設計、施工について専門的な視点より検証し、効率的かつ効果的な事業の執行を図る。 営繕工事の積算システムを導入し、営繕工事の適正な施工の確保を図る。	・営繕工事の施工にあたり数量計算書と図面から工事の積算を行う。発注者のみならず受注者の事務負担を軽減できる。 営繕積算システムRIBC2 1組 ・会計年度任用職員(技術専門員)の報酬等。	A	B	A	継続実施
458	水道料金等徴収業務委託		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	企業経営課	継続	市民サービスの向上と水道事業経営の効率化を図るため、民間企業へ水道料金等徴収業務を委託し、民間企業のノウハウを活用し収納率の向上を図る。	上下水道料金徴収等業務委託 窓口業務、検針業務、調定業務、収納業務、滞納整理業務、開閉栓及び精算業務、 給水執行停止業務、その他料金徴収関連業務多数 契約期間:令和6年6月1日～令和9年5月31日 委託料:146,609,100円(月額(税抜)3,702,250円) 委託業者:(株)日本ウォーターテックス	A	A	A	継続実施
459	農業集落排水事業		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	企業経営課	継続	農業集落排水施設の維持管理	農業集落排水施設の日常的な保守管理については民間業者に委託する。 保守点検・調査等によ発見した不具合、又は苦情要望等については、必要に応じた修繕等を行う。	A	A	A	継続実施
460	水道施設維持管理事業		ソフト事業	裁量あり	都市建設部	上下水道課	継続	民間企業の活力、技術力を活用し、水道事業の安定運営を図り、将来に渡り良質な水道水を供給する施設の維持管理の強化を図る。	専門業者が定期的に点検することにより、異常・故障等の早期発見に努める。	A	B	A	継続実施
461	配水管拡張・改良事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	上下水道課	継続	給水区域の拡張により給水人口の増加を図り、管路のループ化を行うことによって安定した水道水の供給を行い、市民生活の維持・向上を図る。 しもつけ産業団地の整備に併せ、管路の整備を行い水道水の安定供給を行う。	状況に合わせた計画的な給水区域の拡張を行い、併せて管路のループ化を図ることにより適正な水質、水圧の確保及び断水の防止を図り、水道水の安定供給に資する。 しもつけ産業団地内の区画道路整備に併せ、配水管の布設工事を実施する。	A	A	B	継続実施
462	配水管布設(区画整理)事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	上下水道課	継続	宅地造成整備を行う区画整理地内に配水管を布設することにより、新たな住宅地への安全安心な水道水を提供し住民生活の質の向上を図る。	区画整理事業の進捗により水道未給水地区が発生するため、配水管を布設し未給水地区を解消する。	A	A	B	継続実施
463	水道施設整備事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	上下水道課	継続	長期間使用してきた設備は機能低下や故障を起こしやすくなり、水道水の供給停止の恐れがある。このため、計画的に設備の更新や改修を行い、機能低下や故障を未然に防止し、安全な水道水を安定的に供給する。	配水施設及び水源施設の更新工事	A	A	B	継続実施
464	配水管耐震化事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	上下水道課	継続	石綿セメント管及び塩ビ管は耐震性が低いため、地震等の災害が発生した場合、管の破損等により断水が起こる可能性がある。耐震管に布設替することにより、災害に強い水道施設を構築する。	令和5年度末 石綿セメント管延長 L= 2,344m 塩化ビニール管延長 L=42,438m	A	A	B	継続実施
465	公共下水道事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	上下水道課	継続	都市の持続的かつ健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的に、污水处理施設の整備を行っております。また、市街地に降った雨を効率的に河川等へ放流し浸水被害の防止を図ることを目的に、雨水処理施設の整備を行っております。 さらには大規模な地震時でも、避難所等重要施設の下水道機能を損なわず、維持し続けられるための耐震事業を進めております。	污水处理施設:南河内地区(仁良川地区土地区画整理事業地内)及び石橋地区(上古山・下石橋・中大領・下大領・上台地内)における污水管渠の整備 雨水処理施設:南河内地区(仁良川地内:仁良川第二排水区)及び石橋地区(下石橋地内:南部第二排水区、石橋・上大領地内:石橋第一排水区、上古山地内:北部第一排水区)における雨水管渠の整備 総合地震対策:重要な施設に指定されている、既存污水处理施設の耐震化事業	A	A	B	継続実施
466	特定環境保全公共下水道事業		ハード事業	裁量あり	都市建設部	上下水道課	継続	都市の持続的かつ健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的に、污水处理施設の整備を行っております。また、大規模な地震時でも下水道機能が損なわれず機能を維持し続けられるための耐震事業を行っております。	污水处理施設:南河内地区(薬師寺・仁良川地内)及び国分寺地区(小金井・笹原・柴・姿川西部地内)における污水管渠の整備、舗装本復旧工事 総合地震対策:重要な施設に指定されている、既存污水处理施設の耐震化事業	A	A	B	継続実施
467	会計管理事務費		ソフト事業	裁量なし	会計課	会計課	継続	会計業務の円滑な事務遂行を行う。	各会計の歳入・歳出を適正に管理するため、収納金の適切な処理、調定決議書及び支出命令書等の迅速かつ的確な審査、支払処理及び出納記録管理、決算調製等を実施する。	A	B	B	継続実施
468	財政調整基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	会計年度間の財政調整を行い、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、財政調整基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
469	減債基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	市債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、減債基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
470	地域づくり事業推進基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	地域づくり事業を推進するため、地域づくり事業推進基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
471	庁舎等整備基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	庁舎等の整備を図るため、庁舎等整備基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
472	公共施設整備基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	公共施設の整備促進を図るため、公共施設整備基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
473	保健福祉施設整備基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	保健福祉施設の整備促進を図るため、保健福祉施設整備基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
474	地域振興基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	地域振興事業の財源に充てるため、地域振興基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
475	土地開発基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	公用若しくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地を予め取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、土地開発基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
476	地域福祉基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	高齢者の保健福祉の増進等、地域福祉の向上に資する事業の財源に充てるため、地域福祉基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
477	森林環境整備促進基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関することを目的に基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
478	道の駅しもつけ基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	地域振興交流施設「道の駅しもつけ」の大規模修繕や改築の財源に充てるため、道の駅しもつけ基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
479	新型コロナウイルス感染症対策資金借入金利子補給基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	新型コロナウイルス感染症対策の資金貸付事業の利子補給金に充てるため、新型コロナウイルス感染症対策資金借入金利子補給基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
480	グリーン保存育成基金費		ソフト事業	裁量あり	会計課	会計課	継続	市の平地林、緑地公園等の清掃、保全、整備及び管理のため、グリーン保存育成基金を設置し管理する。	基金利子の積立を行う。	B	B	A	継続実施
481	議員報酬等		ソフト事業	裁量なし	議会事務局	議事課	継続	地方自治法で義務付けられている議員報酬等の支払い。	市議会議員の報酬、期末手当、市議会議員共済会負担金等の支払い。	A	B	B	継続実施
482	議会委員会調査研究事業		ソフト事業	裁量あり	議会事務局	議事課	継続	市政発展のため必要な調査、研修及び行政視察を行い、議員の政策形成及び立案能力の向上を図り、調査研究の成果を市政に生かすことを目的とする。	議員と執行部による行政視察の実施及び検討結果の報告。各常任委員会、各委員会、特別委員会の行政調査研究の実施。議員研修会、市民と議会との講演会の開催。	B	B	A	継続実施
483	議長交際費		ソフト事業	裁量あり	議会事務局	議事課	継続	他団体との交流を図るため、議長交際事業関係予算を計上する。	他団体との交流を図る。下野市議会議長交際費支出及び公表基準に基づき執行する。	A	B	B	継続実施
484	議会運営費		ソフト事業	裁量あり	議会事務局	議事課	継続	自治体の意思決定機関としての議会運営を円滑に行うことを目的とする。	議会運営全般に必要な経費。	A	B	A	継続実施
485	議会ペーパーレスシステム事業		ソフト事業	裁量あり	議会事務局	議事課	継続	タブレット端末導入により、議会内の情報伝達・情報共有の迅速化を図るとともに、ペーパーレス化を推進し、資料印刷、郵送料等に要する時間と経費節減を図る。また、災害発生時の対応ツールとして活用する。	タブレット端末の導入・活用によりペーパーレス化を図り、議会ICT化を推進する。	A	B	A	継続実施
486	議会広報事業		ソフト事業	裁量あり	議会事務局	議事課	継続	下野市議会基本条例の基本理念である市民にわかりやすい議会を目指して、議会広報紙「議会だより」を発行し、議会の活動内容等を市民に周知する。	「下野市議会だより」(年4回)発行にかかる印刷製本費。	A	B	A	見直し実施
487	農業委員会運営費		ソフト事業	裁量なし	農業委員会事務局	農業委員会事務局	継続	農地法等の法令業務を適正に執行し農地の適正管理を推進するとともに、農地の貸借を促進し優良農地の確保と効率的利用を図る。また、多様な経営形態の農業者に対応できるように効率的な農地情報の収集や提供をする。	・毎月25日を基本に農業委員会総会を開催し、農地法等に関する許認可を審議する。 ・農地の貸し借りや所有者の移動に合わせて農地台帳を整備する。 ・農地情報公開システムの更新を行う。 ・毎年1回、市全域を対象とした農地パトロールを実施し、遊休農地等を把握するとともに、遊休農地の所有者等に利用意向調査を実施し、遊休農地の解消に努める。	A	A	B	継続実施
488	農業委員会運営費		ソフト事業	裁量なし	農業委員会事務局	農業委員会事務局	継続	農業委員会等に関する法律に基づく法令業務等の職務を遂行するための報酬 農地利用の最適化の推進 地域計画策定の協力	・農業委員 16名 報酬(月額)会長:52,000円、職務代理:43,000円、委員:38,000円 〈任期〉7期 令和3年9月4日～令和6年9月3日／8期 令和6年9月4日～令和9年9月3日 ・農地利用最適化推進委員20名 報酬(月額)32,000円 〈任期〉2期 令和3年9月17日～令和6年9月3日(3期が委嘱を受ける前日まで) 3期 令和6年9月委嘱を受けた日～令和9年9月3日 ・地域計画策定の協力	A	A	B	継続実施
489	農業経営向上支援事業		ソフト事業	裁量なし (一部あり)	農業委員会事務局	農業委員会事務局	継続	・効率的な農業経営を行うため、経営管理指導及び研修会を開催し農業経営管理能力の向上を目的とする。 ・家族経営協定は、農業従事者にとって農業が魅力的でやり甲斐のある職業となるよう、また従事者の意欲と能力が十分に発揮できる環境作りを目指し実施する。	・総会、研修会等を開催し、農業青色申告の推進を図る。 ・参画できる魅力的な農業経営を目指し家族経営協定の推進を図る。	B	B	B	見直し実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
490	農業者年金業務委託事業		ソフト事業	裁量なし	農業委員会事務局	農業委員会事務局	継続	・独立行政法人農業者年金基金より業務委託を受けた農業者の為の公的年金事業である。 ・農業者の老後の安定と福祉の向上、農業経営の近代化及び農地保有の合理化等(農業後継者等担い手の確保・育成)農業者の将来生活への支援をする。	農業者年金加入推進活動を含めた制度の普及と、年金受給者等の相談に応じた管理指導など農業者年金業務の円滑な運営に努める。	A	A	B	継続実施
491	農業者年金業務委託事業		ソフト事業	裁量なし	農業委員会事務局	農業委員会事務局	継続	・独立行政法人農業者年金基金より業務委託を受けた農業者の為の公的年金事業である。 ・農業者の老後の安定と福祉の向上、農業経営の近代化及び農地保有の合理化等(農業後継者等担い手の確保・育成)農業者の将来生活への支援をする。	農業者年金加入推進活動を含めた制度の普及と、年金受給者等の相談に応じた管理指導など農業者年金業務の円滑な運営に努める。 新農業委員、農地利用最適化推進委員の参考図書(研修用資料)※改選時に購入	A	B	B	継続実施
492	国有農地管理事業		ソフト事業	裁量なし	農業委員会事務局	農業委員会事務局	継続	・農地法附則の規定に基づき管理されている国有農地の維持管理費用。 ・農地改革により国が買収した農地等のうち、さまざまな理由により未売却の農地等を農地法に基づき所在する市町村が維持管理する業務。未売却の農地等を農地法に基づき所在する市町村が維持管理をする業務。	・下野市内に点在する農林水産省所管の国有農地を管理するため、位置を含めた台帳の整備及び土地の管理を行う。また、国有農地への不法占有や無断使用、不法投棄等を未然に防ぐため、定期的にパトロールを行うとともに、国有農地の利用に関する事務処理を行う。	A	A	B	継続実施
493	固定資産評価審査委員会費		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に関する不服審査の申し立てについて、固定資産評価審査委員会を開催し、審査及び決定の事務を行う。	固定資産評価審査委員会の運営に関すること 3名の委員で構成される固定審査評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服審査の申出を受けた場合、直ちに必要と認められる調査、その他審査を行い、その審査結果を審査申出者及び市長に報告する。また、研修会等に参加し知識を高める。	A	A	B	継続実施
494	公平委員会費		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	人事行政の公正を期し、職員が安心して職務に専念できる環境の確保に努める。また、的確な公平審査の実施をめざす。	職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し裁決する。 職員団体の登録、職員の苦情処理、ならびにこれについての必要な措置を講ずるために設置された公平委員会の運営と公平委員会委員(3名)及び事務局職員の各種研修会への参加等を行っている。	A	A	B	継続実施
495	行政不服審査会費		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、市民が審査請求をした際に、審理員意見書を基に審査庁が諮問した案件について、第三者として行政不服審査会を開催し、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックすることにより、一定の公平性を確保する。	行政不服審査会の運営に関すること。 行政不服審査会の委員の委嘱、事務連絡。審査庁の諮問に応じて、行政不服審査会の開催、審議、答申。	A	A	B	継続実施
496	選挙管理委員会費		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	選挙が公明かつ適正に行われることを確保するため、公職選挙法及び関係法令の定めるところにより、4名の委員で構成される選挙管理委員会が行う選挙に関する事務や、関連事務を管理する。	選挙管理委員会の運営に関すること 選挙人名簿の調製 年4回の委員会開催(定時登録6月、9月、12月、3月) 随時開催(選挙執行時等) 各種研修会等への参加	A	A	B	継続実施
497	選挙啓発費		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	選挙が公明かつ適正に行われるように、有権者の意識向上に努めるとともに、投票の棄権防止ときれいな選挙の実現を目指す。 下野市明るい選挙推進協議会の協力の下、市民に政治参加を直接呼びかけて選挙の重要性の理解を得て投票率の向上を目指す。	明るい選挙運動の推進 明るい選挙啓発ポスターコンクール 市内小中学校等への選挙用資材の貸し出し(生徒会選挙実施等) 明るい選挙推進協議会の活動推進 若者を対象とした啓発活動 研修会等への参加	A	A	B	継続実施
498	参議院議員選挙費		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	参議院議員通常選挙の適正な執行と管理を行う。	令和7年7月28日任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票等の事務を行う。	A	A	B	継続実施
499	知事選挙		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	栃木県知事選挙の適正な執行と管理を行う。	令和6年12月8日任期満了に伴う栃木県知事選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票等の事務を行う。	A	A	B	継続実施
500	監査委員費		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	行財政の公正で効率的な運営を確保するため、財務や事業の管理について法令や予算に基づいて適正に行われているか監査を行う。	例月出納検査、定期監査、決算審査、内部統制評価報告書審査、財政援助団体監査等を実施する。また、監査委員の職務を補助し、監査委員が実施する監査等において、事前に関係帳簿・書類・資料等の提供を行い、効率的な業務の推進を図る。	A	A	B	継続実施
501	市議会議員選挙		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	市議会議員選挙の適正な執行と管理を行う。	令和8年4月30日任期満了に伴う市議会議員選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票等の事務を行う。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
502	市長選挙		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	新規	令和8年8月5日任期満了に伴う市議会議員選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票等の事務を行う。	令和8年8月5日任期満了に伴う下野市長選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票等の事務を行う。	A	A	B	継続実施
503	衆議院議員選挙費		ソフト事業	裁量なし	行政委員会事務局	行政委員会事務局	継続	参議院議員通常選挙の適正な執行と管理を行う。	令和7年10月30日任期満了に伴う衆議院議員総選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票等の事務を行う。	A	A	B	継続実施
504	教育委員会運営事業		ソフト事業	裁量なし	教育委員会	教育総務課	継続	教育委員会の円滑な運営を図るための経費	教育委員会は合議制の執行機関であり、教育長及び教育委員4名により教育委員会会議を開催する。 ・教育委員会会議の開催や総合教育会議の開催 ・教育委員の各種研修会、学校訪問、教育福祉常任委員との懇談会等の出席 ・下都賀地区市町教育委員会連合会負担金などの各種研修負担金	A	A	A	継続実施
505	教育総務運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	・児童表彰：児童の優れたところを見出して表彰し、自信と誇りを持たせ、健全な心身の発達を助長することを目的とする。 ・教育のつどい：表彰及び講演会等により市の教育、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする。 ・教育委員会点検評価：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、権限に属する事務等の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表する。	・児童表彰：「下野市児童表彰条例」に基づき、市内小学校及び義務教育学校等の6年生を対象に、市長からメダルと賞状の授与を行う。 ・教育の集い：市の教育、文化、スポーツの振興発展に貢献し、功績等があった個人及び団体を表彰するとともに、振興に資するための講演会等を行う。 ・教育委員会点検評価：教育委員会の事務事業について外部評価委員会による点検評価を行い評価報告書を作成する。	A	B	A	継続実施
506	教育総務運営事業		ソフト事業	裁量なし	教育委員会	教育総務課	継続	学校施設等借入金の償還を行う。	関連公共施設整備資金借入償還金 令和4年度末残高 計 3,185,863円(南河内第二中)	A	A	A	継続実施
507	教育環境管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	学校や保護者、地域住民が連携し、校内外における子どもたちの安全を確保し、安心して学習できる環境を整備するためスクールガード事業を支援する。また、行政の枠を超えた「下野市通学路安全推進会議」を開催し、学校からの要望に基づく整備を推進する。 実験で使用した薬品の廃棄を行い、環境の保全に努める。	スクールガード事業(新1年生のホイッスル購入・スクールガードボランティアの保険加入) 青色パトロール講習会及び巡回パトロールの実施 学校設置消火器の更新(使用期限が過ぎている消火器) 理科実験使用済みの薬品廃棄	A	B	A	継続実施
508	学校適正配置推進事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	下野市の学校教育をより質の高い教育環境に引き上げていくため、また児童生徒により良い教育環境を提供するため、学校や地域と連携しながら学校の適正配置に向けた事業を進める。	小規模特認校である細谷小学校の令和7年度中間評価に向けた準備を行う。 その他、学校の適正規模、適正配置について必要な検討を行う。	A	B	A	継続実施
509	奨学金貸付事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	経済的理由により修学困難な学生・生徒に対し、無利子で奨学金の貸付けを行うことにより有能な人材を育成し、下野市の教育を進展させることを目的とする。	無利子の奨学金貸付を実施し、高校・大学生等の学資に係る経済的支援を行う。 R1年度 大学生7名、高校生1名 R2年度 大学生10名、高校生1名 R3年度 大学生9名 R4年度 大学生10名、高校生1名 R5年度 大学生11名 R6年度 大学生11名 緊急在学奨学生：貸付年度途中の家計急変などによる在学生の奨学支援を行う。 H28年度から奨学金の増額や選択制の導入、入学一時金の制度を創設した。 R5年度から定住促進策として償還額の一部免除制度を創設した。	A	B	A	継続実施
510	小学校給食共通管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	市内小学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を児童に提供する。	調理業務を民間業者に委託する。 (祇園小・緑小・古山小・石橋北小・石小) 調理室細菌検査年1回、栄養士検便検査月2回、ノロ検査月1回(10～3月)を行う。 給食調理室の維持管理を行う。(防虫駆除・排気設備清掃)	A	B	A	継続実施
511	小学校給食備品整備事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	市内小学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を児童に提供する。	給食備品の更新計画に基づき、備品更新を行う。	A	B	B	見直し実施
512	中学校給食共通管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	市内中学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を生徒に提供する。	調理業務を民間業者に委託する。(南河内二中・石中) 調理室細菌検査年1回、栄養士検便検査月2回、ノロ検査月1回(10～3月)を行う。 給食調理室の維持管理を行う。(防虫駆除・排気設備清掃)	A	B	A	継続実施
513	中学校給食備品整備事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	市内中学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を生徒に提供する。	給食備品の更新計画に基づき、備品更新を行う。	A	B	B	見直し実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
514	学校給食センター管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	国分寺小学校、国分寺東小学校、細谷小学校、国分寺中学校の4校の学校給食を実施する。	・調理・配送・配膳業務委託を実施する。食数 1,500食、うちアレルギー対応食 25食。 ・国分寺学校給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、運営委員会を開催する。 ・安全で安心な学校給食を提供するため、施設の各種保守点検、維持管理、清掃等の業務委託の実施、計画的な食器類の更新とともに、随時、設備の修繕を実施する。	A	A	A	継続実施
515	小学校スクールバス運行事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	学校再編に伴い、国分寺西小学校区に居住する児童を国分寺小学校へ送迎するためのスクールバスを運行する。	平成31年4月から運行管理業務委託によるスクールバス2台の運行を開始。 令和4年5月から、登下校時の送迎、校外授業時の利用を含む一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)として運行を開始。(令和8年度までの長期継続契約) バス停留所3か所を設定	A	B	A	継続実施
516	学校給食センター設備改修事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	給食センターは、事業開始から18年が経過しており、設備の老朽化が進んでいる。設備の故障は、修繕により対応してきたが、施設設備で更新及び改修を要するものが出ている。計画的に設備の更新及び改修を図り、安心で安全な学校給食を提供する。	給食センター開設 平成18年9月1日 給食数 1,500食 調理機器設備等の更新及び改修 ※R9年度より石橋中学校への給食提供の開始に併せ R8年度から石橋中学校給食室から配膳室への改修工事業業に着手。	A	A	B	継続実施
517	義務教育学校給食備品整備事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	新規	市内義務教育学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を児童・生徒に提供する。	給食備品の更新計画に基づき、備品更新を行う。	A	B	B	継続実施
518	学校給食費保護者負担支援事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	新規	エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、影響を受けた生活者等に対する支援事業として、学校給食費の保護者負担軽減を図る。	米飯給食用米の現物給付事業として、学校給食で使用する精米代を公費負担する。 令和7年度からは、精米代に加え、パン代も公費負担する。	A	B	B	継続実施
519	学校建設推進事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	「下野市学校適正配置基本計画」において、国分寺小学校及び国分寺中学校は校庭が狭隘であり建築年数もかなりの年数が経過しており、長期的な観点から国分寺中学校区における学校建設のあり方及び方法について検討を行うこととしている。	国分寺中学校区の小中学校整備について、地域住民や教育関係者、学識経験者等で組織した協議会を設置し検討する。	A	B	A	継続実施
520	教育情報ネットワーク活用事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	市内小中学校を全校接続することにより、学校間の連携を深める。校務にかかる情報を電子化し共有することにより事務の効率化を図る。事務効率化により生まれた時間を児童生徒に向けることにより教育の質の向上を図る。	市内全校と教育委員会を結ぶ教育情報ネットワークの管理運営を行う。グループウェアの共同利用により教育委員会・教職員間の情報共有を図る。 HPの管理運営・学校情報機器管理を行う。 令和7年度にサーバ機器の一部更新を予定している。	A	A	A	継続実施
521	小学校施設管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	児童の安全・安心な学校生活を確保するため、施設の修繕や定期的な保守管理が必要となることから、予算の一元管理による経費の削減と効率化を図りつつ、学校施設の修繕・維持管理を行う。	市内小学校施設における警備、電気、消防設備の保守、樹木管理等の実施によって、良好な学習環境と安全・安心な学校運営を確保する。	A	A	B	継続実施
522	小学校施設整備事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	児童の安全・安心な学校生活を確保するため、故障等による危険個所の改修工事を行う。	教育環境維持のため、故障等による危険個所の修繕・改修に係る設計及び工事。	A	A	B	継続実施
523	小学校コンピュータ管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	情報機器を活用し、学習の効果が上がる授業の工夫に努める。情報通信機器等を活用し、下野市の将来を担う児童たちの情報活用能力の向上を図る。	教員用PC、パソコン教室用PCの定期更新を行う。 機器の保守を行う。 小学校コンピュータ導入台数 3,484台 教職員用 212台、PC教室用 350台、1人1台端末 2,922台 令和7年度に南河内地区及び国分寺地区の一部機器更新を予定している。	A	A	A	継続実施
524	中学校施設管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、施設の修繕や定期的な保守管理が必要となることから、予算の一元管理による経費の削減と効率化を図りつつ、学校施設の修繕・維持管理を行う。	市内3中学校施設における警備、電気、消防設備の保守、樹木管理等の実施によって、良好な学習環境と安全・安心な学校運営を確保する。	A	A	B	継続実施
525	中学校施設整備事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、故障等による危険個所の改修工事を行う。	教育環境維持のため、故障等による危険個所の修繕・改修における設計及び工事。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
526	中学校コンピュータ管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	情報機器を活用し、学習効果を高める授業の工夫に努める。 情報通信機器等を活用し、下野市の将来を担う生徒の情報活用能力の向上を図る。	教員用PC、パソコン教室用PC、特別・普通教室用PCの定期更新を行う。 情報機器の保守を行う。 コンピュータ導入台数 1,721台 教職員用105台、PC教室123台、1人1台端末1,493台 令和7年度に南河内地区及び国分寺地区の一部機器更新を予定している。	A	A	A	継続実施
527	南河内第二中学校区給食室改修事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	南河内第二中学校区(祇園小、緑小、南河内第二中)の給食については、旧薬師寺保育園跡地(薬師寺2362番地5 3753.01㎡)に給食センターを整備することとなったため給食施設の整備及び既存の各校給食室の改修を行う。	給食センターの新設 祇園小学校、緑小学校、南河内第二中学校(受配校):搬入口・配膳室等の整備 令和5年度:給食方式及び建設候補地の再検討 令和6年度:基本設計・実施設計業務委託、補助要望 令和7～9年度:給食センター整備工事及び受配校の搬入口・配膳室等の改修工事	A	A	B	継続実施
528	南河内第二中学校トイレ改修事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	時代の変化に伴う施設のづらさを解消するため、トイレの洋式化・床面のドライ化を図り、生徒にとって安全・安心な教育環境の充実を図る。	令和4年度:実施設計業務委託 令和5年度:Ⅰ期改修工事(普通教室棟)改修面積165㎡(男子6箇所、女子6箇所) 衛生器具更新60基(小便器21基、大便器39基(洋式:33基)) 令和6年度:Ⅱ期改修工事(特別教室棟)改修面積165㎡(男子4箇所、女子4箇所) 衛生器具更新31基(小便器11基、大便器20基(洋式:20基、一部多目的トイレへ改修)	A	A	B	継続実施
529	義務教育学校施設管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	児童・生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、施設の修繕や定期的な保守管理が必要となることから、予算の一元管理による経費の削減と効率化を図りつつ、学校施設の修繕・維持管理を行う。	義務教育学校施設における警備、電気、消防設備の保守、樹木管理等の実施によって、良好な学習環境と安全・安心な学校運営を確保する。	A	A	B	継続実施
530	義務教育学校施設整備事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	児童・生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、故障等による危険個所の改修工事を行う。	教育環境維持のため、故障等による危険個所の修繕・改修における設計及び工事。	A	A	B	継続実施
531	義務教育学校コンピュータ管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	情報機器を活用し、学習の効果が上がる授業の工夫に努める。 情報通信機器等を活用し、下野市の将来を担う児童生徒たちの情報活用能力の向上を図る。	教員用PC、パソコン教室用PCの定期更新を行う。 機器の保守を行う。 義務教育学校コンピュータ導入台数 1,027台 教職員用 60台、PC教室用 82台、1人1台端末885台 令和7年度にネットワーク機器の更新を予定している。	A	A	A	継続実施
532	義務教育学校給食共通管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	市内義務教育学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を児童・生徒に提供する。	調理業務を民間業者に委託する。 (南河内小中学校) 調理室細菌検査年1回、栄養士検便検査月2回、ノロ検査月1回(10～3月)を行う。 給食調理室の維持管理を行う。(防虫駆除・排気設備清掃)	A	B	A	継続実施
533	石橋中学校屋内運動場照明改修事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	継続	老朽化による照明不点灯の解消及びLED化を行い、生徒にとって安全・安心な教育環境の充実を図る。	令和5年度:実施設計業務委託 令和6年度:工事監理業務委託、改修工事 改修面積2,082㎡ 照明器具更新30台(1階24台、2階6台) 照明器具更新に伴うスイッチ、配線等の更新	A	A	B	継続実施
534	緑小学校トイレ改修事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	教育総務課	新規	時代の変化に伴う施設の使いづらさを解消するため、トイレの洋式化・床面のドライ化を図り、児童にとって安全・安心な教育環境の充実を図る。	令和6年度:実施設計業務委託 令和7年度:Ⅰ期改修工事(北棟)改修面積134㎡(男子3箇所、女子3箇所、多目的2箇所) 衛生器具更新29基(小便器9基、大便器20基(洋式:18基)) 令和8年度:Ⅱ期改修工事(南棟)改修面積186㎡(男子5箇所、女子5箇所) 衛生器具更新34基(小便器15基、大便器29基(洋式:27基))	A	A	B	継続実施
535	下野子ども力発動プロジェクト事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	子どもたちが主体的に協議・交流し、子どもたち自身の手で、子どもたちのためになる運動を展開することにより、主体的に関わり、発信し、行動できる子を育てる。「いじめをしない・させない・見逃さない」など、正しい判断のできる子を育てる。下野市の3中学校及び1義務教育学校の生徒会を中心として、子どもたち自身により「学校生活をよりよくするために心がけること」を考えて決定し、市内すべての児童生徒や地域、保護者へ周知を行い、いじめ撲滅や環境問題に関する内容も盛り込み、意識付けや実践化を図る。	年2回の生徒会交流会を実施し、各校独自の活動と共通の活動を計画・実施する。また各中学校区の児童生徒交流会を実施し、地域の子どもたちが一体となった活動を計画・実践する。内容としては、いじめ撲滅運動、校内外でのあいさつ運動、地域清掃活動や募金活動などのボランティア活動、学校生活でのエコ活動等を実践する。年度末には、「子ども未来プロジェクト成果報告会」を実施する。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
536	学校教育運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	児童生徒、教職員の検診(健康診断、メンタルヘルスチェック)の実施、学校医等の配置を実施することにより健康で安全な学校生活を送れるよう支援するとともに、各種負担金、補助金等により教育活動を支援する。各種事業(臨海自然教室、学校音楽祭等)に必要な民間バスを借り上げる。学級数の増加に対応し、教師用教科書不足分等を購入する。南河内小中学校スクールバスを運行する。部活動の地域移行を実施する。外国籍児童に対する支援を行う。	学校教育運営を円滑に進めるため予算を確保し、各種事業を展開していく。各校に、児童生徒、教職員の健康増進等を図るため、学校医等を配置する。臨海自然教室や音楽発表会での民間バスを借り上げるとともに、部活動や各種部会、研究会には補助等を行う。また、学校管理下における災害に対応するため共済制度に加入する。可動式階段昇降機の維持管理を実施する。いじめ問題に対して専門的な対応を実施するため「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ問題専門委員会」を設置する。南河内小中学校スクールバスを運行する。部活動の地域移行を推進する。外国籍児童の日本語指導を行う。	A	B	A	継続実施
537	児童生徒就学援助費事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	経済的な理由により就学困難と認定した児童生徒の保護者に対して、就学費の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図る。特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、特別支援教育就学奨励費の支給を行う。	学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、新入学学用品費、入学準備金、医療費の一部を援助。入学準備金制度導入(平成29年度より)特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、特別支援教育就学奨励費の支給を行う。要保護、準要保護児童生徒就学援助費の認定予定者は265人(小学校169人、中学校96人)。特別支援教育就学奨励費の認定予定者は160人(小学校103人、中学校57人)。	A	A	A	継続実施
538	スクールアシスタント配置事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	児童生徒一人一人を大切にしたいと細やかな指導と効果的な授業を推進するため、学級支援指導助手、学校生活支援員(介助、図書)を学校の実情に応じて配置する。また、情報教育アドバイザーが学校巡回を行うことにより情報教育を支援する。	市立学校にスクールアシスタントを配置する。学校生活支援員(介助)は29名任用し、各校の個別支援を必要とする児童生徒数に応じて、配置する。学校生活支援員(図書)は13名任用し、各校に配置する。情報教育アドバイザーを2名任用し、ICT教育の補助、情報教育の支援を行う。	A	B	A	継続実施
539	幼児教育・小学校教育連携事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	市の子育て事業の一環として、市内の幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校、義務教育学校間の連携を図り、子育て支援ではない、幼小のつながりのある教育の支援を行う。連携を通して、小1プロブレムや学校不適應を未然に防げるよう、教諭と保育士との懇談会、研修会を開催する。	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校、義務教育学校の連携を通して、小学校・義務教育学校1年生へスムーズに移行できるように、教職員の研修会や園児の小学校・義務教育学校見学、教育に関するイベントや交流会、子どもの実態等の情報交換会などの事業を行う。	A	A	A	継続実施
540	教育研究振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行い、下野市の教育行政の推進・振興を図る。学習指導の工夫、改善等について調査研究したり、教職員の研修を実施したりすることで、教職員の資質の向上を図り本市の教育水準向上を目指す。	教職員全体研修会を年3回(4月、8月、1月)開催する。また、小中一貫教育研究事業や学習指導主任研修会等を開催する。小学校・義務教育学校3、4年生が使用する社会科副読本の情報収集と改訂(3か年毎)を行う。	A	A	A	継続実施
541	エス・アンド・ユーコラボ事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	宇都宮大学と連携し、各校の学校課題推進や研修体制の充実に向けて専門講師を派遣することで、教員の授業力の向上、児童生徒の学力向上を図る。実施校 小学校8校 中学校3校 義務教育学校1校 市内全学校で実施	宇都宮大学共同教育学部と連携し、各校の要請に応じて、大学の教授や准教授、または附属学校の教員を招聘し、校内研修の講師として指導助言を仰ぐ。中心は校内研修であるが、授業研究は広く公開し、中学校区や市内全校での研修の場とする。	A	B	A	継続実施
542	児童生徒英語教育推進事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	・国際社会で活躍できる児童生徒の育成を目指し、児童生徒の英語力向上を図る。	・小中義務教育学校における外国語授業や外国語教材作成の補助として、外国語指導助手(ALT)を配置し、全校で毎時間支援できるよう整備する。 ・各種イベントや学校における教材の整備を行う。 ・教職員向けの英語力向上のための研修を充実させる。	A	B	A	継続実施
543	小中学校教科用図書選定事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	市内小・中・義務教育学校で使用する教科用図書について、市教科用図書選定委員会と協議して選定する。小中学校各教科用図書(約4年に1回)、小中学校特別支援学級用図書(毎年)を選定・答申する。	教科用図書選定委員会を年2回開催(内調査員報告1回)では委員7名を招聘する。特別支援学級用教科用図書調査員会は2回〔調査員:計4名(中学校2名、小学校2名)〕小中学校教科用図書採択の年は、小中学校教科用図書調査員会は3回〔調査員:22名(2名×11教科)〕	A	A	A	継続実施
544	ユースサポート事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	小・中・義務教育学校、教育支援センターに大学生を受け入れ、補助的な授業支援を行う。効率的な授業運営や、教師がより指導の必要な児童生徒に向き合う時間の確保に役立てる。部活動支援では、経験を生かした指導がなされ技術の向上が図られる。	学生による学習支援(配慮を必要とする児童生徒への支援、補習)、生活支援(配慮を必要とする児童生徒の教室移動・給食指導・清掃指導等)、及び部活動支援(専門種目の指導の支援)を行う。	A	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
545	特別支援教育推進事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	教育支援委員会を開催し、個別支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導と必要な支援を行い特別支援教育の充実を図る。相談員は、各学校を訪問し、児童生徒への支援内容を助言する。第二次特別支援教育推進計画を基に、計画に沿った特別支援教育の推進を図る。	教育支援委員会を年3回開催し、教育支援委員14名により、教育措置等について協議する。特別支援ネットワーク連絡協議会を年2回開催し、特別支援教育の推進を図る。	A	B	A	継続実施
546	学校教育サポート事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校教育上で発生する諸問題(いじめ、不登校、特別な支援を要する等)の解決に向けて、電話・面接相談や学校巡回相談などを行い、関係諸機関との連携が密になるように支援したり、教育支援センターで集団生活への復帰を目指す。コーディネーター、ケースワーカー、就学・特別支援教育相談員、心理士等の専門スタッフを配置する。また不登校対策の1つとして、夏季休業中の各中学校における学習支援「いきいき学び塾」を実施する。	コーディネーター、ケースワーカー、就学・特別支援教育相談員等の専門スタッフを配置し、学校教育で発生する様々な問題、就学や特別支援教育関係の相談を受けたり、学校生活への復帰支援や在籍校との連携、個別カウンセリング、教科指導、夏季休業中、各中学校において、学習支援事業を実施する。	A	A	A	継続実施
547	小中一貫教育推進事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	下野市小中一貫教育推進協議会の協議内容を活かし、これまでの小中連携教育の取組を充実発展させ、円滑な小中一貫教育を推進する。	市全体の小中一貫教育について、保護者や地域代表、幼小中高大の各代表等を委員とする小中一貫教育推進協議会を設置し幅広く意見を求めると共に学校運営協議会を運営し、小中一貫教育を始めとする学校教育に保護者や地域の方に参画いただく。	A	A	A	継続実施
548	祇園小学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
549	緑小学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
550	石橋小学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
551	古山小学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
552	細谷小学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	消耗品等の購入を行い、学校給食の円滑化を図る。	A	B	A	継続実施
553	石橋北小学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
554	国分寺小学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	消耗品等の購入を行い、学校給食の円滑化を図る。	A	B	A	継続実施
555	国分寺東小学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	消耗品等の購入を行い、学校給食の円滑化を図る。	A	B	A	継続実施
556	南河内第二中学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を生徒に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
557	石橋中学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を生徒に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
558	国分寺中学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	消耗品等の購入を行い、学校給食の円滑化を図る。	A	B	A	継続実施
559	学校食育推進事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	義務教育9年間における系統的な食育の授業実践を研究する。家庭、地域と関係機関が連携した食育と地産地消の推進を図るための方策を研究する。全ての児童生徒に同様の「食に関する指導」を進める。家庭への啓発、地域との連携を図り、食育を推進していくことで、健康に留意できる児童生徒を育てる。	市内すべての児童生徒に同様の食育実践を実施する。家庭、地域と関係機関と連携した食育の推進、地産地消を図るための方策を研究する。また、「下野市学校給食食物アレルギー対応委員会」の開催により、アレルギー対応マニュアルの見直しをする。	A	B	A	継続実施
560	小学校共通管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校の共通的経費、事業を一元化し効率化を図りつつ、学校運営を支援する。	平成30年度より各校に学校運営協議会制度を導入し、保護者や地域住民、校長等を委員として任命し、地域とともにある学校づくりを推進している。次年度の新入学児童に対する就学時健康診断を10月から実施するとともに、1～2月には入学通知を発送する。就学児童に対する各種健診を実施する。	A	A	A	継続実施
561	祇園小学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
562	緑小学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
563	石橋小学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
564	古山小学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
565	細谷小学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
566	石橋北小学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。 教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
567	国分寺小学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。 教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
568	国分寺東小学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。 教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
569	南河内第二中学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
570	石橋中学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
571	国分寺中学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
572	南河内第二中学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。 教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
573	石橋中学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。 教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
574	国分寺中学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。 教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
575	中学校教科書改訂事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	中学校、義務教育学校後期課程で使用する教科用指導書、デジタル教科書、指導資料を整備する。	教科書の改訂等に伴う教科書・指導書等の整備を、改訂のスケジュールに合わせて実施する。	A	A	A	継続実施
576	小学校教科書改訂事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	小学校、義務教育学校前期課程で使用する令和6年度以降使用の小学校各教科教師用教科書及び指導書、デジタル教科書、指導資料を整備する。	教科書の改訂等に伴う教科書・指導書等の整備を、改訂のスケジュールに合わせて実施する。	A	A	A	継続実施
577	理科教育設備整備事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	理科教育並びに算数・数学教育に関する備品を計画的に整備・更新し、新学習指導要領等新しい教育に対応した環境を提供し、理科教育並びに算数・数学教育の充実を図る。	理科教育設備費等補助金を活用し、各学校のニーズを把握しながら新規で購入する設備・備品、旧式の備品の更新を順次実施していく。3年で全12校に整備できるように計画し、継続的に整備を行っていく。	A	A	A	継続実施
578	南河内小中学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
579	南河内小中学校教育振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。 教育活動、特別活動を実施する。	A	B	A	継続実施
580	南河内小中学校給食管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
581	学校教育サポートセンター整備事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校教育サポートセンターにおいて、建物の老朽化及び利用者・相談者の増加により施設の狭隘化が深刻なことから、新たな施設を整備する。	木造平屋建て 338.279㎡(事務室・相談室・会議室・研修室等)を新設する。 脱炭素化を目指し、ZEB認証(Nearly ZEB)を取得した建築物とする。	A	A	B	継続実施
582	確かな学力と芸術推進事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	文部科学省が進めるGIGAスクール構想やプログラミング教育の充実に向けて、整備を行い、確かな学力の定着を図る。	令和2年度に整備したプログラミング教材や一人一台タブレット端末について、国のGIGAスクール構想の推進や「令和の日本型学校教育」の提言を受けて、適宜見直しを図り、最適なものを整備していく。吹奏楽器を定期的に更新し、芸術活動の推進を図る。	B	B	B	見直し実施
583	祇園小学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
584	緑小学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
585	石橋小学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
586	古山小学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
587	細谷小学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
588	石橋北小学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
589	国分寺小学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
590	国分寺東小学校管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	A	B	A	継続実施
591	中学校共通管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校の共通的経費、事業を一元化し効率化を図りつつ、学校運営を支援する。	平成30年度より学校運営協議会制度を導入し、校長や保護者、地域住民を委員として任命し、地域とともにある学校づくりを推進している。 次年度の新入学生徒に入学通知を送送する。 生徒に対する各種健診を実施する。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
592	義務教育学校共通管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	学校教育課	継続	学校の共通的経費、事業を一元化し効率化を図りつつ、学校運営を支援する。	学校運営協議会制度を導入し、校長や保護者、地域住民を委員として任命し、地域とともにある学校づくりを推進している。 次年度の新入学生徒に対する就学時健康診断を10月から実施するとともに、1～2月には入学通知を発送する。 就学児童生徒に対する各種健診を実施する。	A	A	A	継続実施
593	社会教育総務事務費	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	下野市生涯学習推進計画(第三次)の理念である、「多様な学習を通じた自己成長と自己実現」「学習仲間との交流による絆づくりと心豊かな生活」「学びを基盤とした地域づくり」を実現するため、学習機会・情報の提供等の学習環境の整備を行う。	市の社会教育の振興を図るため、社会教育委員会議を開催する。 市民の自発的な学習を支援するため、生涯学習情報誌「エール」を発行する。 市民総ぐるみで未来を拓く子どもたちの健全な成長を図るため、「ファミリエ下野市民運動」を支援する。	A	A	A	継続実施
594	生涯学習推進事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	市生涯学習推進計画(第三次)の目的である「生涯学習を通じたひと・まちづくり」実現のため、「多様な学習を通じた自己成長と自己実現」、「学習仲間との交流による絆づくりと心豊かな生活」、「学びを基盤とした地域づくり」を推進する。	生涯学習推進本部会議 1回開催 生涯学習推進協議会 5回開催 ふれあい学習推進委員会 1回開催	A	A	A	継続実施
595	社会教育事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	社会参画意識や地域連帯意識の醸成を目的として、社会教育事業を実施する。	社会教育関係団体に対する活動支援及び補助金交付 二十歳のつどいの挙行 年輪のつどいの開催 ※令和7年度は市政20周年記念イベントとして開催する。	A	A	A	継続実施
596	青少年育成事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	様々な体験活動やボランティア活動を通し、自ら学び考え、主体的に判断・行動できるよう、青少年団体活動等の支援により、青少年の社会参加を支援する。また、栃木県青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施の実施により、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組む環境を醸成する。	青少年団体(下野ジュニアリーダースクラブ(JLC))活動の支援 青少年育成団体事業(学校音楽祭、子どもなんでも発表会)の支援 栃木県青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施	A	A	A	継続実施
597	家庭教育支援事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	家庭教育は、人が基本的な生活習慣や豊かな情操・倫理観・自立心などを身につけるために、重要な役割を果たしている。こうした観点から、家庭教育の学習機会を充実し、親子の健やかな成長を支援する。	小・中・義務教育学校での家庭教育学級の開催 家庭教育支援チームひばりの支援	A	A	A	継続実施
598	南河内公民館管理運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	地域に根ざした生涯学習の中核施設として、地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を推進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。	講座開催:家庭教育・青少年・成人・高齢者・セカンドステージ支援・まちづくり入門講座等 指導事業:公民館自主サークルや各種団体の育成・支援 公民館まつりの開催:自主サークル活動の成果発表及び地域との交流事業 管理運営業務:公民館施設の維持管理及び運営業務	A	A	A	継続実施
599	南河内東公民館管理運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	地域に根ざした生涯学習の中核施設として、地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を推進する。また、自主サークル各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。	講座開催:家庭教育・青少年・成人・高齢者・セカンドステージ支援・まちづくり入門講座等 指導事業:公民館自主サークルや各種団体の育成・支援 公民館まつりの開催:自主サークル活動の成果発表及び地域との交流事業 公民館施設管理運営業務:管理運営業務	A	A	B	継続実施
600	石橋公民館管理運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	地域に根ざした生涯学習の中核施設として、地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を推進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民によるまちづくりの足がかりとする。	講座開催:家庭教育・青少年・成人・高齢者・セカンドステージ支援・まちづくり入門講座等 指導事業:公民館自主サークルや各種団体の育成・支援 公民館まつりの実施:自主サークル活動の成果発表及び地域との交流事業 公民館施設管理運営業務:管理運営業務 幹事公民館業務:社会教育指導員管理、公民館運営審議会事務、4館共通施設維持管理(特別清掃)	A	A	A	継続実施
601	国分寺公民館管理運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	地域に根ざした生涯学習の中核施設として、地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を推進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。	講座開催:家庭教育・青少年・成人・高齢者・セカンドステージ支援・まちづくり入門講座等 指導事業:公民館自主サークルや各種団体の育成・支援 公民館まつりの開催:自主サークル活動の成果発表及び地域との交流事業 公民館施設管理運営業務:管理運営業務	A	A	A	継続実施
602	図書館共通管理運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	生涯学習の拠点として下野市立図書館(石橋・国分寺・南河内)3館の共通管理運営を推進する。	指定管理者による定型的業務の管理運営を行う。 図書館協議会 年5回開催予定。	A	A	A	継続実施
603	図書館施設修繕事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	経年劣化にともなう図書館施設の改修、修繕を実施する	3館すべてが築後35年以上を経過し、経年劣化により改修を必要とする箇所が頻出しているため改修、修繕を実施する	A	B	B	見直し実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
604	生涯学習情報センター管理運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、ボランティア講座や指導者養成講座、スキルアップ講座など各種講座の開催や「まちづくりリクエスト講座」の受付・連携調整を行う。 また、市民が培った知識や経験・技能を学びに活かし、地域ぐるみで子どもを育てる「学校支援」や地域社会に活かす「生涯学習」を推進するため、2つのボランティアバンクを管理し、学習者と支援者間の連携調整を行う。	○学校支援ボランティア・生涯学習ボランティアバンクの管理運営及びコーディネート。 ○ボランティアバンク登録者の活動支援。 ○まちづくりリクエスト講座の受付・コーディネート。	A	A	A	継続実施
605	旧石橋公民館解体事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	石橋複合施設の供用開始に伴い、旧石橋公民館の解体及び跡地の有効活用を図る。	旧石橋公民館跡地の利活用に向け、敷地及び建物に関する調査を行う。	A	A	B	継続実施
606	国分寺公民館改修事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	新規	国分寺公民館大ホールの空調設備は、昭和55年の供用開始(現在、築44年)以降更新しておらず、電気系統の不具合、ホールが冷えないといった老朽化による機能低下が見られる。 地域に根ざした生涯学習の中核施設として位置づけられる国分寺公民館の施設について、利便性を維持するための改修工事を実施する。	国分寺公民館大ホールの空調設備を更新する。 なお、施設の長寿命化計画では、鉄筋コンクリート造の建物の更新時期を約60年(R22年度)と見込んでいるが、当施設は、R1・2年度に大規模改修を、R4年度に防水工事といった大きな工事を行っていることから、大ホール空調設備更新後20年を経過する令和28年度を更新時期とする。	A	A	B	継続実施
607	文化振興事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	・市民がさまざまな芸術文化に触れることで、豊かに暮らすための文化振興活動の活性化を図る。 ・文化団体の自主事業運営の推進を図り、市民の芸術文化活動への参加を促進する。 ・子どもの豊かな心や感性、創造力やコミュニケーション能力を育み、地域文化の担い手を育成する。	・さまざまな芸術文化活動を愛好し、実践している市民の各種発表及び作品等を展示するため、しもつけ市民芸術文化祭を開催する。 ・文化団体相互の連絡協調と会員相互の親睦融和を図り、下野市の文化活動の振興及び文化的水準の向上発展を目的とする下野市文化協会の運営を補助し、活動に対し協力する。 ・次世代を担う児童・生徒に、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、市立学校において芸術鑑賞事業を開催する。	A	A	A	継続実施
608	グリムの森・グリムの館管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	・財団の能力を活用しつつ、市民等に対する「グリムの森・グリムの館」の効率及び効果を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る。また、財団による芸術・文化等の振興及び生涯学習の推進並びに都市の緑化の普及を図る。 ・指定管理料及び市補助金による限られた予算の中で最大限の効果を出すため、来場者の意見を取り入れながら、事業内容を見直し、改善に努力する。	＜指定管理事業＞・「グリムの森・グリムの館」の利用許可及び維持管理業務を行う。 ・市民等を対象とした文化公演や展示会等を開催する。 ＜補助事業＞・一般財団法人グリムの里いしばしの運営に関すること。 ・収益を伴わない公益事業を開催する。	A	A	A	継続実施
609	グリムの森施設整備事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	グリムの森・グリムの館は開園後25年以上が経過していることから、改修・設備更新を実施する。グリムの森・グリムの館・お菓子の家の簡易な修繕を継続して行う。	グリムの森・グリムの館・お菓子の家の適正な維持管理運営のため、随時設備更新・修繕工事を実施する。 グリムの館について、建築後28年経過していることから、グリムの館改善保全計画に基づき更新・改修工事を実施し長寿命化を図る。	A	A	B	継続実施
610	人権教育事業	3 暮らしいきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	教育委員会	生涯学習文化課	継続	市民の人権意識の向上を図るため、昨今の社会問題となっている様々な人権問題に関する学習機会を提供する。	市民人権講座の開催 人権教育講演会の開催(隔年開催)	A	A	A	継続実施
611	文化財保護事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	市内の国・県・市指定の文化財(107件)や埋蔵文化財(包蔵地500カ所)と共に下野市文化財保存活用地域計画策定過程で確認された今後追加指定の可能性の高い文化財の保存と活用に向けた「東の飛鳥プロジェクト」を推進するため、文化財保護審議会に諮りながら事業の進展を図る。また、文化財のマスタープランである『第2期下野市文化財保存活用地域計画』を策定する。	国・県・市指定文化財及び現状では未指定の文化財の保存・活用に向けた適正な管理、修理、追加指定を市文化財保護審議会に諮りながら実施する。 開発行為に伴う包蔵地に関する届出の事務及び現地立会い等の実施。 令和2年度に国の認定を受けた『下野市文化財保存活用地域計画』の第2期計画を策定する。また、この計画に基づき、市内に所在する文化財の保存・継承を図りながら、「東の飛鳥プロジェクト」として、観光や学校教育・生涯学習に向けた、文化財を活かしたまちづくり事業を推進する。	A	A	A	継続実施
612	デジタルミュージアム運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	市内の国・県・市指定の文化財や埋蔵文化財等を保存・活用し、歴史を活かしたまちづくり事業「東の飛鳥プロジェクト」を推進するため、下野市文化財バーチャルミュージアムを運営し、市の歴史文化の情報発信・PRを行う。 また、郷土の歴史や文化に対する子どもたちの理解を深めるため、キッズ向けページによる情報発信の充実を図る。	平成23年度に作成した下野市文化財バーチャルミュージアムの運営。コンテンツの追加や作成を随時行う。 下野薬師寺歴史館及びしもつけ風土記の丘資料館の情報の充実を図る。	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
613	下野薬師寺跡保存事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	大正10年に国の史跡に指定された下野薬師寺跡の保存整備を図るために策定した「下野薬師寺跡保存管理計画書」に基づき、史跡地の公有化・発掘調査を行い、史跡整備・管理事業を推進する。また、必要に応じて指定地の追加指定を実施する。	H13年度に第1期整備工事(寺院地南西部・西回廊周辺)、H30年度に第2期整備工事(再建塔周辺)が完了したことから、令和2年度に第3期整備基本計画を策定した。今後は基本計画に基づいて金堂及び東金堂・講堂等の保存整備工事を実施する。また、供用開始から20年が経過した第1期整備地区の改修計画、指定範囲の拡大など、今後の保存整備に関する方針についても決定する。 文化庁・県教育委員会・史跡整備委員会の指導に基づき、史跡の保存・整備・管理活用に向けた方針等の検討を行う。 史跡整備のための発掘調査及び報告書の作成を実施する。 史跡地の適切な保存管理の実施。 史跡下野薬師寺跡第3期保存整備の実施設計。	A	A	A	継続実施
614	下野薬師寺跡整備事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	大正10年に国の史跡に指定された下野薬師寺跡の保存・活用を図るため「下野薬師寺跡第2期保存管理計画書」及び「下野薬師寺跡第3期保存整備基本計画書」に基づき、史跡の整備事業を推進する。	H13年度に第1期整備工事(寺院地南西部・西回廊周辺)、H30年度に第2期整備工事(再建塔周辺)が完了した。令和2年度に策定した第3期保存整備基本計画に基づき、金堂及び東金堂・講堂等の保存整備工事を実施する。また、供用開始から20年が経過した第1期整備地区の補修や史跡指定範囲内での公有化を実施する。	A	A	A	継続実施
615	下野国分寺跡保存事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	大正10年に国の史跡に指定された下野国分寺跡の保存活用を図るため、平成25年度に平地林をを活かした第1次史跡整備を実施し、見学者への案内・解説や体験学習等に活用している。全国の国分寺の中でも主要建物跡が整備された貴重な国分寺であり、県内外からの見学者も多いことから、下野国分寺跡を適切に保存・活用を行うことを目的として事業を実施する。	国有地を含めた国史跡指定地の管理、史跡整備に伴う発掘調査の報告書の作成を行うとともに、令和3年5月2日にリニューアルしたしもつけ風土記の丘資料館と併せた見学の対応を行う。	A	A	A	継続実施
616	下野国分尼寺跡保存事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	昭和40年に国の史跡として指定された下野国分尼寺跡はこれまでに2期にわたる整備事業が実施され、史跡公園として活用されている。この尼寺跡を適切に保存活用するために管理及び活用を行うとともに、今後の史跡の保存活用の方針等を示すため、下野国分尼寺跡保存活用計画の策定に向けた検討を行う。	史跡の適切な保存のために管理を行うほか、しもつけ風土記の丘資料館と合わせた見学等の活用を行う。また、今後の史跡の適切な保存活用を行うため、保存活用計画策定に向けた検討を行う。	A	A	A	継続実施
617	市内遺跡発掘調査事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	市内に所在する国・県・市指定史跡等の保存・活用を図るために発掘調査等を行う。未指定の遺跡についても発掘調査を行い、史跡指定の可能性等を検討する等の保護を検討する。また、発掘調査により出土した遺物等の保存修理を実施する。	国指定史跡下野薬師寺跡の指定地内及び周辺地域での範囲内容確認調査を行うほか、未指定である三王山南塚古墳群の発掘調査を実施し、史跡へ指定等について検討する。また、過去に実施した発掘調査の報告書刊行のための整理作業を行う。その他、国の重要文化財に指定されている甲塚古墳出土遺物(埴輪・土器)の保存修理を実施する。	A	A	A	継続実施
618	下野薬師寺歴史館管理運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	史跡下野薬師寺跡の保存活用のため、史跡公園を一般公開するとともに、下野薬師寺跡のガイダンス施設である歴史館の管理運営の充実に努め、普及啓発と情報発信を促進する。	史跡まつりの開催。 下野薬師寺ボランティアの支援。 南河内小中学校とのふるさと学習の実施。 各種文化財関連関連講座の開催(こども歴史講座等)。 YouTube動画による史跡地の解説、案内。 団体や学校の歴史学習等の受け入れを積極的に行う。また、ボランティアとの連携により、施設の活性化を図る。	A	A	A	継続実施
619	しもつけ風土記の丘資料館管理運営事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	「下野市歴史的風致維持向上計画」及び「下野市文化財保存活用地域計画」を推進するため、文化財の情報発信施設としての活用を図る。また、観光部局とも連携を図り、本市の歴史文化や魅力を市内外へ発信する。	発掘調査等で収蔵した資料の活用を図るため、わかりやすい展示及び各種イベント・講座等の学習機会の提供、市内外に向けた情報の発信を行う。また、「東の飛鳥」プロジェクトを推進するためのPRを行っていく。今後は博物館法に基づく登録博物館への登録を検討する。	A	A	A	継続実施
620	東の飛鳥プロジェクト推進事業	1 人いきいきプロジェクト	ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	本市は、東国における飛鳥時代の変遷を表す遺跡が集中するという歴史的特性を有している。このことから本市を「東の飛鳥」と称し、「東の飛鳥」ブランドを活用した文化財啓発普及事業を展開する。関連する古代の史跡や遺跡から出土した資料等のほか、民俗文化財や歴史資料、古文書などの史料の調査研究を実施する。また、その成果を基に市民に分かりやすく市の歴史・文化財について啓発普及活動を行い、市民の郷土愛の醸成とともに、市内外へPRすることによって文化財を活用した観光振興に努める。	・「東の飛鳥」ブランドのPR事業(イベント・講演会等)、関連グッズの作成 ・市内に所在する古文書及び民具等の調査収集の推進。かんぴょう生産道具の登録有形民俗文化財への登録推進、市内文化財のデジタルアーカイブスの整理 ・市内小中学校、公民館等への歴史、文化財に関する学習機会の提供 ・文化財ガイドアプリ(ストリートミュージアム等)の運営	A	A	A	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
621	東の飛鳥プロジェクト整備事業	1 人いきいきプロジェクト	ハード事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	継続	本市は、東国における飛鳥時代の変遷を示す遺跡が集中するという歴史的特性を有している。このことから本市では「東の飛鳥」ブランドを活用した文化財の活用を進めている。この「東の飛鳥」プロジェクトの推進の一環として、「下野市歴史的風致維持向上計画」に位置付けられている「下野薬師寺いにしへの道整備事業」の実施と合わせ、各種事業を進めることにより、文化財の市内外へのPRを行い、文化財を活用した観光振興に努める。	「下野薬師寺いにしへの道整備事業」として御鷲山古墳(未指定)の整備、トイレや四阿の設置、下野薬師寺歴史館の駐車場整備等を実施する。事業の実施に当たっては町なみ環境整備事業を活用する。	A	A	A	継続実施
622	史跡保存事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	文化財課	新規	国指定史跡下野薬師寺跡・下野国分寺跡・下野国分尼寺跡の保護と活用を図るため、史跡の適切な保存管理を実施する。必要に応じて、史跡地の発掘調査、公有化、史跡整備、指定地の追加指定を実施する。令和6年度まで、史跡下野薬師寺跡・下野国分寺跡・下野国分尼寺跡保存事業として推進してきた事業を1事業に統合した。	下野薬師寺跡については、文化庁・県文化振興課・史跡整備委員会の指導のもと、第3期整備基本計画(R2年度策定)に基づいて、供用開始から20年が経過した第1期整備地区の改修、未整備の金堂及び東金堂・講堂等の保存整備工事を実施に際し、下野薬師寺跡保存整備委員会を開催する。 下野国分寺跡については、一括管理以外の史跡と史跡公園内の樹木管理、国有地の除草清掃・見回り監視を行う。また、地元PTAとの連携による除草清掃を実施する。 下野国分尼寺跡については、一括管理以外の史跡と史跡公園内の淡墨桜等の樹木管理を実施する。 (R6年度から国分寺跡・尼寺跡については、保全管理課で一括管理に移行済)	A	A	A	継続実施
623	保健体育総務事務費		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	スポーツ振興行政の運営全般に関する事業であり、その基盤となるスポーツ推進審議会、スポーツ推進委員、少年スポーツ指導員、その他、B&G海洋センターに関する事務事業を執行する。	市スポーツ推進審議会は、スポーツの推進に関する事項等について調査審議をする。 市スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び市民のスポーツに関する理解を深める活動等を行う。 市少年スポーツ指導員は、市スポーツ少年団の育成及び少年スポーツ活動の振興に関する事業を行う。	A	A	A	継続実施
624	スポーツ振興事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	市民のスポーツニーズに的確に対応しながらスポーツ振興を図る。また、各種スポーツ団体の補助については、より効果的な事業運営ができるよう支援を行う。 市民が生涯をとおしてスポーツを楽しむ取り組みきっかけとするため、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供しスポーツの振興を図る。また、本市の生涯スポーツ推進の核となっている各種スポーツ団体を補助育成し生涯スポーツ推進の基盤を強化する。	スポーツに接する機会の提供を図るため、各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催する。 スポーツへの関心を高めるため、ニュースポーツの普及推進を図る。また、障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ交流会を開催する。 競技スポーツの向上及び少年スポーツの振興を図るため、スポーツ協会、スポーツ少年団に補助金を交付して支援する。 全国大会等出場者へ激励金及び褒賞金を交付し、スポーツ活動の支援を行う。	A	A	A	継続実施
625	市民体育祭開催事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	市民総スポーツひとり1スポーツの基本理念のもと、地域の融和と一体化を図り、併せて地域コミュニティの醸成を図るため市民体育祭を開催する。	市民体育祭の自治会対抗の種目別大会としてティーボール大会及びキンボールスポーツ大会を、運動会として石橋地区及び国分寺地区でそれぞれ開催する。南河内地区については、運動会に代えてスポーツフェスティバルを開催する。	A	B	B	見直し実施
626	総合型地域スポーツクラブ活動支援事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	国のスポーツ基本計画に基づき生涯をとおしてスポーツに親しめる環境づくりや活力ある地域コミュニティづくりを目的に設置され、現在では地域住民が主体となって、地域に密着した特色ある事業を展開し地域スポーツの推進役となっているスポーツクラブの活動を支援する。	3地区に設置された各クラブに対し、活動運営費の補助を行い自主運営に向けた活動を支援する。	A	B	A	継続実施
627	体育館管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	体育館の維持管理を実施する。(南河内体育センター・南河内東体育館・石橋体育センター・国分寺B&G海洋センター・国分寺聖武館・旧国分寺西小学校体育館) ➤体育センター等の窓口業務を総合型スポーツクラブへ委託する。 ➤体育館の清掃作業、保守点検、修繕等を実施する。 ➤体育館の消耗品費、光熱水費を支出する。 ➤体育館の備品の補充及び更新等を実施する。	A	A	B	継続実施
628	運動場管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	運動場の維持管理を実施する。(別処山公園・大松山運動公園・国分寺運動公園・五千石球場・諏訪山球場・西坪山球場・南河内球場・南河内東部運動広場・尼寺グラウンド・みのわ古城公園・南河内ゲートボール場・南河内テニスコート・祇園原テニスコート) ➤運動場の清掃作業、保守点検、修繕、樹木管理等を実施する。 ➤運動場の消耗品費、光熱水費等を支出する。 ➤競技用備品の補充及び更新等を実施する。	A	A	B	継続実施
629	武道館管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	武道館の維持管理を実施する。(南河内武道館、石橋武道館、国分寺武道館) ➤武道館の清掃作業、保守点検、修繕等を実施する。 ➤武道館の消耗品費、光熱水費等を支出する。	A	A	B	継続実施

No.	計画事業名称	重点事業	種類	裁量	所管部	所管課	新規継続	事業目的	事業概要	事務事業評価			
										必要性	有効性	効率性	総合評価
630	弓道場管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	生涯スポーツの推進を図るため、スポーツの場を提供する。	弓道場の維持管理を実施する。(石橋弓道場・国分寺静思館) ➤弓道場の清掃作業、保守点検、修繕等を実施する。 ➤弓道場の消耗品費、光熱水費等を支出する。	A	A	B	継続実施
631	プール管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	生涯スポーツの推進を図るため、スポーツの場を提供する。	プールの維持管理を実施する。(国分寺B&G海洋センタープール) ➤プールの運営業務委託を実施する。 ➤プールの保守点検、修繕等を実施する。 ➤プールの消耗品費、光熱水費等を支出する。	A	A	A	継続実施
632	スポーツ交流館管理事業		ソフト事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	生涯スポーツの推進を図るため、スポーツの場を提供する。	スポーツ交流館の維持管理を実施する。 ➤スポーツ交流館の保守点検、修繕等を実施する。 ➤スポーツ交流館の消耗品費、光熱水費等を支出する。 ➤スポーツ交流館の備品の更新を実施する。	A	A	B	継続実施
633	運動場改修事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	➤別処山運動公園張芝工事 ➤南河内テニスコート付随施設工事	A	A	B	継続実施
634	体育施設改修事業		ハード事業	裁量あり	教育委員会	スポーツ振興課	継続	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	➤南河内体育センター改築工事実施設計 ➤旧国分寺西小プール解体工事 ➤その他体育施設改修工事	A	A	B	継続実施